

日田市文化財保存活用地域計画

(素案)

令和5年12月

日田市教育庁文化財保護

目 次

序 章	1
1. 計画の作成と背景	
2. 地域計画作成の体制	
3. 地域計画の位置づけ	
4. 計画期間	
5. 計画の対象	
第1章 日田市の概要	17
1. 自然的・地理的環境	
2. 社会的環境	
3. 歴史的環境	
第2章 日田市の文化財の概要	44
1. 日田市の指定等文化財	
2. 埋蔵文化財	
3. 日本遺産・世界遺産	
4. 未指定文化財	
第3章 日田市の歴史文化の特性	54
第4章 文化財の把握・調査	57
1. 文化財の調査概要	
2. 文化財の調査の課題	
3. 未指定文化財の調査の方針・措置	
第5章 文化財の保存・活用に関する基本理念・基本方針	59
1. 文化財の保存・活用に関する基本理念	
2. 文化財の保存・活用に関する基本方針	
第6章 文化財の保存・活用に関する現状と課題・方針・措置	61
1. 文化財の保存・活用に関する現状と課題	
2. 文化財の保存・活用に関する方針	
3. 文化財の保存・活用に関する措置	

第7章	文化財の総合的・一体的な保存と活用	77
	1. 関連文化財群の目的	
	2. 関連文化財群の考え方	
	3. 日田市の関連文化財群	
	4. 関連文化財群ごとのテーマ、ストーリーの概要及び構成文化財	
	5. 関連文化財群ごとの保存・活用に関する現状と課題・方針	
	6. 関連文化財群ごとの保存・活用に関する措置	
第8章	文化財の防災・防犯	100
	1. 文化財の防災・防犯に関する現状と課題	
	2. 文化財の防災・防犯に関する方針	
	3. 文化財の防災・防犯に関する措置	
第9章	文化財の保存・活用の推進体制	102

序章

1. 計画の作成と背景

日田市（以下「本市」という。）は、北部九州のほぼ中央、大分県の西部に位置する。周囲を阿蘇、くじゅう山系や英彦山系の美しい山々に囲まれ、これらの山系から流れ出る豊富な水が合流する日田盆地と緑豊かな森林や丘陵地で市域が形成されている。市内を流れる筑後川の上流、三隈川の豊かな水流を利用して、人々は日々の生活だけでなく、鵜飼（県指定無形民俗文化財）や川遊びなどにも興じてきた。一方、もともと日田は水利の悪い土地であったが、江戸時代後期に廣瀬久兵衛らが小ヶ瀬井路を開削し、市内に水路を巡らせた。こうして、本市はいつしか「水郷」と呼ばれるようになり、「水郷日田」として今も人々に親しまれている。また、本市は古くから北部九州の各地を結ぶ交通の要衝として栄え、江戸時代には幕府の直轄地（当時は「御料」と呼ばれたが、ここでは以下、現在における俗称である「天領」とする。）として西国筋郡代が置かれるなど、九州幕府領の政治・経済の中心地として発展してきた。

本市では、このような美しく豊かな自然の恵みを受け、地域固有の歴史と風土に恵まれて築き上げてきた文化的な環境の中で、地域独特の文化芸術が生まれ、多くの分野にわたり文化活動が展開されてきた。そのような中、平成27（2015）年に、咸宜園跡（国指定史跡）や日田市豆田町（国選定重要伝統的建造物群保存地区）などを構成文化財とする日田市のほか、茨城県水戸市、栃木県足利市、岡山県備前市の4市が、「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」として日本遺産に認定された。なお、この日本遺産を現在「近世日本の教育遺産群」として世界文化遺産登録を目指し、先の4市で教育遺産の調査研究や普及啓発を進めている。

そして、平成28（2016）年には日田祇園の曳山行事（国指定重要無形民俗文化財）がユネスコの無形文化遺産に登録され、これらの文化財は日本国内はもとより、世界にその魅力を発信することが、地域社会に活力を生み出す大切な財産となっている。

また、本市では市内に数多く残されている貴重な文化財を適切に保存・継承するとともに、多くの人々に文化財に身近に触れて親しんでいただけるよう、様々な活動を行っている。例えば豆田町においては、草野家住宅（国指定重要文化財）や廣瀬淡窓旧宅及び墓（国指定史跡）の保存整備事業において、建築技術者や教育機関を対象とした現場見学会を毎年開催してきた。また、市内の遺跡から出土した埋蔵文化財の整理、保管及び展示施設である日田市埋蔵文化財センターでの考古学講座の開催や子ども達を対象とした火熾し体験などの実施をはじめに、日本遺産「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」においては、本市内の小学校4年生～6年生を対象とした日本遺産子どもガイドの研修会や他の日本遺産と連携した公開講座を定期的に行い、情報発信に努めている。

一方で、近年、高齢化や人口減少などにより、芸術文化や生活文化に関わる文化財を中心として保存・継承が困難になってきている。将来にわたって文化財を保存・活用していくために、市民の地域の歴史を愛する心を育み、文化財の普及啓発を図るための活動が求められている。

また、平成24（2012）年7月九州北部豪雨をはじめ、平成28（2016）年4月の熊本地震、平成29（2017）年7月九州豪雨、令和2（2020）年7月豪雨といった大規模災害が多発していることから、文化財をこのような大規模災害から守るための対策を講じる必要も出てきた。

文化活動が遺した有形無形の文化財は、市民の人間性を育て、地域のアイデンティティを確立

する、市民共通の貴重な財産である。そのため、先人から受け継いできた文化遺産と伝統を守るとともに、文化活動の輪を更に広げながら将来に引き継いでいく必要がある。そこで、本市の貴重な宝である多種多様な文化財を調査・把握し、総合的・一体的に捉え、まちづくりや観光などの他の分野とも連携し、地域総がかりで将来への保存・活用に繋げていくため、『日田市文化財保存活用地域計画』（以下「本計画」という。）を策定する。

2. 地域計画作成の体制

本計画作成にあたっては、学識経験者、文化財所有者、観光団体、文化財関係団体及び行政関係者等で構成される「日田市文化財保存活用地域計画協議会」を設置し、日田市教育庁文化財保護課が事務局となって検討を行った。また、内部の意見調整や情報共有を図るため、「日田市文化財保存活用地域計画庁内部会」を設置し、説明や報告、意見聴取を行った。そのほか、日田市文化財保護審議会への説明や報告、意見聴取を経て本計画の作成を行った。

日田市文化財保存活用地域計画協議会 名簿（敬称略）

氏名	専門分野	所属等	備考
飯沼 賢司	歴史	別府大学 特任教授	会長
古田 京太郎	植物	日田市立博物館協議会 委員長	副会長
古田 嘉寿美	文化財の活用	国登録有形文化財 後藤家住宅 所有者代理 有限会社 和くら 代表取締役社長	
大森 洋子	景観保全	久留米工業大学 学長補佐	
武末 純一	考古	福岡大学 名誉教授 春日市奴国の丘歴史資料館 名誉館長	
段上 達雄	民俗	別府大学 特任教授	
養父 信義	建築	NPO法人 本物の伝統を守る会 理事長	
黒木 陽介	観光	一般社団法人 日田市観光協会 事務局長	
樋口 恒成	商工	日田商工会議所 事務局長	令和3・4年度
伊藤 宏	同上	同上	令和5年度～
佐藤 信	行政（文化財）	大分県教育庁文化課 主査	令和3・4年度
越智 淳平	同上	大分県教育庁文化課 副主幹	令和5年度～
岡野 涼子	人材育成	一般社団法人 NINAU 代表理事	令和3・4年度
上野 夕揮	同上	一般社団法人 NINAU	令和5年度～
神山 淳	社会教育	一般財団法人 日田市公民館運営事業団 朝日公民館主事	
佐藤 隆博	学校教育	日田市小学校教育課程等研究協議会 小学校社会科部会 副主任	
和田 秀秋	まちづくり	日田市自治会連合会 副会長	
原田 勝宏	考古	日田考古学同好会 幹事	令和5年度～

日田市文化財保存活用地域計画庁内部会

部局名	部名	課名
教育委員会	教育庁	学校教育課
		社会教育課
市長部局	総務部	防災・危機管理課
	企画振興部	地方創生推進課
		まちづくり推進課
	市民環境部	環境課
	商工観光部	商工労政課
		観光課
	農林振興部	農業振興課
		林業振興課
土木建築部	都市整備課	

日田市文化財保護審議会

氏名	専門分野	所属等	備考
渡辺 文雄	有形文化財 [絵画・彫刻他]	元別府大学教授	
豊田 寛三	有形文化財 [古文書・古記録]	大分大学名誉教授	令和3・4年度
大津 祐司	同上	大分県立歴史博物館	令和5年度～
下村 智	有形文化財 [考古資料]	別府大学名誉教授	
伊東 龍一	有形文化財 [建造物]	熊本大学名誉教授	
段上 達雄	無形文化財	別府大学特任教授	
後藤 宗俊	史跡	別府大学名誉教授	
神川 建彦	天然記念物	特定非営利活動法人 初島森林植物園ネットワーク 理事長	
山田 拓伸	保存技術	元大分県立歴史博物館	令和3・4年度
渡辺 智恵美	同上	別府大学教授	令和5年度～
江面 嗣人	伝統的建造物	岡山理科大学教授	
大森 洋子	文化的景観	久留米工業大学 学長補佐	
大神 信澄	文化財の活用	日田市文化財保護員協議会	
佐藤 隆博	同上	日田市小・中学校教育課程等 研究協議会 小学校社会科部会	
千田 昇	地形・地質	大分大学名誉教授	令和4年度 臨時委員

日田市文化財保存活用地域計画協議会 経過

	日時	場所	審議内容
第1回	令和3(2021)年 10月15日	日田市役所 4階庁議室	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保存活用地域計画、大分県文化財保存活用大綱について 日田市の文化財について 日田市文化財保存活用地域計画の作成の取組について
第2回	令和4(2022)年 3月24日	日田市役所 4階庁議室	<ul style="list-style-type: none"> 日田市文化財保存活用地域計画の章立ての作成について 日田市の歴史文化の特徴の作成について
第3回	令和5(2023)年 3月21日	日田市役所 4階庁議室	<ul style="list-style-type: none"> 事業の進捗状況について 文化財の総合把握調査について 日田市の歴史文化の特徴について
第4回	令和5(2023)年 10月27日	日田市役所 4階庁議室	<ul style="list-style-type: none"> 日田市文化財保存活用地域計画(骨子案)について 日田市文化財保存活用地域計画措置一覧について 日田市文化財保存活用地域計画素案(序章・第1章)について 今後のスケジュールについて
第5回	令和5(2023)年 12月27日	日田市役所 4階庁議室	<ul style="list-style-type: none"> 日田市文化財保存活用地域計画(素案)について 今後のスケジュールについて

日田市文化財保存活用地域計画庁内部会 経過

	日時	場所	審議内容
第1回	令和3(2021)年 12月27日	日田市役所 7階中会議室	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保存活用地域計画について 文化財の保存・活用の推進及び連携体制について 今後のスケジュールについて
第2回	令和5(2023)年 3月22日	日田市役所 5階501会議室	<ul style="list-style-type: none"> 進捗状況について 日田の歴史文化を絡めることが出来る事業等について
第3回	令和6(2024)年 1月 日	日田市役所	<ul style="list-style-type: none"> 日田市文化財保存活用地域計画(素案)について 関係各課が取り組む措置(施策)について 今後のスケジュールについて

日田市文化財保護審議会 経過

	日時	場所	審議内容
第1回	令和3(2021)年 5月26日～6月4日	書面開催	・日田市文化財保存活用地域計画の作成の 取組について
第2回	令和4(2022)年 8月9日	日田市役所 4階庁議室	・令和3年度の報告について ・令和4年度の予定について ・今後のスケジュールについて
第3回	令和5(2023)年 2月2日	日田市役所 別館3階 大会議室	・令和4年度の進捗状況について ・今後のスケジュールについて

3. 地域計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法第183条の3の規定に基づく法定計画として作成し、本市が目指す目標の実現に向けた中・長期的な基本方針を定めるマスタープランと、短期的に取り組む具体的な内容を示したアクションプラン（実施計画）となる。

本計画の作成にあたっては、大分県内における文化財の保存・活用に関する施策の大綱である『大分県文化財保存活用大綱』を勘案し、市政の最上位計画である『第6次日田市総合計画』及び教育分野の上位計画となる『日田市教育大綱』などを踏まえるとともに、庁内関係各課が策定等した各種計画との連携・調整を図った。

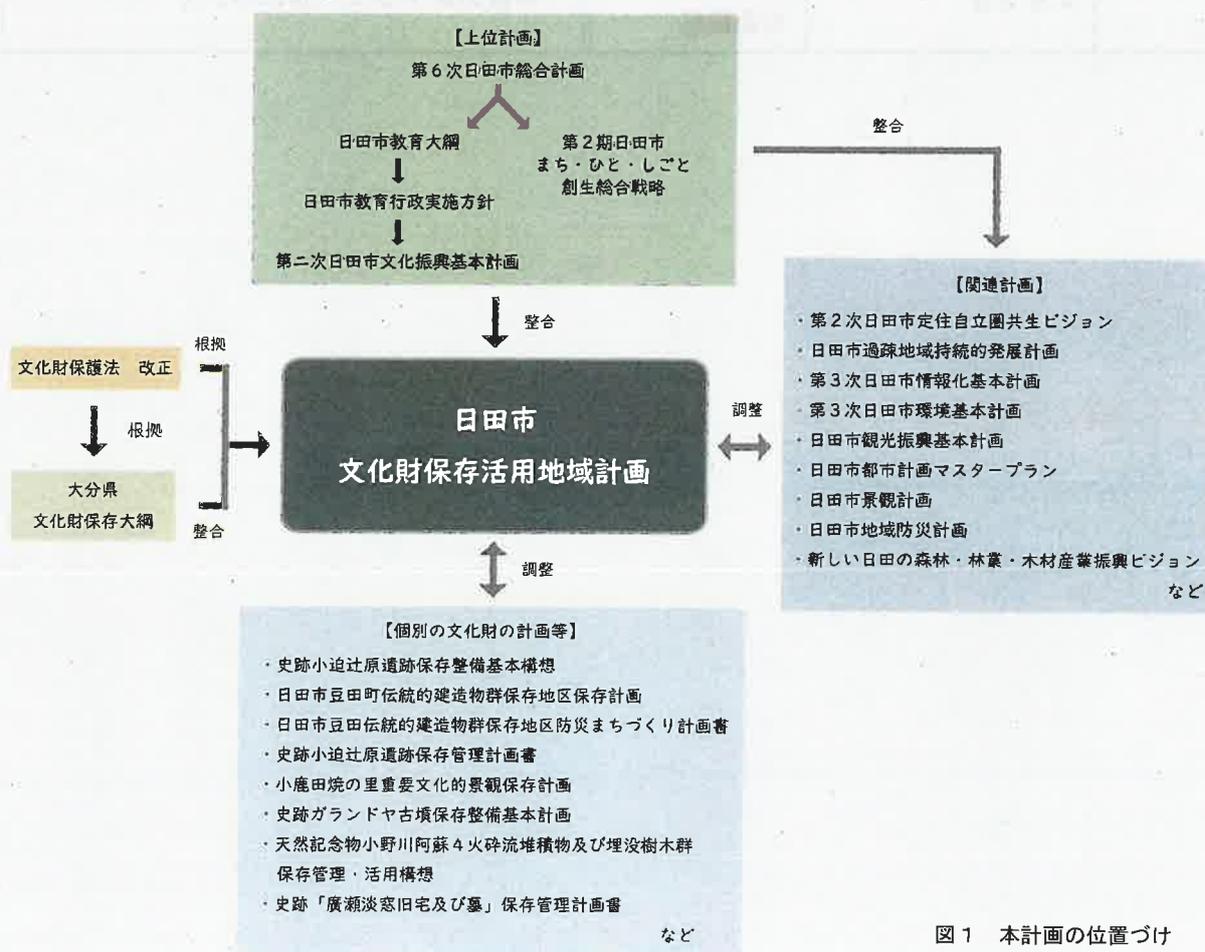


図1 本計画の位置づけ

(1) 上位計画

① 第6次日田市総合計画

『第6次日田市総合計画』は、本市が目指す将来像を実現するために実施する政策を明らかにし、市民と行政がまちづくりを協働して進めるための指針である。また、本市の最上位計画として総合的かつ計画的な行政運営を行うための方針となるものである。

『第6次日田市総合計画』の計画期間は平成29(2017)年度から令和9(2027)年度としており、計画の構成は基本構想、基本計画及び実施計画により構成している。

基本計画は第1期計画を3年間、第2期計画を4年間、第3計画を4年間に区分して策定しており、現在は第2期計画である。

第2期計画は六つの章から構成され、特に文化財に関する施策については、「やりがいと魅力をつくる～価値を磨き続ける ひた～産業振興3-(4)観光の振興 ①地域資源を活かした観光の魅力づくり」「安全で快適に暮らす～便利も快適もそろえる ひた～生活基盤4-(4)地域特性を活かした空間づくり ②景観の形成」、「学ぶ楽しさを増やす ～学ぶ機会に満ちる ひた～教育・文化5-(2)文化芸術の振興 ①文化財や芸術文化の保存、継承と発展」、「同章(3)生涯学習の充実 ②博物館の機能の充実」などにおいて示している。

② 第2期日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

『第2期日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略』は、国の総合戦略及び大分県の総合戦略を勘案しつつ、本市の最上位計画である『第6次日田市総合計画』や『日田市人口ビジョン』を踏まえ、基本目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものである。

計画期間は令和2(2020)年度から令和5(2023)年度としており、「若い世代が住み続けたいと思うふるさと日田を創る」を基本目標に掲げている。

『第2期日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略』においては、総合戦略の中に行政と民間などが相互に推進していく内容を記載することで連携を図り、目標の達成を目指している。特に文化財に関する施策については、「移住・定住に向けた取組」「まちづくり活動への支援」において示している。

③ 日田市教育大綱

『日田市教育大綱』は、地域住民の意向のより一層の反映と日田市における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、日田市長と日田市教育委員会が協議して定めた、日田市の教育行政を推進するための基本指針となるもので、『第6次日田市総合計画』及び『日田市教育行政実施方針』と連動し、『第2期日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略』とも整合性を図っている。

実施期間は令和4(2022)年度から令和9(2027)年度までの6年間となっており、「未来を切り拓き、ふるさとを愛するひとづくり」を基本理念に掲げ、その理念に基づく五つの基本方針が掲げられている。特に文化財に関しては、「5.咸宜園などふるさとの歴史と文化を守り、未来につなぎます。」という基本理念を掲げている。

教育大綱の具体的な取組は、『日田市教育行政実施方針』に示している。

④ 日田市教育行政実施方針

『日田市教育行政実施方針』は、教育に関する現状と課題を的確に把握し、その解決や進展を図るための方策を明文化し、一貫したより良い教育の実現を目指すため、教育大綱で示された基本方針を実現するための具体的な取組を示すものであり、『第6次日田市総合計画』と連動し、かつ、国が策定した『教育振興基本計画』を参考として策定した。

計画期間は令和4（2022）年度から令和5（2023）年度までの2年間としており、その構成は四つの章から成り立っている。特に文化財に関する施策については、「IV《文化芸術の振興》IV-第1ふるさとの歴史・文化の保存と未来へ向けての活用」において、「1.ふるさとの歴史・文化の保存と未来へ向けての活用」「2.保存と活用に向けた環境の整備」「3.愛護意識の高揚と愛護活動への支援」「4.咸宜園教育等の普及啓発と世界文化遺産登録」の四つを示している。

⑤ 第2次日田市文化振興基本計画

『第2次日田市文化振興基本計画』は、文化の振興に当たっての基本理念を基に、市民の芸術文化活動や本市の歴史ある文化遺産、生活の中の文化などを活用し、生き生きと心豊かに暮らせる地域社会を実現するため、文化に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的として策定している。

計画期間は平成29（2017）年度から令和9（2027）年度までの11年間となっており、さらに11年の計画期間を3年、4年、4年の3期に区分している。

基本理念として、「（1）文化の保存、継承」「（2）日田らしい歴史、風土の反映」「（3）市民の主体的な参加」「（4）文化活動の尊重」「（5）誰もが文化に接することができる環境整備」「（6）情報の受発信と交流の推進」「（7）市民の意見の反映」の七つを掲げており、これらの基本理念のもと、地域を活性化させる文化力を活用し、市民生活に安らぎと潤いを与えながら、行政、市民や文化団体、事業所などの協働によって「心豊かで輝く人の育つ活力ある地域社会」の実現を将来像としている。

（2）関連計画

① 第2次日田市定住自立圏共生ビジョン

『第2次日田市定住自立圏共生ビジョン』は、『第6次日田市総合計画』を上位計画とし、旧日田市の区域と、旧前津江村、旧中津江村、旧上津江村、旧大山町、旧天瀬町の区域で形成する「日田市定住自立圏」のどこでも誰もが安心して定住できる環境を整備するとともに、自立するための経済基盤を確立し、魅力あふれる圏域を形成することを目的として策定した。

計画期間は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間であり、基本方針として、三つの項目を示している。

特に文化財に関する事業については、「基本方針1.生活機能の強化（2）文化芸術 ア文化芸術の振興」に取組の内容と機能分担について記載している。

② 日田市過疎地域持続的発展計画

『日田市過疎地域持続的発展計画』は、令和3（2021）年4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の規定に基づき、市内全域を対象として、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源などを活用した地域活力の更なる向上の実現を目的に策定した。

計画には、地域の持続的発展の基本的方針に関する事項、地域の持続的発展に関する目標などを定め、計画期間は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までである。

構成は13の項目から成り立っており、特に文化財に関する施策については、「11. 地域文化の振興等」において、現況と問題点及び対策などについて示している。

③ 日田市地域防災計画

『日田市地域防災計画』は、大分県地域防災計画との整合性を図りながら、日田市における防災活動体制の整備確立を図るとともに、地域内の関係機関を網羅した総合的な計画として定め、もって防災活動の効果的な実施を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、策定した。「市民の生命、身体及び財産を災害から保護する」という防災の究極の目標(理念)を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策などについて、風水害及び地震それぞれに三つの基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結びつけながら防災対策を総合的に推進している。

このうち、文化財に関する施策について、風水害に関するものは、「第2部災害予防計画(風水害) 第2章災害に強いまちづくり 3. 文化財の災害予防対策」の中の「(1)文化財防災施設の設置促進」「(2)文化財防災施設の維持管理」「(3)歴史資料等の防災対策の推進」において示している。また、地震に関するものは、「第2部災害予防計画(地震編) 第2章災害に強いまちづくり 3. 文化財構造物及び公開・収蔵施設の耐震性の確保」の中の「(1)文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の基本方針」「(2)文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の実施」において示している。

④ 第3次日田市情報化基本計画

次の計画について、更新後修正。

『第3次日田市情報化基本計画』は、情報通信技術を活用することにより、豊かな市民生活を実現することを目的として策定した。

第3次情報化基本計画は、『第2次日田市情報化基本計画』の進捗状況について検証を行うとともに、これまでに整備した情報システム環境の利活用と見直しを主な目標としている。

計画期間は平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までの5年間としており、その構成は四つの章で構成している。

特に文化財に関しては、「第3章 日田市のIT環境 3-2. 第2次日田市情報化基本計画の進捗状況」において、「文化財資料の電子化と各種情報の提供」の進捗状況について、記載している。

⑤ 第3次日田市環境基本計画

『第3次日田市環境基本計画』は、環境保全及び創造に関する目標や施策の基本的方向を示し、総合的かつ計画的に推進することを目的として策定した。

『第3次日田市環境基本計画』は、世界的な気候変動問題、プラスチック問題の深刻化や環境・経済・社会の三側面が関連し複雑化した課題に対応し、持続可能な世界を実現するための「持続可能な開発目標(SDGs)」の考えのもと、受け継がれてきた「水郷ひた」と呼ばれる恵まれた自然環境を守り、環境と共生する持続可能なまちづくりを推進するため、策定した。

計画期間は、令和3(2021)年度から、令和9年(2027)年度までとしており、施策の柱として四つの項目を定めている。

このうち、文化財に関する施策については、「施策の柱1. 地域資源を生かすまち～水郷ひたづくりの推進～」の「基本施策(7) 歴史的・文化的資源の保全・活用、良好な景観の保全」において、「1 歴史的・文化的資源の保全・活用を図ります。」「2 良好な町並み景観を保全します。」という施策の方向を示している。

⑥ 新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョン

『新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョン』は、相互に関連する森林・林業・木材産業のあるべき姿の実現のため、森林・林業・木材産業関係者だけでなく、森林の有する多面的機能の恩恵を受ける市民の理解を深めながら、長期的視点に立って取り組む、日田市が目指すべき森林の姿と基幹産業である林業・木材産業振興の基本的な指針である。

計画期間は13年となっており、4年ごとに必要に応じて見直しを行っている。

「(1) 森林を守り・育てる」、「(2) 森林を活かす」、「(3) 森林でつながる」という三つのテーマのうち、「(1) 森林を守り・育てる」の「①多面的機能発揮する豊かな森林づくり ○市有林の活用」の中で、日田祇園の山鉾の車輪や小鹿田の唐臼となる材料を育てる目的で、市有林にアカマツ3,200本を植栽するという「地域文化財継承へ「祇園の森」の取組」を紹介している。

⑦ 日田市観光振興基本計画

次の計画について、更新後修正。

『日田市観光振興基本計画』は、旅行者のニーズの多様化など、観光を取り巻く環境の変化に柔軟に対応すべく、本市の特性を活かした持続可能な“観光振興によるまちづくり”を目指して、その基本となる理念・基本方針・基本施策を掲げ、行政や観光協会、観光関連事業者、観光関連団体のみならず、市民や各種団体、事業者などが一体となって観光振興を図るための指針として策定した。

計画期間は平成25(2013)年度から令和4(2022)年度までとなっており、基本方針として五つの項目を定めている。

特に文化財に関する施策については、「基本方針1. 地域資源を活かした観光の魅力づくり 基本施策(2) “天領”の歴史・文化を活かした観光の魅力づくり」において、「①天領の町並みを核とした観光事業の推進」「②咸宜園等の歴史的資源の活用」を、基本的取組として示している。

⑧ 日田市景観計画

『日田市景観計画』は、都市部における画一的な開発や都市の形成、また農村部における後継者不足などによる耕作放棄地や荒廃林地の増加など、経済性や効率性を追求したまちづくりによる景観破壊から、市民・事業者・行政が協働して、日田市特有の良好な景観を守り、育て、後世に継承していくため、策定した。

旧日田市、旧天瀬町、旧大山町、旧上津江村、旧中津江村、旧前津江村の六つの地域は、それぞれが持つ豊かな地域資源により独自の景観特性を有しており、合併によって行政区域は一体となったが、実効性の高い景観形成を図るために、それぞれの地域の特性をふまえ、景観計画区域を

四つの景観形成重点地区、三つの線的な景観軸、三つの面的なゾーン、一つの特別区のあわせて11ゾーンに区分している。

基本理念として「自然と地域と人がつながる“水郷日田”の景観まちづくり」を掲げ、さらに目標として、「①豊かな自然環境を守る景観まちづくり」「②地域をつなげる景観まちづくり」「③地域の個性を活かした景観まちづくり」「④みんなが主役の景観まちづくり」を掲げている。また、これらの目標を達成するため、基本方針として、「①暮らしを支える農林山村を守り・育てます。」「②地域をつなぐ“おもてなし空間”を形成します。」「③歴史と伝統が息づく町並み景観を守り、活かします。」「④身近で日常的な景観を一人ひとりが守り、育みます。」を掲げている。

⑨ 日田市都市計画マスタープラン

『日田市都市計画マスタープラン』は、都市計画法第18条の2に基づき「日田市の都市計画に関する基本的な方針」を示すものである。市民の意見を反映しながら、“日田市における将来の都市像”の方向性を示すことで、地域ごとの課題に応じた都市施設の整備方針などを定めている。土地の利用方法や道路・公園・上下水道などの施設整備の目標に加え、自然環境や景観、防災などに関する現況や動向を考慮した“長期的なまちづくりの基本構想”である。

計画期間は平成25(2013)年度から令和15(2033)年度までとしており、将来の都市像を『水と緑と人を育み、歴史豊かな活気ある交流都市』とし、五つの基本方針を掲げている。この基本方針を元に、土地利用・交通体系・公園緑地・都市施設・景観・防災など、都市計画に関する分野毎にまちづくりの方針を設定している。

特に文化財に関する施策については、「1.土地利用の方針」における「歴史文化交流地」や、「5.景観の方針」において示している。

(3) 個別の文化財の計画など

① 史跡小迫辻原遺跡保存整備基本構想

『史跡小迫辻原遺跡保存整備基本構想』は、国指定史跡である小迫辻原遺跡を恒久的に保存し、生涯学習や、地域交流ネットワーク、観光振興の拠点として整備・活用を図ることを目的とし、平成10(1998)年3月に策定した。あくまでも史跡指定地内の計画を重視するため、まず指定地内の計画を行い、次にその内容を受けて周辺計画を行う流れとした。

史跡指定地内の整備方針については、「基本的に、遺構の変遷が理解できるよう、4つの時代を整備する。」「4つの時代の遺構を年次ごとに整備する。」「特に、1号条溝・2号環濠居館・2号環濠は優先的に整備する。」とし、指定地周辺の整備方針については、「広大な用地を活用し、生涯学習だけでなく、周辺地で農業振興をはかる施設を整備する。」「遺跡及び市内を俯瞰できる施設を整備する。」「周辺地域との交流ネットワークを図る施設を整備する。」とし、それぞれの整備方針に沿った計画を示している。

②日田市豆田町伝統的建造物群保存地区保存計画

『日田市豆田町伝統的建造物群保存地区保存計画』は、日田市豆田町伝統的建造物群保存地区の町並みを保存するとともに、積極的に活用することにより、本市の文化的環境の維持と生活環境の向上に資することを目的とし、平成 16（2004）年 7 月に策定した。

保存地区では、歴史的風致の維持形成を図るため、伝統的建造物群を構成する建築物や工作物、これと一体をなす環境要素を保存すべき物件として特定し、建築物等の現状変更に対して、適切な基準を設けている。また、標識、説明板などの管理施設及び設備を伝統的町並みに調和した形式・構造で設置し、景観の維持に努める方針を掲げている。

③日田市豆田町伝統的建造物群保存地区防災まちづくり計画書

『日田市豆田町伝統的建造物群保存地区防災まちづくり計画書』は、『日田市地域防災計画』に基づきつつ豆田町の伝統的建造物群の無為な消失を防ぎ、住民が主体となって防災まちづくりを実現することを目的とし、平成 18（2006）年 3 月に策定した。

防災まちづくりのテーマを「災害に強い建物群の形成の歴史を活かしたまちづくり」とし、「防災性能の高い建物環境づくり」「災害に強い町並み基盤づくり」「防災意識の高いコミュニティづくり」の三つの基本方針を掲げている。その上で、それぞれの方針に沿った防災まちづくり計画と、その具体化を図った事業計画を示している。

④史跡小迫辻原遺跡保存管理計画書

『史跡小迫辻原遺跡保存管理計画書』は、国指定史跡である小迫辻原遺跡を将来にわたり適切に保存・管理していくことを目的に、史跡の本質的価値を明確にし、保存・管理における方針とその方法、将来像と土地公有化の方針、現状変更などの取扱いについての基準などを定めるとともに、史跡の本質的価値を再確認し、追加指定などについて検討することを目的とし、平成 22（2010）年度に策定した保存管理計画書である。

保存管理の考え方として、「史跡の恒久的な保存を行う。」「将来的な史跡環境の整備を見据えた保存管理を行う。」「地域住民の生産活動などに配慮した史跡保存を行う。」「市民協働の保存管理を行う。」の四つを提示し、それらの考えを盛り込んだ「①史跡の構成要素の概念整理」「②保存管理方法の提示」「③現状変更等に関する取り扱い基準の明確化と公有化の方針の提示」「④本質的価値の保存のための追加指定等の検討と周辺環境の保全」、「⑤本質的価値の保存を前提とした整備・活用」「⑥保存管理の体制」の六つの保存管理の基本方針を定めている。

⑤史跡ガランドヤ古墳保存整備基本計画

『史跡ガランドヤ古墳保存整備基本計画』は、国指定史跡であるガランドヤ古墳の保存整備の基本となることを目的とし、平成 23（2011）年 3 月 11 日に策定した。

保存の方針として、ガランドヤ古墳の価値の中で最も重要な石室とその内部壁面に描かれた装飾壁画を確実に保存し、後世に伝えていくことを目的に、現状を詳細に把握するための調査及び最適な保存環境を得るための試験などを積極的に実施していくことを掲げている。また、遺構の保存整備と併行して周辺環境及び景観についての整備を行い、遺構の保存のための施設・処理な

どがその機能を十全に発揮できるようにするとともに、来訪者にとって親しみやすい環境を形成することを掲げている。

活用の方針として、ガランドや古墳が持つ本質的価値を理解できるような表現手法を用いて、広く一般に公開し、貴重な歴史的遺産について学べる場を提供するとともに、文化的観光資源として積極的に情報を発信していくことと、市内の指定文化財や他市の装飾古墳と連携した文化的活動を通じて、郷土文化への理解と愛着を深め、文化財愛護思想の啓発を促すことを掲げている。また、史跡の管理・活用においても、市民や地域住民が主体的に、行政と協働して無理なく維持していける体制をつくることも掲げている。

⑥天然記念物小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群保存管理・活用構想

『天然記念物小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群保存管理・活用構想』は、国指定天然記念物である小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群を将来にわたり適切に保存・管理、活用していくことを目的に、その方針と方法、現状変更などの取扱いについての基準などを定めることを目的とし、平成24(2012)年3月30日に策定した。

保存管理の原則である「①天然記念物の恒久的な保存を行う。」「②天然記念物の特徴・価値を踏まえた保存管理と活用を行う。」「③現状に即した柔軟な対応を行う。」に基づき、「①天然記念物の構成要素の特性の把握」「②保存管理方法の提示」「③現状変更等に関する取り扱い基準の明確化」「④本質的価値の保存のための追加指定等の検討と周辺環境の保全」「⑤本質的価値の保存を前提とした活用構想」の五つの基本方針を定めている。

⑦小鹿田焼の里文化的景観保存計画

『小鹿田焼の里文化的景観保存計画』は、小鹿田焼の里の貴重な文化的景観を適切に保存管理し、地域特有の土地利用の歴史や生活生業の姿を伝え、地域活性化に資する資源として広く活用を図ることを目的として、平成22(2010)年3月に策定した、将来にわたる保護の基本的な考え方や方向性を示すものである。

計画では、「陶郷の原風景をもとめ、里と里山景観の美しさを次世代へ伝える」ことを目指し、「生業を支えた里、里山景観を保全します」「集落景観と窯場のたたずまいを継承します」「良好な景観の保全と協議等による景観形成を図ります」「来訪者への利便性向上を図ります」の四つの基本方針を掲げている。また、文化的景観を構成する要素のうち、特に文化財として価値が高い物件を「重要景観構成要素」と位置づけ、建築物・工作物・環境要素の三つの種別に分けて要件を整えた上、それぞれの保存・整備方針を示している。

⑧史跡『廣瀬淡窓旧宅及び墓』保存管理計画書

『史跡『廣瀬淡窓旧宅及び墓』保存管理計画書』は、国指定史跡である廣瀬淡窓旧宅及び墓を将来にわたり適切に保存管理していくために、史跡の本質的価値を明確にし、保存管理における方針とその方法、現状変更などの取扱いについての基準などを定め、整備活用などを含めた将来像を示すことを目的とし、平成26(2014)年度に策定した保存管理計画書である。

保存管理の目標を「史跡廣瀬淡窓旧宅及び墓の本質的価値を構成する要素を適切に保存し、その価値を高めるとともに、史跡と一体となった豆田町の町並みや周辺文化財と連携した保存活用を図り、日田市を代表する史跡として次世代に継承する。」とし、その目標に基づいて「所有者や史跡利用者の活動に配慮しつつ、史跡の恒久的な保存を行う。」「史跡の本質的な価値や遺構その他の特性を踏まえて、将来的な史跡環境整備を見据えた適切な保存管理を行う。」「豆田町などの周辺文化財と一体となった史跡の価値を顕在化する環境整備を図る。」「市民活動や各種計画などに基づく取組などと連携を図り、継続的保存管理を担う人材の育成や管理体制の強化を図る。」の四つの保存管理の基本方針を掲げている。

⑨史跡咸宜園跡保存活用計画

『史跡咸宜園跡保存活用計画書』は、国指定史跡である咸宜園跡を将来にわたり適切に保存管理していくために、史跡の本質的価値を明確にし、保存・活用における方針とその方法、現状変更などの取扱いについての基準などを定め、整備活用などを含めた将来像を示すことを目的とし、令和5（2023）年度中に策定を予定している計画書である。

（4）大分県の関連計画

①大分県文化財保存活用大綱

『大分県文化財保存活用大綱』は、大分県における文化財の保存・活用の基本的な方向性などを定めることを目的とし、令和3（2021）年3月に策定された。

目指すべき将来像として「人々が文化財の価値を発見し、その価値を共有することを通して持続可能な継承が図られる社会」を掲げ、この将来像を達成するために「①文化財を「知る」「②文化財を「活かす」「③文化財を「守る」」の三つの方向性を示している。

4. 計画期間

本計画の計画期間は、令和7（2025）年度～令和17（2035）年度の11年間とする。

ただし、計画期間中に『第7次日田市総合計画』の策定が行われる予定であり、これにあわせて、文化財を取り巻く社会状況や事業の進捗状況を踏まえた見直しを行うこととする。

見直しの結果、計画の変更が必要な場合には、文化財保護法第183条の4の規定に基づき、軽微な変更を除き、文化庁長官による変更の認定を受けることとする。また、軽微な変更の場合には、大分県及び文化庁へ報告することとする。軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- ・計画期間の変更
- ・市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

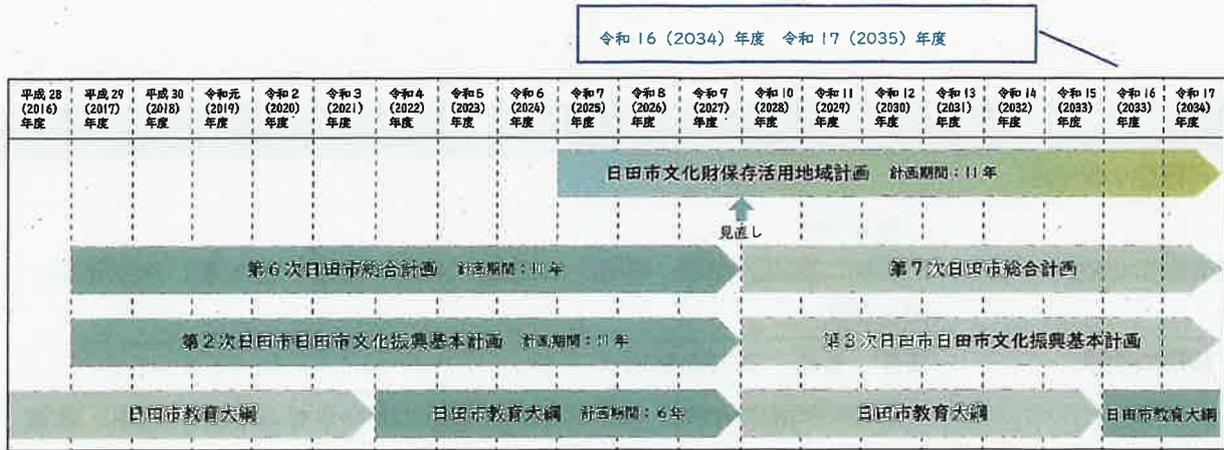


図2 計画期間

5. 計画の対象

文化財保護法第2条で規定されている文化財には、「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」があり、これらのうち重要なものを重要文化財、史跡名勝天然記念物等として、国や県、市町村が指定・選定等を行い、重点的に保護措置を図っている（以下「指定等文化財」という。）。この他、土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財の保存・修理に欠くことのできない伝統的な技術・技能（文化財保存技術）も保護の対象とされている。

一方で、『第2次日田市文化振興基本計画』では、対象とする文化に、「芸術文化（美術、写真、書道、音楽、舞踊、演劇、建築など）」や「メディア芸術（映画など）」、「伝統芸能（神楽、民謡、民踊など）」、「伝統技術（陶芸、木竹工芸、漆工芸、漁法、建築技術など）」、「生活文化（茶道、華道、食、方言、街並み、景観、自然など）」などを挙げている。このように長い歴史の中で人々の営みによって生み出され、今日まで守り伝えられてきた文化財は本市に数多く存在するが、そのほとんどは法や条例では指定されていないいわゆる「未指定」の状態となっている（以下「未指定文化財」という。）。

そこで、本計画では、文化財保護法に基づく指定等の有無、有形・無形を問わず、地域に残る豊かな自然、ふるさとの歴史と伝統に育まれた全ての文化財を対象とし、その調査・保存に努め、併せて教育や観光など様々な分野での活用を図ることによって、貴重な財産である文化財を後世に伝えていくことを目指す。

表1 文化財保護法が対象とする文化財の種類一覧

文化財類型	種類
6 類型の文化財	
有形文化財	【建造物】 【美術工芸品】 絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術など
民俗文化財	【有形の民俗文化財】 無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋など 【無形の民俗文化財】 衣食住・生業・信仰・年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術
記念物	【遺跡】 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅など 【名勝地】 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳など 【動物、植物、地質鉱物】
文化的景観	【地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地】 棚田・里山・用水路など
伝統的建造物群	【周囲の環境と一体となっている伝統的な建造物群】 宿場町、城下町、農漁村など
そのほかの文化財	
埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡といわれている場所）
文化財の保存技術	文化財の保存に必要な材料や用具の生産・製作、修理・修復の技術など

第1章 日田市の概要

1. 自然的・地理的環境

(1) 位置

本市は、北部九州のほぼ中央にあたる大分県の西部に位置し、東は玖珠郡玖珠町、熊本県阿蘇郡小国町、西は福岡県朝倉市、うきは市、八女市、南は熊本県菊池市、山鹿市、阿蘇市、阿蘇郡南小国町、北は中津市、福岡県朝倉郡東峰村、田川郡添田町と接している。平成17(2005)年3月22日に天瀬町・大山町・上津江村・中津江村・前津江村との合併により、東西24.9km、南北48.6km、面積666.03km²となった。

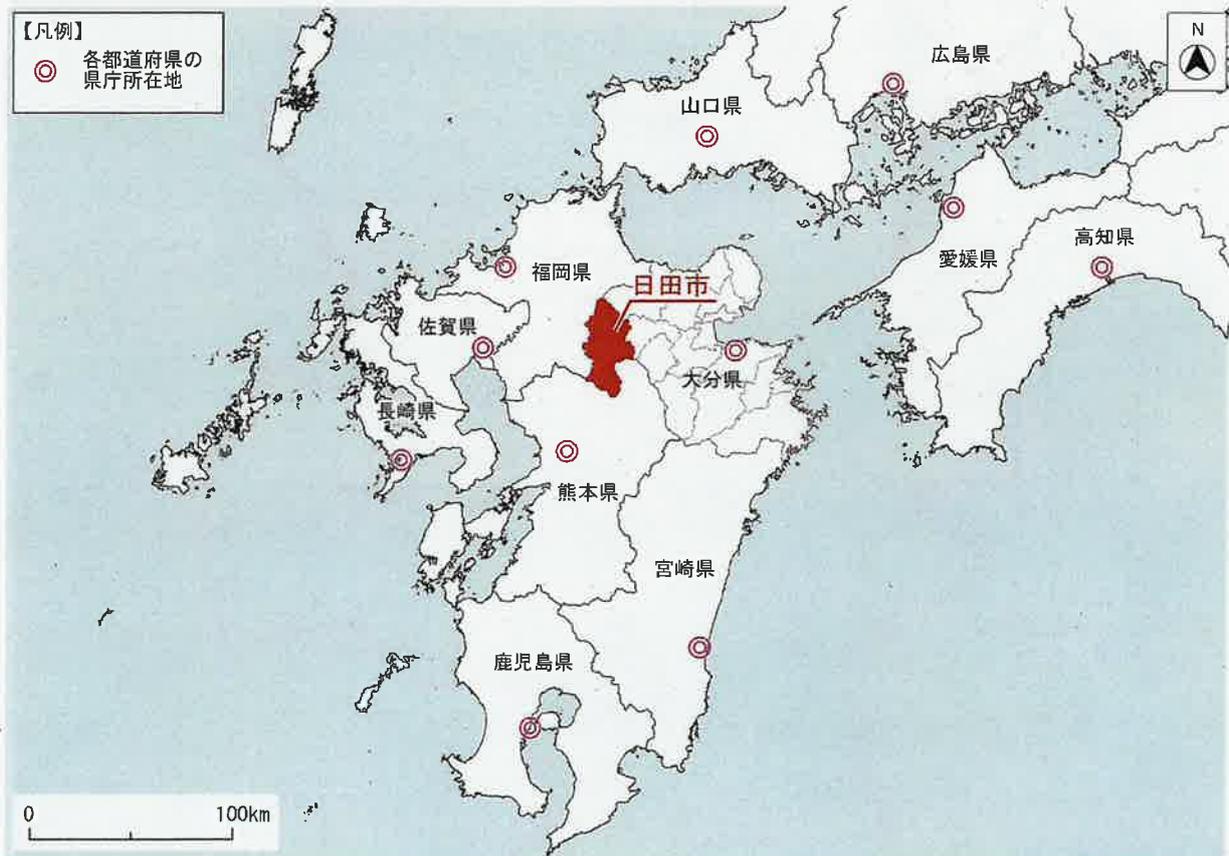


図3 本市の位置(広域)

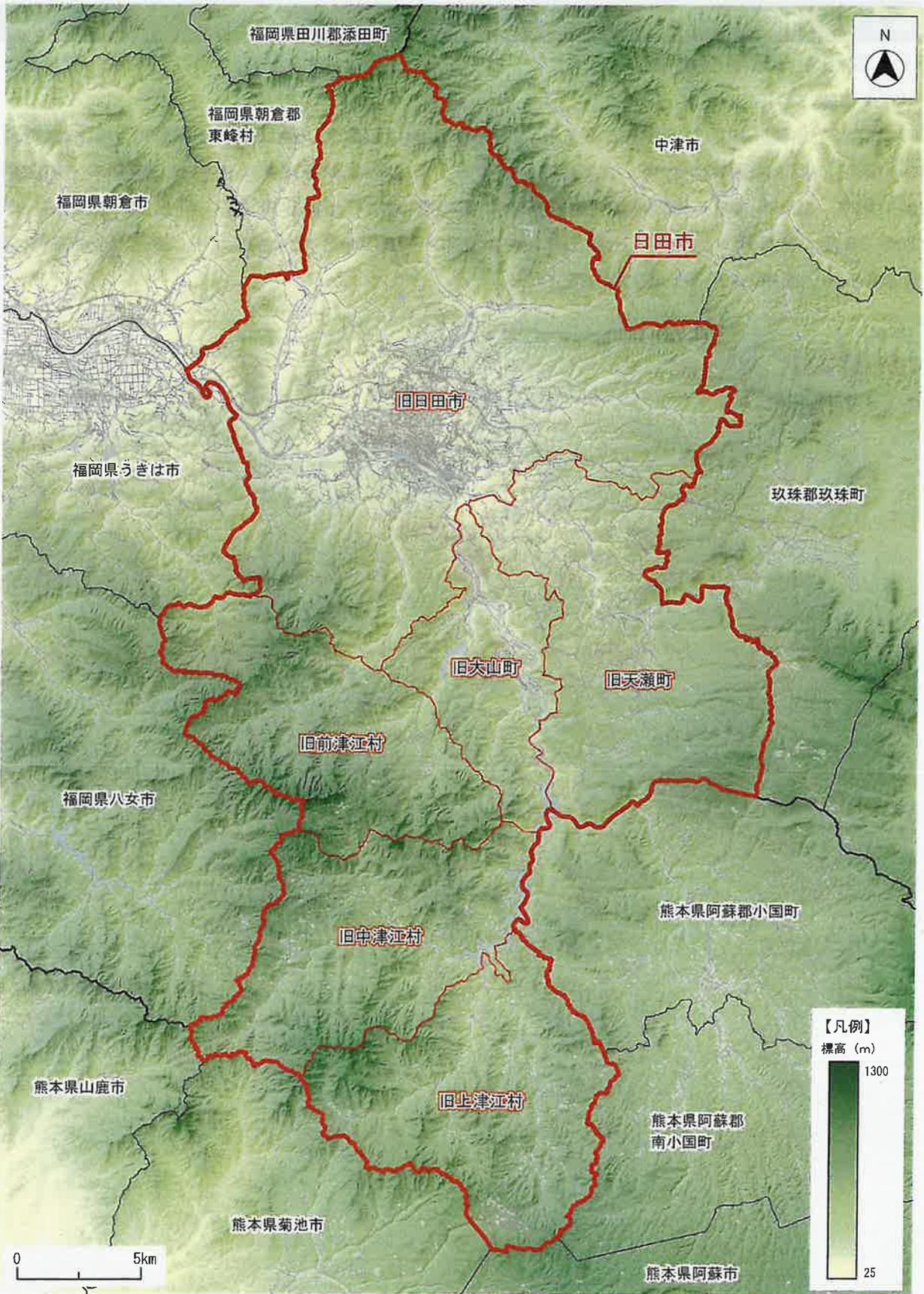


図4 本市の位置 (拡大)

(2) 地形

本市の地形は、周囲を阿蘇外輪山やくじゅう山系、英彦山系の山々に囲まれた特徴的で起伏に富んだ地形を有している。北半分は典型的な盆地地形で、日田盆地と称される。現在の市街地に当たるのが日田盆地の沖積面で、標高は約75～90mを測る。盆地内には、筑紫及び阿蘇火砕流堆積物の残存である日隈・月隈・星隈の日田三丘があり、盆地底沖積面周囲には、山田原・吹上原・葛が原・須の原・町野原・佐寺原・長者原などの、「原」と呼ばれる標高150m前後の台地が段丘状に広がっている。この台地の外側には竜体山・西の山・片峰・大石峠など標高約200～600mの溶岩や礫岩からなる台地が巡り、さらにその外側の市の境界域には岳滅鬼山・大将陣山・一尺八寸山・月出山岳といった標高約700～1,000m級の山々が連なる。これらの北部から西部に連なる山々からは小野川、花月川、有田川などの河川が日田盆地に注ぎ、三隈川と合流している。

一方、日田盆地の南部には、釈迦岳や御前岳、渡神岳、酒呑童子山など標高1,000mを越える山々が連なり、津江山地と呼ばれている。津江山系の源流から流れ出る豊富な水は、大山川や玖珠川などを流れて日田盆地で合流し、三隈川となり、さらに台地の合間を縫うようにして流れ出る高瀬川、串川、内河野川といった小河川が合流して九州最大の河川である筑



後川となる。さらに西流して大肥川が合流し筑後平野を経て有明海へと注いでいる。このように市域の水系は上津江町の楮畑川を除き、すべて筑後川上流地域に位置づけられる。

近世になると小ヶ瀬井路をはじめとした人工水路が築かれた。このような水利・水系は「水郷」日田の基礎となっている。

盆地内に流れ込むいくつかの小河川流域は谷底平野を形成している。周辺の玖珠川や大山川の流域では、崖状の深い谷地形が形成されている。そのため、玖珠川流域では、その右岸に広がる五馬台地を流れてきた小河川が合流付近で滝となっている。

また、『日本書紀』や『豊後国風土記』によると、天武天皇7(678)年に筑紫国で大地震が起こり、当時の日田郡でも各所に山崩れが起こり温泉が湧き出たとの記述がある。実際に桜竹や赤岩を中心とした河川敷には、単純硫黄の温泉源が自然湧出しており、源泉は古くから天ヶ瀬温泉の名で知られるなど、この地域特有の景観となっている。また、南部の津江地域では、昭和28(1953)年の西日本集中豪雨を契機に建設された下笠ダムをはじめとしたダム湖が多く形成されている。

御前岳の山頂や渓谷沿いにはブナ、ミズナラ、シオジなどの原生林が残っており、ここから湧き出る水は「御前岳湧水」と呼ばれ大分の名水に選ばれている。

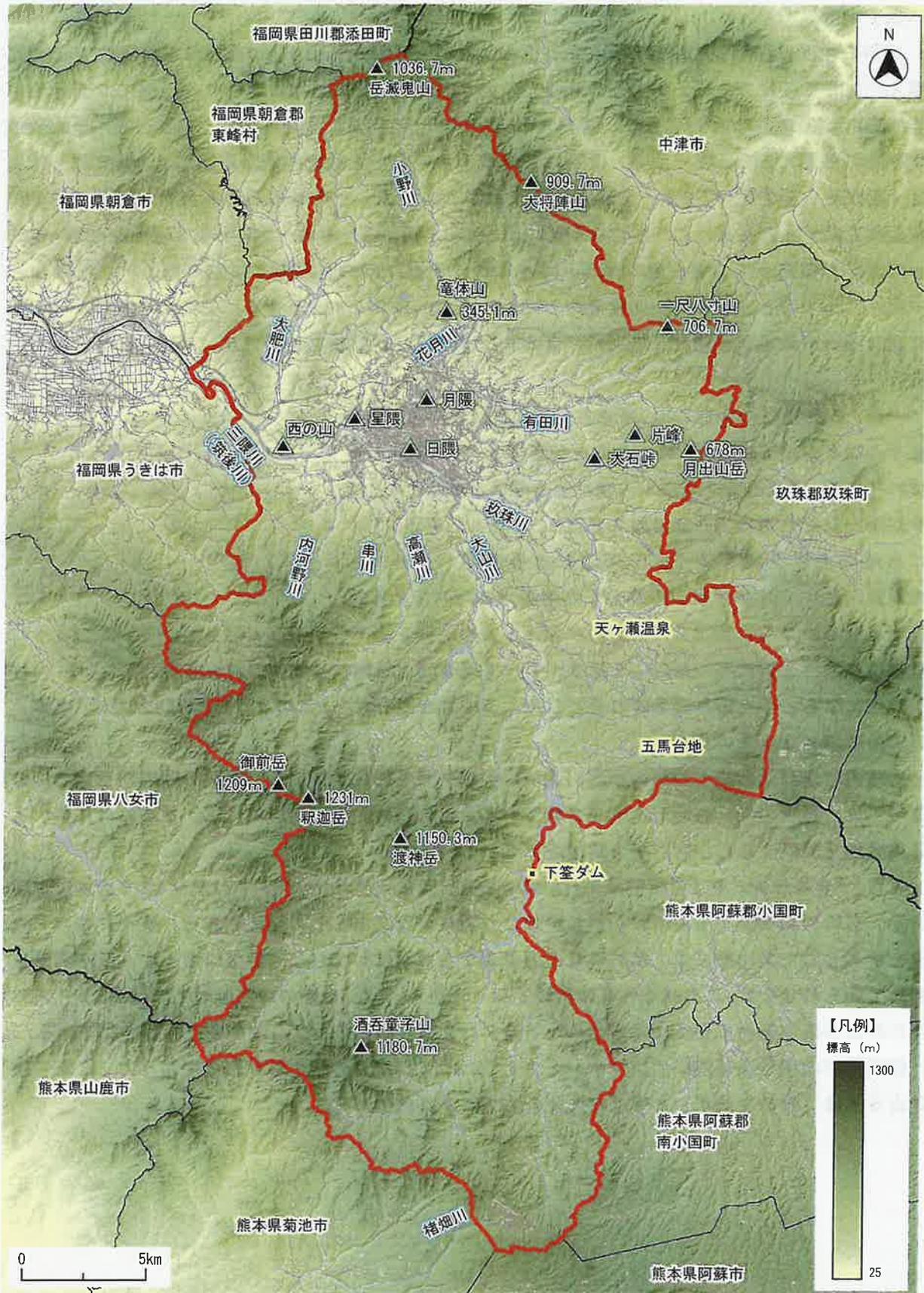


図5 地形図

(3) 地質

本市中心部の日隈山や会所山などの丘陵は、津江山地で見られる輝石安山岩からなり、日田盆地内でこの岩石が見られるのはこの2か所のみである。

市南西部の前津江町柚木や北部の殿町小野川河床では、今から3億～2億7千万年前の結晶片岩（黒色片岩）と呼ばれる変成岩（三郡変成岩）が見られ、上津江町の兵戸峠や川原川上流部では、中世代白亜紀（1億2千万～9千万年前）に変成岩を貫入して地上に噴出してきた岩石と考えられている花崗岩の露頭が見られる。これらの変成岩や花崗岩は、日田地域の基盤岩となっている。

北西部の大肥本町白岩や南部の上津江町兵戸峠では、古第三紀始新世（4,500万～4,000万年前）に地球規模の温暖化の進行によって、大陸の一部が海に沈んだことを示す地層が見られる。

北部の小野川上流域（源栄町・殿町）や鶴河内川上流域（鶴城町）では、山国累層（760万～610万年前）と名付けられ、緑灰色をした変朽安山岩（プロピライト）が広く分布している。同じく南部の中津江村鯛生から西部の前津江町柚木一帯にかけても暗灰色をした変朽安山岩が分布し、ここでは鯛生層群（760万～610万年前）と名付けられている。源栄町にある小鹿田焼（国指定重要無形文化財）の陶土原料は、後の火山活動によって高温に熱せられた地下水が上昇し、変朽安山岩を蒸したことによって陶土に適した土へと変化したと考えられている。

津江山地では火山活動が始まる前に湖が形成されており、この時の湖の跡が新第三紀系の星原層と考えられている。星原層と似たような地層は下流域の大山町にも分布している。一方、津江山地の火山活動に伴ってその地下ではマグマによる熱水作用を受け、鯛生金山のもととなる金銀鉱床が形成されていった。

小野川中流域から大肥川・鶴河内川流域周辺には、凝灰角礫岩や火山円礫岩、軽石凝灰岩などで構成された北坂本累層（610万～520万年前）と名付けられた地層が山国累層を覆うように分布している。この北坂本累層によって作られた自然景観は耶馬溪と呼ばれ、本市では中津市との境にある一尺八寸山の一部が国の名勝に指定されており、耶馬日田英彦山国定公園の一部としても保護されている。

西部の夜明ダム付近から北部の畦倉山や大日ヶ岳（福岡県東峰村）、英彦山、岳減鬼山、仏来ノ山などの山々は北坂本累層を覆うように鮮新世輝石安山岩（470万～340万年前）が広く分布している。

三隈川から南部、大山川より西部の釈迦岳や御前岳、渡神岳、酒呑童子山などの津江山地の山々は、今から360万年前から久留米―日出線より南側、大分―熊本構造線（中央構造線）より北側の範囲で大規模な隆起が起り、その中でマグマによる火山活動が活発となって輝石安山岩を中心とした溶岩が噴出してできた。

大山川より東部は五馬台地と呼ばれ、100万年前に玖珠盆地付近より噴出した耶馬溪火砕流堆積物にかめいしざん ほねやま 龜石山や万年山などから噴出した溶岩が覆い、平坦



図6 日田市周辺の地体構造図

な台地が広がっている。この耶馬溪火砕流堆積物は日田盆地東部を中心に広く分布し、日田盆地西部の高井町川下まで及んでいる。

天瀬町の高尾川、矢瀬川沿いでは、かつて馬原地域一帯が玢珠盆地まで広がる大きな湖が形成されていたことを示す太田川層(140～120万年前)が分布する。この地層の中からは、珪藻・植物・魚類・貝類・哺乳類などの化石が産出した。植物の一つヒメバラモミは、現在北アルプス(長野県)など国内で標高の高い場所にしか自生していないことを考えると、当時は今よりはるかに冷涼な気候であったことをものがたる。コイ科魚類の喉頭歯化石の中には国内には生息していないダニオ垂科(ゼブラフィッシュなどの仲間)がみつき、ワニやサイなどの足跡化石もみられることから、今は国内で生息していない動物も大陸と陸続きだった当時には日本で暮らしていたことが明らかとなった。

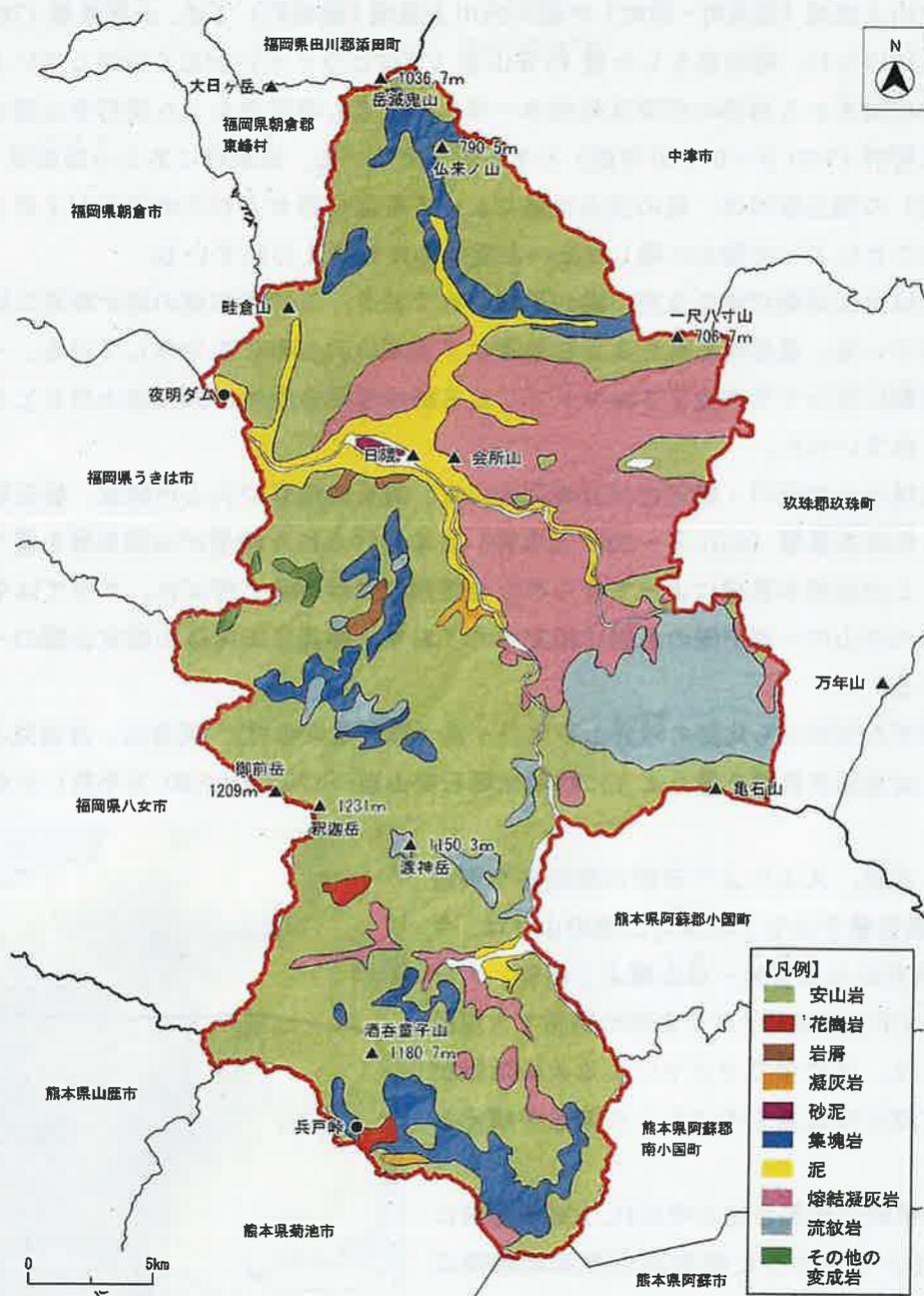


図7 地質図

大山町一帯では、大山川による浸食で流れ込んだ土砂が堆積したとみられる大山層（77万～36万年前）が分布する。この泥岩の中からは淡水魚や二枚貝、昆虫、植物化石などが多く産出する。太田川層と同様にサイヤワニ、シカといった動物の足跡化石のほか、珪藻化石では新種のステファノディスクスヒタエンシス（和名ヒタトゲカサケイソウ）が発見された。また、メタセコイアは国内では絶滅したとされているが、この大山層が堆積した頃までは国内に自生していたとみられている。

日田盆地の周囲の台地の崖などには、凝灰岩の地層が見られる。この地層の多くは、27万年前に火山活動を開始した阿蘇山の、爆発的噴火（9万年前）により堆積した阿蘇4火砕流堆積物と考えられている。この中の樹木群が「小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群」として国の天然記念物に指定されている。

（4）気候

本市は地理的に内陸型気候であると言われ、気温の年変化や日変化が大きい。周辺に中小河川が縦横に走っていることと、夜間急激に地面の温度が下がることから、秋から冬にかけて底霧の発生をみることが多い。内陸特有の性質から昼夜の気温差が大きく、また夏季は雷をともなう驟雨（にわか雨）性の降雨が発生する。風は地形の影響で西又は西北西の風が多く、風速は比較的弱い。年平均気温は 15.4℃、年間降水量は 1,810.4 mm、年平均湿度は 74.0%で比較的温暖多湿の気候といえる。



山間部にあたる前津江町椿ヶ鼻の降水量は 2,853 mmと、平地部と比較して多い。高い山々に雲がぶつかりそこに停滞して多くの雨を降らせることが原因とみられている。この日田地方特有の気象は、山林地帯にスギ・ヒノキの成長を促し、全国屈指の林業地日田を作り出している。

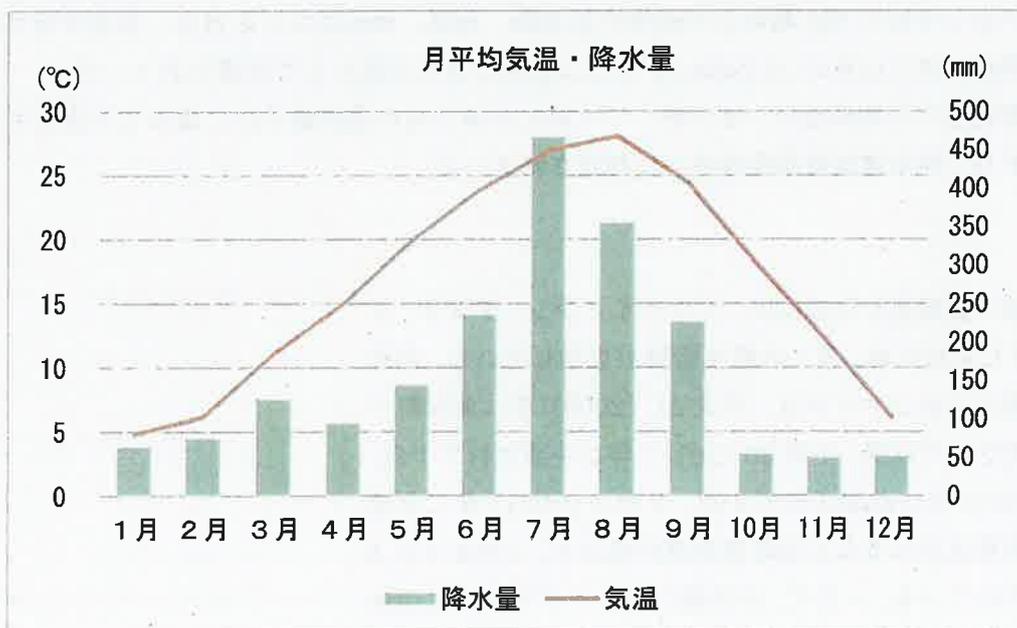


図8 平成30(2018)年から令和4年(2022)年の月平均気温・降水量
資料：気象庁

(5) 生物

①植物

本市は、標高の最も高い釈迦岳で1,231m、最も低い夜明関町で38mとその高低差はおよそ1,200mにも及ぶ。大分県の植生垂直分布によれば、標高1,000mを超える所は山地帯と呼ばれ、ブナ林が発達している。

日田地域では岳減鬼山、釈迦岳や御前岳、渡神岳、酒呑童子山の尾根状地に見られる。標高800~1,000mの低山地帯は、アカガシ林、モミ、ツガ林が発達する日田地域では、釈迦岳や御前岳、カシノキヅル谷に小面積ながら残存している。

ミヤマキリシマは本来山地帯に生息するが、亀石山(標高942m)の低山地に大群落を形成するのはここだけであり、貴重である。

標高400m以上の丘陵地では、ウラジログシヤスダジイを中心とした常緑広葉樹林が発達する。この領域はスギ、ヒノキの造林適地のため自然林は少なく、日田では烏宿山にシイ、カシ、タブノキが優占する貴重な森林が存在する。標高400mより低い低地では、コジイ林、アラカシ林が発達する。この森林はかつて薪炭林として利用されてきたが、ガスや電気などの普及により燃料としての需要がなくなり、その多くがスギの植林地になっている。現在では河川、道路崖地及び急斜面岩などが各地に点在している。

日田地域では、江戸時代後期からスギの植林が始まり、明治時代以降は植林面積が増加した。現在の森林面積の83%はスギ・ヒノキの人工林で占められている。また、シイタケの駒をクヌギに打ちこむ原木椎茸の生産が盛んで、天瀬町を中心にクヌギ林が目立っている。

釈迦岳や御前岳、渡神岳、酒呑童子山など標高1,000mを越える山岳が連なる津江山系には、山頂や渓谷沿いにブナ、ミズナラ、シオジなどの原生林が残っており、こうした自然林が清流を生み、ツリフネソウなど800種以上の植物や昆虫類、鳥類、哺乳類などを自生、生息させていることから、現在、津江山系の16,246haが津江山系県立自然公園として保護されている。

なお、御前岳の北側斜面のシオジ林、ブナ林と中津江村の酒呑童子山に連なる兵古山のブナ林が林野庁から「材木遺伝資源保存林」に指定されている。

釈迦岳・御前岳の
シオジ原生林

②動物

日田地域の自然豊かな森には、シカやイノシシ、タヌキ、テン、ムササビをはじめ、多くの野生動物が生息している。国の天然記念物のニホンヤマネは、平成21(2009)年に源栄町で初めて発見されて以降、平成30(2018)年に中津江村で1例、令和2(2020)年に前津江町で2例、令和3(2021)年に上津江町で1例発見されるなど近年発見例が相次ぎ、これまでに5例が確認されている。一方で、外来種のアライグマが津江山地をはじめ市内で多く確認されており、在来種への影響が懸念されている。

ニホンヤマネ

高低差がある日田地域では、標高の高い渓流域にはヤマメやタカハヤ、アカザ（環境省・大分県絶滅危惧Ⅱ類）のように低水温を好む淡水魚類が生息している他、両生類のブチサンショウウオ（環境省・大分県準絶滅危惧）や県内では日田市でのみ確認されているカスミサンショウウオ（環境省絶滅危惧Ⅱ類、大分県絶滅危惧ⅠＢ類、大分県指定希少野生動植物）も見られる。低地部では、大山川や三隈川、花月川などでオヤニラミ（環境省絶滅危惧Ⅱ類）やカワムツ、オイカワ、ムギツク、ウグイ、カワヨシノボリ、フナ、コイ、ドンコのほか、筑後川水系にのみ生息しているアリアケギバチ（環境省準絶滅危惧・大分県絶滅危惧Ⅱ類）などが生息している。

鳥類の継続観察によると、クマタカ、オオタカ、ヒバリ、マヒワ、ホオアカなどが減少し、逆にソウシチョウ、ガビチョウ、アオサギ、ダイサギなどの外来種が増加してきた。

山地の多くがスギ林で覆われ、鳥たちの良好な生育環境、自然環境であるとは言えない状況になっていると思われる。このため、広葉樹を中心とした自然林を残し、鳥の餌となる実をつけるような多様な樹種を育てることが望まれる。

動植物の種の多様性が保たれているかどうかは、その地域の自然植生が豊かであるかどうかによって大きく左右されるものである。

水田を潤す用水路や小河川など流れが緩やかな場所では、ミナミメダカ（環境省絶滅危惧Ⅱ類）、カゼトゲタナゴ（環境省・大分県絶滅危惧ⅠＢ類）、アブラボテ（環境省準絶滅危惧種）、スナヤツメ（環境省絶滅危惧Ⅱ類・大分県絶滅危惧ⅠＢ類）やアリアケスジシマドジョウ（環境省絶滅危惧ⅠＢ類、大分県絶滅危惧ⅠＢ類、大分県指定希少野生動植物）が生息している。かつて市内に数多く生息していたニッポンバラタナゴ（環境省絶滅危惧ⅠＡ類）やカネヒラなどは近年見られなくなった。また、市内では昔から水田や水路で見られていた爬虫類のニホンイシガメ（環境省準絶滅危惧）の発見例も少なくなっており、保護が必要である。

川の多い日田地域では水生昆虫も数多く生息しているが、最も一般的に知られている水生昆虫がホタルである。市内で見られるホタルの種類は、ゲンジボタル、ヘイケボタル、ヒメボタル、オオマドボタルであるが、近年その数が激減してきており、市民の間で幼虫時代を水の中で過ごすホタルを増やす努力が続けられている。また、かつて水田にたくさん見ることができたタガメやゲンゴロウは、近年発見例がなく、市内から姿を消したのではないかと考えられている。

水路や小河川には、カワニナやシジミ、カラスガイやイシガイ、マツカサガイなどの貝類も生息している。特に淡水二枚貝類はかつて市内の小河川や水路で多く見ることができたが、近年は豆田町を流れる水路にかろうじて見ることができている程度に激減している。



図9 植生図

2. 社会的環境

(1) 人口

本市の人口は減少傾向にあり、平成 17（2005）年の市町村合併によって 74,165 人と増加したものの、令和 2（2020）年に実施した国勢調査の結果では 62,657 人と合併以降も人口の減少は続いている。

年齢構成をみると、0～14 歳の幼年人口 12.4%、15～64 歳の生産年齢人口は 51.6%、65 歳以上の老年人口は 35.7%となっている。特に、高齢化の進展は全国的な傾向であるものの、全国平均 28.0%を上回り本市の急速な高齢化がうかがえる。

また、国立社会保障・人口問題研究所の算出方法に準拠した国のデータによると、令和 7（2025）年に本市の人口は 6 万人を割り込み、さらに令和 27（2045）年に 39,297 人となる見込みである。

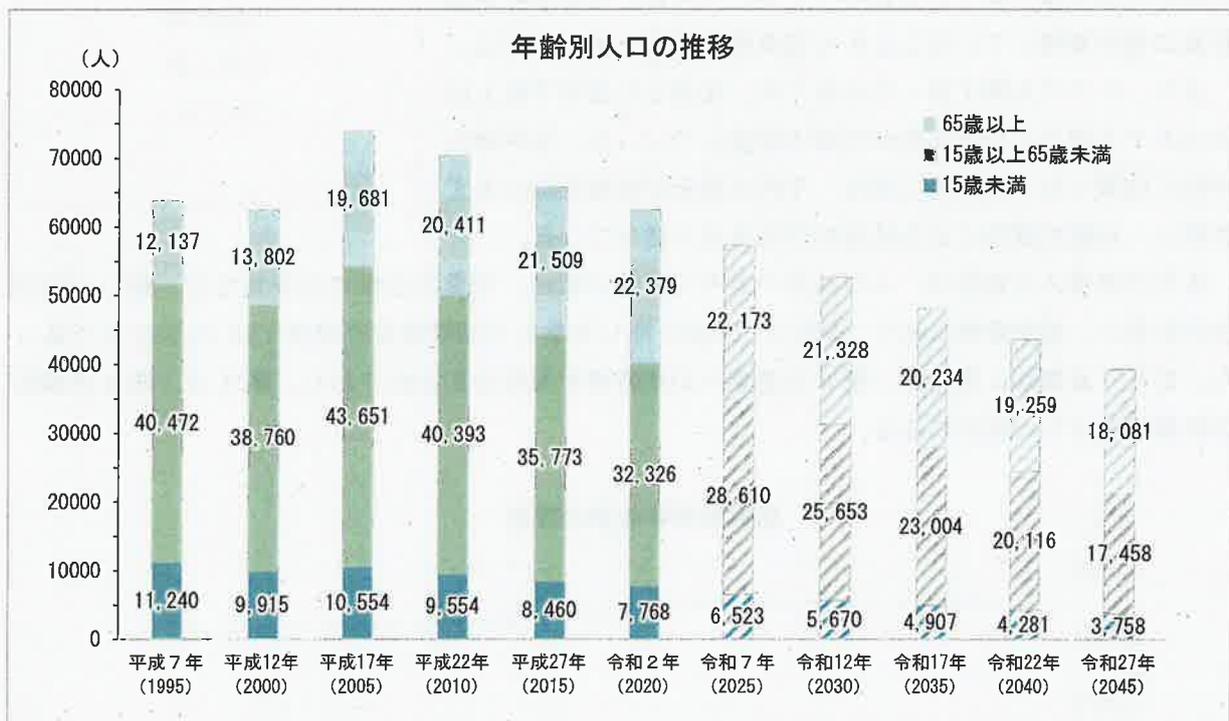


図 10 日田市の年齢別人口の推移

資料：総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(2) 産業

本市では、平坦地から準高冷地までの多様な地形と気候を生かした農業が行われている。基幹となる作物は水稻であり、積極的に野菜、果樹、畜産の産地拡大を目指した台地開発も推進されている。しかし、1戸当たりの耕地面積は少なく、自給的農家や兼業農家の割合が高いことが特徴となっている。また、兼業農家数の減少も大きく、65歳以上の農業従事者が全体の6割を超えるなど、高齢化が顕著に見られる。水産業については、豊かな水資源を生かした内水面漁業と観光資源としての活用を図っている。また、林業については、日田地方の気象は樹木の生育に大変適しており、江戸時代以降、日田下駄、家具、漆器などの木工業も盛んに行われ、「日田林業」として、本市の主要産業となっている。

また、本市は「水郷日田」と称されるように豊富な地下水脈が活用され、市内の酒類製造業、清涼飲料製造業の稼働により、飲料産業の製造品出荷額は本市において大きなウェイトを占めている。この他、大企業の電気部品工場が集積していることから電気機械産業も盛んである。

また、かつて天領であった本市では、先述した日田下駄をはじめとする様々な伝統工芸が花開き隆盛していった。江戸時代中期に開窯した小鹿田焼は現在、9軒の窯元が家族労働のみで作陶し、伝統的技法による独自の作風を守り続けている。

小鹿田焼
日田下駄
木工品

本市の就業人口総数は、人口減少や長引く景気の低迷、消費の広域的な流出など、厳しい経済状況を受け、減少傾向にあり、令和2(2020)年に実施した国勢調査の結果では31,552人であった。また、産業別に見ると、第3次産業への従事者が大部分を占めており、第1次、第2次産業の従事者が少ない現状にある。

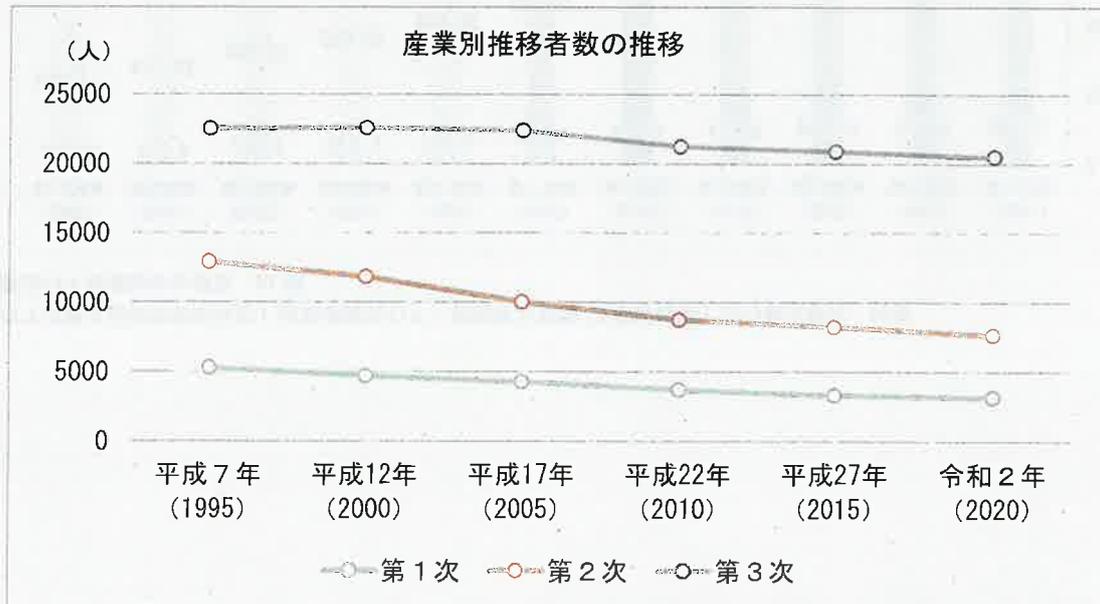


図11 産業別就業者数の推移
資料：総務省統計局「国勢調査」

(3) 観光

本市は、古くから北部九州の各地を結ぶ交通の要衝として栄え、江戸時代には天領として西国筋郡代の役所が置かれるなど、九州幕府領の政治、経済、文化の中心地として繁栄し、当時の歴史的な町並みである豆田町（国選定重要伝統的建造物群保存地区）や小鹿田焼などの伝統文化が今なお脈々と受け継がれており、これらは重要な観光資源となっている。また、毎年夏に行われる日田祇園祭では、江戸時代から作られるようになった豪華絢爛な山鉦が隈・竹田地区や豆田地区を巡行し、毎年多くの人が訪れている。

昭和 25（1950）年、大分県、福岡県、熊本県にまたがる耶馬、日田、英彦山が国内初の耶馬日田英彦山国定公園に指定され、昭和 36（1961）年には、水と緑と温泉のまちとして、三隈川での情緒を満喫できる遊船での宴と鶴飼の鑑賞を中心とした観光振興に取り組んできた。



鯛生金山

以来、観光業は、本市における重要な産業として、地域経済の活性化に欠かせないものとなっている。

その他、本市には文化財だけでなく、歴史ある天ヶ瀬温泉などの温泉や鯛生金山の坑道探検をはじめとする地底探検、上津江フィッシングパークをはじめとする自然のテーマパークなど、バラエティ豊かな観光施設や見所が数多く所在する。近年では人気漫画「進撃の巨人」の作者 諫山 創 氏の出身地ということもあり、市内の各所にキャラクターの銅像が設置され、漫画の舞台を彷彿とさせるロケーションも人気となっている。

平成 30（2018）年には、外国人旅行者が宿泊者の 3 割を占めるようになるなど、本市の観光産業にとって大きな転換期を迎えたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和 2（2020）年は観光客数が大きく減少した。

今後も、豊かな自然や歴史・文化など、様々な特色ある資源をさらに磨き上げるとともに、埋もれている資源を掘り起こし、これらを相互に連携・活用していくことで、新しい人の流れをつくり、地域全体の活性化を図っていくことが求められている。

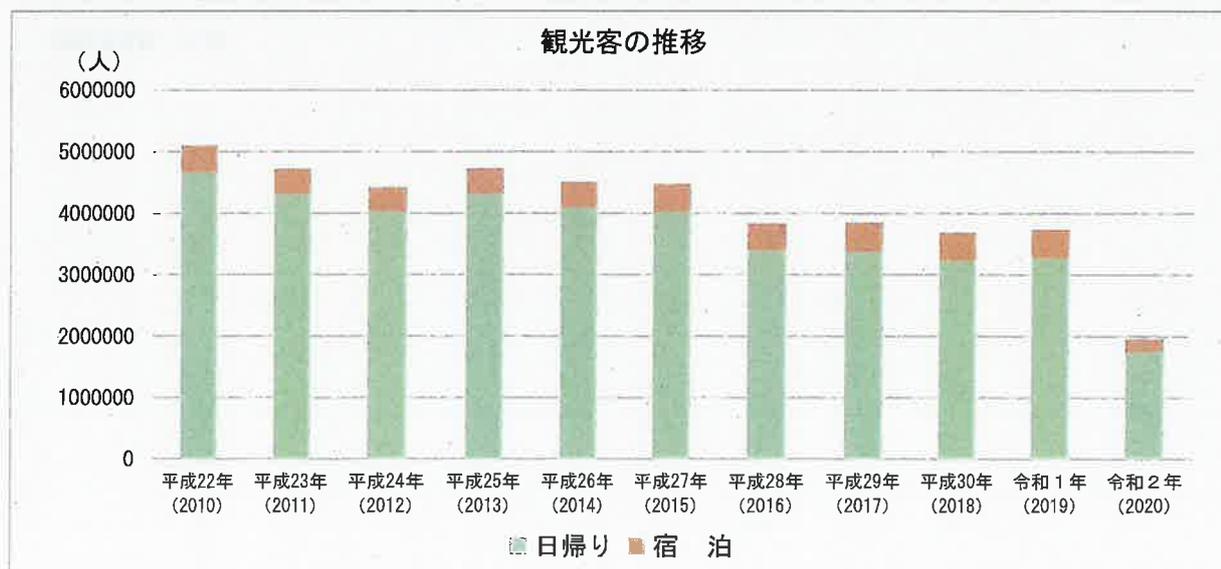


図 12 観光客数の推移
資料：日田市『日田市八十年史』

(4) 土地利用

本市の総面積 666.03 km²の 8割が山林や竹林などで構成されており、日田地域の標高 200m 未満の平坦地は、市街地や水田に利用されている。また、天瀬地域南部の台地上の平坦地や緩傾斜地は、集落地や水田、牧場などに利用されている。

また、本市には総面積の 9.9%にあたる 66.25 km²の区域面積を有する日田都市計画区域が指定されている。なお、面積として 12.44 km²、総面積の 1.9%の範囲が、第二種低層住宅専用地域と田園住居地域、工業専用地域を除く 10 の用途地域に指定されており、商業地域を中心に、行政などの中枢機能を担うほか、歴史文化の交流地や住宅地などに利用されている。

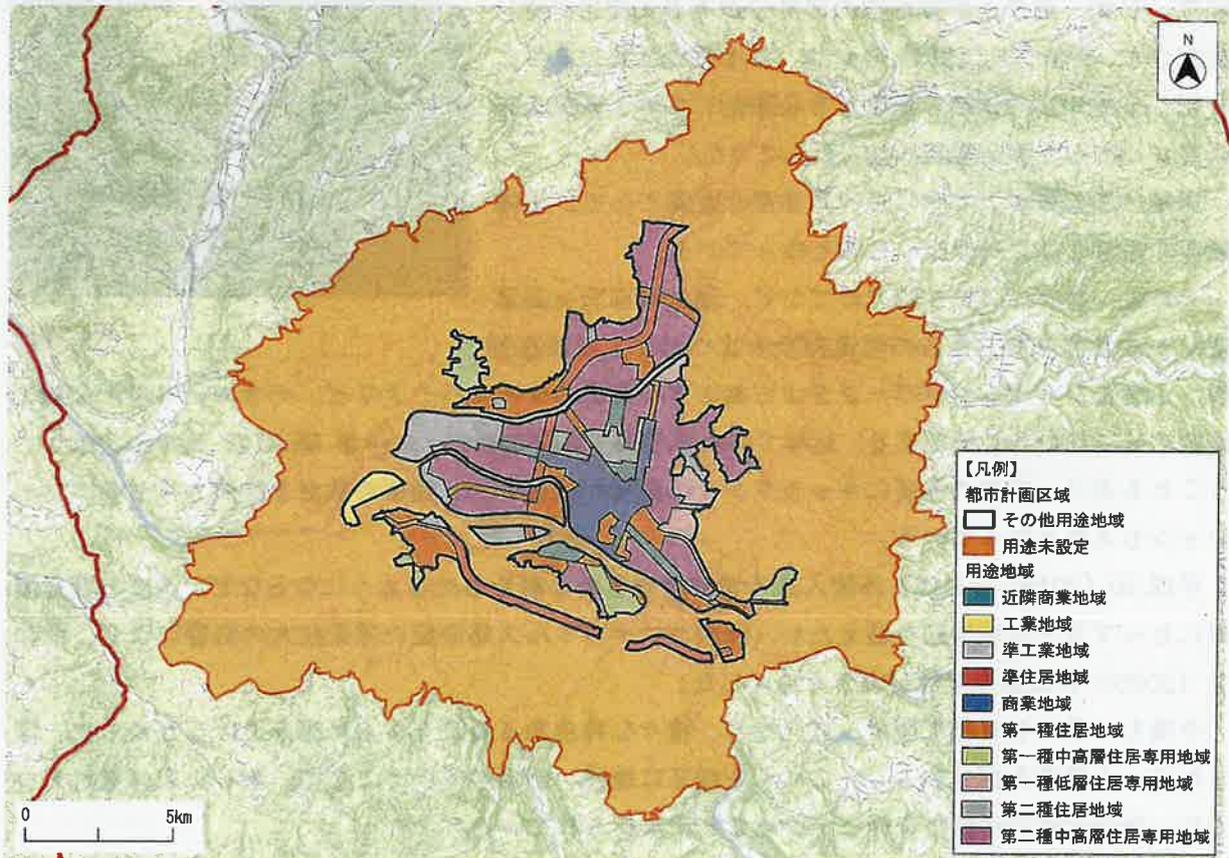


図 13 都市計画図

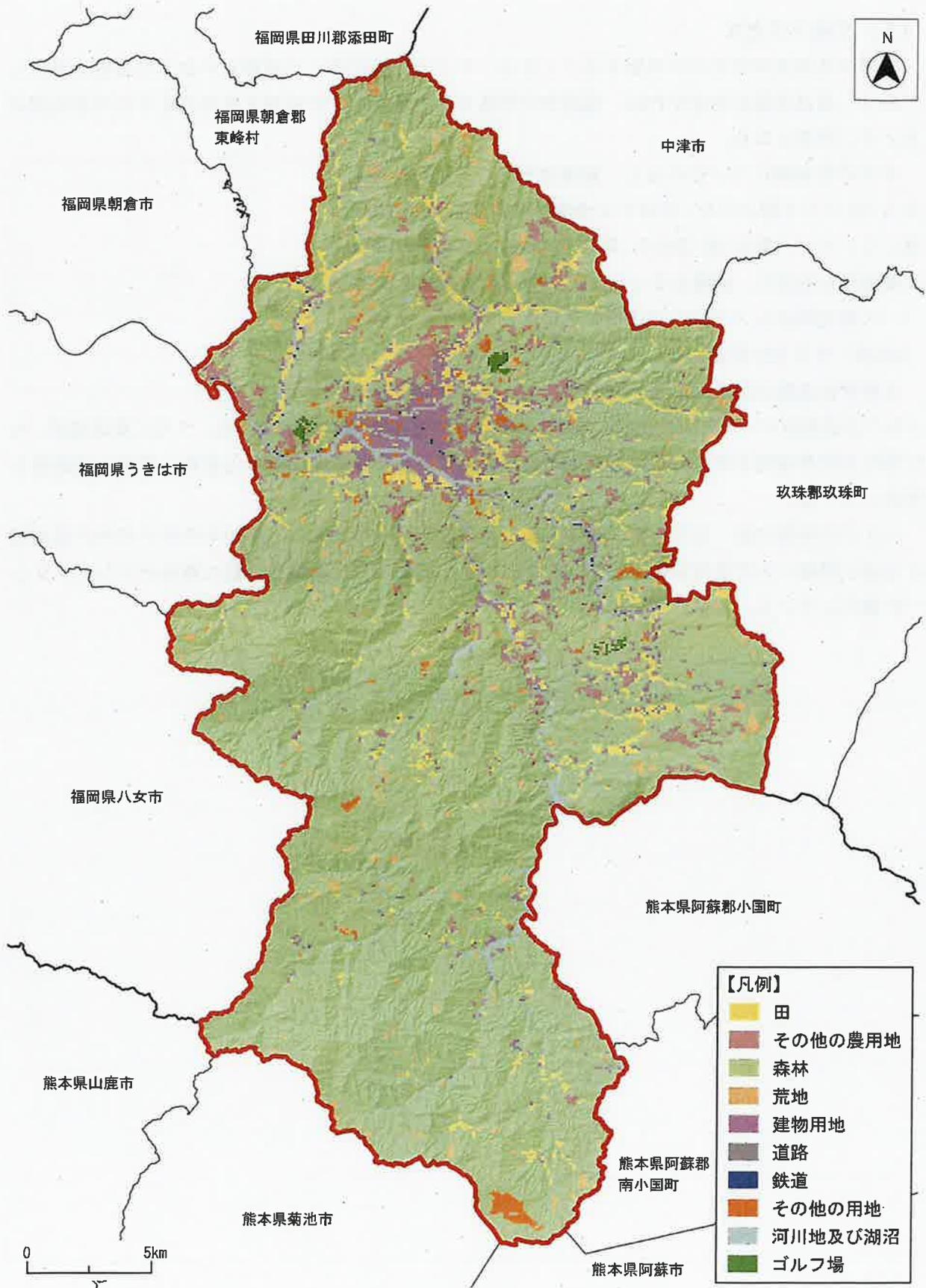


図 14 土地利用図

(5) 交通アクセス

本市は北部九州の中心に位置することから、アクセス面において結節点のような役割を果たしており、高速道路を利用すれば、福岡市や熊本市、大分市などの各種主要都市までの所要時間はおよそ1時間となる。

本市の交通網についてみると、鉄道は大分から久留米間を走る JR 久大本線のほか、日田と小倉間で JR 日田英彦山線が通じていたが、平成 29 (2017) 年 7 月の九州北部豪雨で添田と夜明間が被災し、廃線となった。その後、廃線区間は BRT (バス高速輸送システム) で復旧することが決定し、令和 5 (2023) 年 8 月に開業した。

主要幹線道路は国道 210 号、386 号、211 号及び 212 号の 4 本の交通幹線がそれぞれ放射状に福岡、北部九州の主要都市に通じている。さらに高速道路、九州横断自動車道路長崎大分線大分自動車道の開通により県北西部における産業、経済の流通網を確立している。

バスでは福岡方面・大分方面・長崎方面に走る高速バスのほかに、周辺市町村や市内の各地域とを結ぶ路線バスや市内循環バス「ひたはしり号」、福祉バス、事前予約制の乗合デマンドタクシーが運行している。



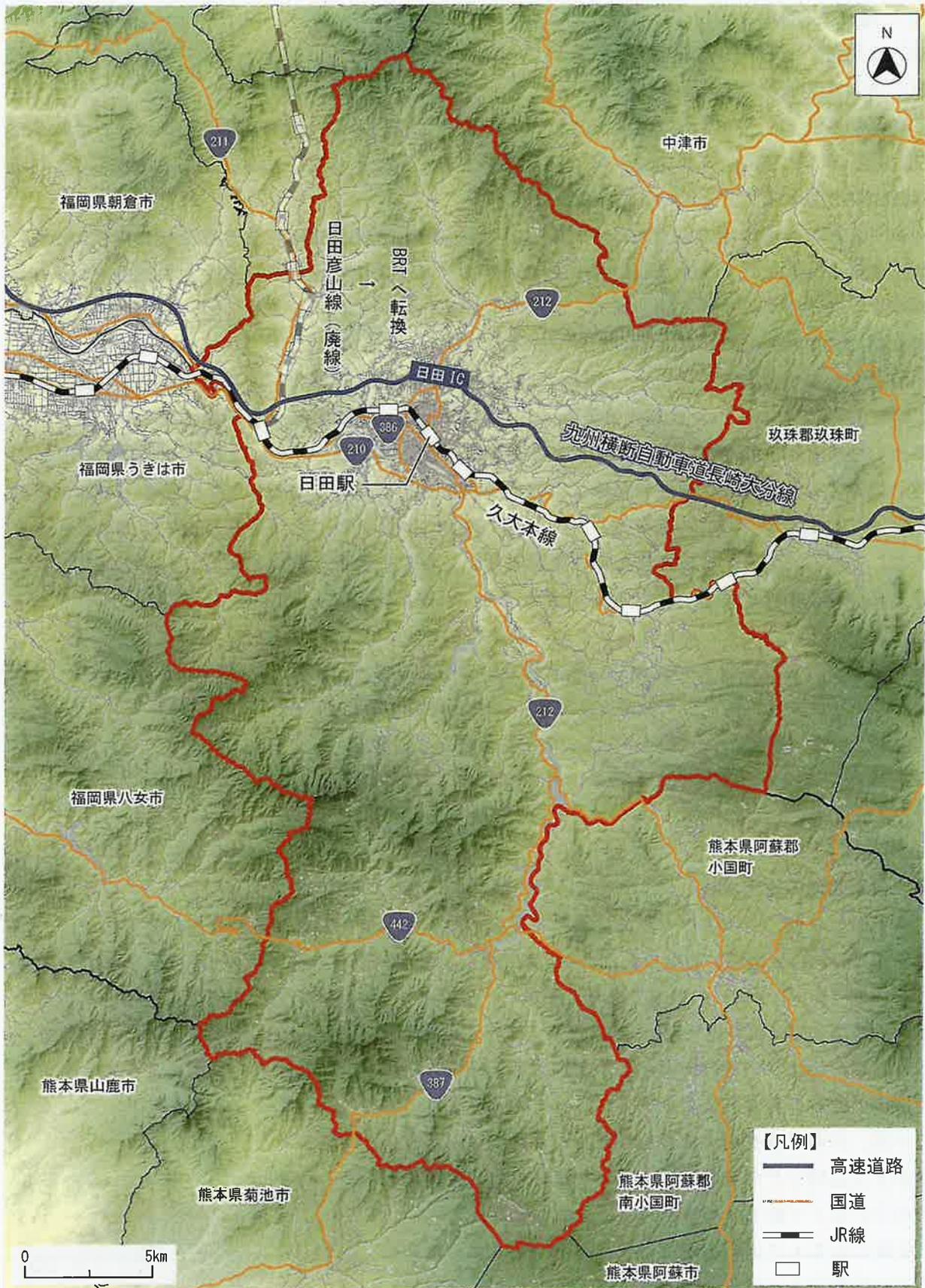


図 15 交通アクセス図

3. 歴史的環境

(1) 通史

① 人々の生活と交易の始まり

本市の歴史は、日田盆地の南東に広がる五馬高原で確認された高瀬Ⅲ遺跡の焚火跡などから約34,000年前に遡る。五馬台地一帯では狩猟や採集生活を送っていた^{かめいしざん}亀石山遺跡など多くの旧石器時代の遺跡が確認されている。

約12,000年前に始まる縄文時代では、早期・前期・中期の遺跡が五馬高原などで見つかるなか、食料を確保しやすい川の近くにも生活域が広がり、日田盆地内の三隈川や大肥川、大山川流域などで遺跡が確認されている。また、瀬戸内地方を中心に分布する土器などが見つかり、他地域との交流が行われていたことが分かる。

稲作に代表される弥生時代は、中国や朝鮮半島を中心に^{いしぼうちょう}石庖丁などの磨製石器や鏡・武器類などの青銅器、鉄器といった大陸文化が流入し、縄文時代から飛躍的な成長を遂げることとなった。こうした文化の先進地は大陸に面している福岡県や佐賀県であったが、これらの地域と地理的に近い日田にも先進地域の文化が伝来した。本格的な弥生文化の日田地方への伝播は、弥生時代前期後半には始まる。当時の集落は小河川流域や台地上に営まれ、また集落の近くには墓地も造られた。これらの遺跡からは北部九州の影響を受けた弥生土器や石器などが出土し、日田で北部九州と同時代に稲作が始まったことを示すとともに、盛んに交流が行われていたことが分かる。さらに、弥生時代中期には、日田の地を統率する首長が登場し、拠点集落が作られるようになる。日田盆地を見下ろす台地上に位置する吹上遺跡（県指定史跡）では、甕棺墓から銅剣や勾玉、南海産貝輪などの豪華な副葬品が見つかり、地域を治める有力者の墓であることが分かる。

吹上遺跡出土品

② 日田盆地の古墳文化

古墳時代初頭、日田の中心集落は周りに方形の溝を巡らせた集落や豪族居館が発見された小迫辻原遺跡（国指定史跡）となった。また、本市では、約70基の古墳が確認されているが、その多くが後期（6～7世紀）の古墳である。中期（4世紀末～5世紀）にも、薬師堂山古墳（県指定史跡）や姫塚古墳（市指定史跡）、丸山古墳（市指定史跡）などといった円墳が築造されるが数は少なく、権力の大きい首長の存在を示す前方後円墳はみられないことから、日田の首長層は筑後川下流域の首長の勢力下に置かれていたと考えられる。

一方、中期は筑後川を通じた集落レベルの交流により、^{くくりがわ}求来里川流域などの集落ではカマドが導入され、盆地内の河川沿いなどで鉄作りが行われるようになった。

後期になると日田の古墳にも変化がみられ、本市最大の前方後円墳である朝日^{てんじんやま}天神山古墳群（県指定史跡）のほか、^{あなかんのん}穴観音古墳（国指定史跡）、^{ほうおんじやま}法恩寺山古墳群（国指定史跡）といった筑後川下流域の影



グランドヤ1古墳（国指定史跡）

響を受けた装飾古墳など大規模な首長クラスの墓が築造された。

③ 律令国家と日田郡の成立

大宝元（701）年に大宝律令が制定された後、国郡里制が定められ、現在の本市域とほぼ同じ「豊後国日田郡」が成立した。この豊後国の支配には中央から派遣される国司があたり、日田郡の支配には在地の有力豪族の中から選ばれた郡司（日下部氏）があたった。

日田の名前がはじめて文献で確認される『豊後国風土記』には、日田郡に駅が置かれたと記されている。駅とは古代官道沿いに設置された交通手段としての馬の乗り継ぎや休憩、使者の宿泊などを行う施設のことであり、日田では三隈川の南岸に位置する石井郷にあったと考えられる。

日田郡内の律令期の姿を想像させる遺跡は多数発見されており、大波羅遺跡では大型柱列や建物群、文字が書かれた土器（墨書土器）や硯、瓦などが出土しており、郡衙などの日田郡の役所と想定されている。また、建物群や郡司職の名称である「大領」と書かれた墨書土器が出土した小迫辻原遺跡は、郡司の館と考えられている。そのほか、上野第1遺跡では道路や倉庫群とともに「豊馬豊馬」と刻まれた石製品である権（古代の役所で使用された秤に使われたおもり）が出土しており、「石井駅」の候補地と考えられている。

大波羅遺跡出土品
上野第1遺跡出土品

④ 中世社会と大蔵氏

古代において日田を支配していた日下部氏に代わり、中世の武士階級を代表し日田を掌握する郡司職についたのは大蔵氏である。大蔵氏は各地域に配置した同族及び他豪族を統合して、西豊後に一大勢力を築いていた。その初期には中央の貴族の庇護を受け勢力を確かなものにし、後期には豊後守護の大友氏に従いながらも独立を確保していた。

大蔵氏の出自については定説がなく、歴史上に確認できるのは「日田どん」と呼ばれる大蔵永季からである。その後、『豊後国日田郡司職次第』によると、長寛元（1163）年大蔵永宗のとき、日田郡司職を巡る一族内の争いを防ぐため、領地を鳥羽上皇建立の金剛心院の荘園として差し出し、大蔵氏の日田郡支配を確固たるものにした。

大蔵氏は建久5（1194）年に鎌倉幕府から日田の地頭に任じられ、日田の領主となった。弘安8（1285）年に整理された『弘安図田帳』では、日田郡は560町のうち、日田荘500町、大肥荘60町（大宰府安楽寺領）で、日田荘のほとんどを大蔵氏の一族である地頭職の日田永基が支配していた。この大蔵姓日田氏は、南北朝時代には北朝に味方し、室町幕府4代将軍の足利義持の奉公衆にも選ばれており、幕府との強いつながりがあった。その後、文安元（1444）年に家督争いが起こり、この日田氏は断絶したが、豊後国守護であった大友氏から養子を迎えて、大友姓日田氏を再興した。しかし、天文17（1548）年に、日田親将が大友氏本家の20代当主である大友義鑑に謀反を計画したことが露見し、大友

大蔵氏・日田どんに関する
文化財

姓日田氏も断絶してしまった。その後、郡老として坂本・財津・羽野・石松・高瀬・佐藤・堤・世戸口氏らが、太閤蔵入地になる文禄2（1593）年まで、日田の地を支配した。

大蔵氏は慈眼山に城を構えて本拠地とし、現在でも慈眼山周辺には「高城」「古城」といった地名が残っている。また、山麓には大蔵氏に関連する遺跡が広がっており、出土した遺物には日常で使われた素焼きの土器のほか、博多を介した中国との貿易を示す輸入陶磁器や渡来銭、鞘や刀といった武具や箸・杓文字などの生活具、碁石や独楽などの遊具など多彩な遺物が出土しており、中世日田の往時の様相や実態を知る手がかりとなっている。

⑤ 中世の津江

現在の本市の南部である前津江・中津江・上津江から北東に連なる大山町にわたる一帯は、中世では「津江山」といわれ、古文書などには、はじめに安楽寺（太宰府天満宮）の所領として現れる。

しかし、太宰府天満宮の津江山支配は、観応3（1352）年に専当によって押領された。この専当とは太宰府天満宮が津江山を支配・管理する実務担当として任命した荘官で、中世の津江地域においては津江長谷部氏と考えられている。

津江長谷部氏は室町期以降、一貫して津江地域を地盤にした在地領主で、戦国期には豊後国守護大友氏の被官であったことが、わずかな古文書から判明している。ところが、大友氏は文禄の役で味方を救援せず、撤退したことを豊臣秀吉に咎められ、所領を没収された。大友氏に従っていた津江氏も領地を失い、一族のある者は帰農し、またある者は新たな仕官先を求めた。こうして津江氏の衰退と共に津江の中世は幕を閉じ、近世を迎えることになる。

津江長谷部氏に関する文化財

⑥ 古代・中世を生きる人々の信仰

本市では中世以前から様々な信仰があった。平安時代では、薬師信仰や観音信仰が盛んになり、酒楽神社にある薬師三尊や永興寺にある観音菩薩像、また吹上観音坐像（市指定有形文化財）などが当時の信仰の姿を伝えている。

特に、慈眼山の中腹にある永興寺は大蔵永季が後醍醐天皇の勅願により父永興を供養するために延久年間（1069～1073）に建立したといわれる。平安時代から鎌倉時代に京都や奈良の仏師によって造られた仏像群が遺されており、日田一帯を治めた大蔵氏の前期における栄華と財力を今に伝えている。大蔵氏の後期の隆盛を顕示するのは岳林寺である。康永元（1342）年に10代当主の大蔵永貞が元の渡来僧を開基として創建され、中世に造られた仏像や絵画が今も遺っている。

山岳信仰では、英彦山が古くから神の山として信仰され、中世には修験道の道場として栄えるようになった。本市にある鳥宿山も女人禁制の霊山として昔から信仰され、山頂に大山鳥宿神社が鎮座している。この他にも、日田周辺には仏教に関連した名前の山々があり、山岳信仰の名残

永興寺
岳林寺

と考えられている。

また、大山町では、原始仏教の教説を説いた「華嚴經」、「大集經」、「大品般若經」、「法華經」、「涅槃經」からなる五部大乗經の写経が残されており、天台宗の寺院があったことがうかがえる。

そのほか、本市には鎌倉時代から急速に造られるようになる五輪塔や笠塔婆、石仏、宝篋印塔、石幢、板碑、磨崖種子などの石造物が多く残っている。これらの石造物は、往時の人々の信仰をうかがい知ることができる重要なものである。

九州地方は古代においては多くの地域が宇佐神宮領とされ、大原八幡宮は宇佐八幡系における日田地方の総社的な存在である。一方、平安時代末から太宰府天満宮の荘園となっていた津江山には、太宰府系の老松天満社が多く残されており、津江七社と呼ばれる。これらは宇佐八幡系とは性格を異にしている。津江地域は雷が多かったことから、雷神の要素も兼ね備えた天神・菅原道真が老松神の名前で、人々に受け入れられ、今も信仰されている。

⑦ 日田の町並みの形成

文禄2（1593）年に大友氏が改易された後、日田は豊臣秀吉の直轄地である太閤蔵入地となった。翌年の文禄3（1594）年、秀吉の代官として派遣された宮木長次郎が日隈山に日隈城を築いた。宮木氏は日隈城の城下町として、田島村にあった町場を城下に移して三隈川の右岸に隈町をつくった。隈町の中心ではこの三隈川に面したところには瓦屋根の商家が軒を連ねた。また、町の南北には寺院が配置されたほか、東西南北の入口には門が造られ、通行人を規制できるようにしていた。また、現代まで日田で継承されている鶏飼は、この時期に岐阜・長良川から鶏匠を4名招いたことに始まるといわれる。



慶長元（1596）年、宮木氏の後に日隈城の城主となったのが、毛利高政である。慶長6（1601）年、毛利氏が佐伯に移った後、一時、黒田孝高が日隈城に入城し、家臣の栗山利安が在城して支配したが、後に日田郡北部の夜開郷・渡里郷は小川光氏、南部の刃連郷・石井郷は幕府領で毛利氏預かり、有田郷は森藩領となった。小川氏は月隈山に丸山城を築き、城下町として丸山町を造った。元和2（1616）年になると、譜代大名の石川忠総が日田に入り、丸山城を永山城と改め、城下町として中城村に豆田町をつくった。豆田町の中心には南北に走る道路が延びており、上町と下町通りと呼ばれていた。通りに面して、各町が配置されており、川端町や風呂屋町などの名前が付いていた。

近世の日田の町並みの基礎を築いた隈町と豆田町は、日田が天領となった後、経済の中心地として栄えた。

⑧ 日田代官による支配

寛永10(1633)年、石川氏が下総佐倉に転封となると、日田は大名預かり地となり、寛永16(1639)年、天領となった。その後、多くの人物が交代で代官となり、この天領を治めた。代官が政治を執り行う場所は代官所といわれる。日田の代官所は永山^{ふせいしよ}布政所や日田^{おんやくしよ}御役所と呼ばれ、永山城のふもとに置かれた。

歴代の日田代官のうち、池田喜八郎の享保2(1717)年に支配地は10万石となった。享保9(1724)年に代官となった増田^{ますだ}太兵衛以降は、日田代官所が九州の豊前・筑前・肥後・日向などの天領の支配の拠点となり、四日市^{よっかいち}(現在の宇佐市)・富岡(現在の熊本県)・富高^{とみだか}(現在の宮崎県)の代官を兼任した。

また、享保19(1734)年に代官となった岡田^{しょうだゆう}庄太夫の時には、幕府財政再建とからんで徴税政策や助合^{たすけあい}穀銀などが実施され、農民の負担が増大した。そのため岡田代官の更迭^{こうてつ}を求め、延享3(1746)年に、馬原^{まばる}村庄屋の穴井^{あないろくろう}六郎右衛門を中心として「馬原騒動」と言われる百姓一揆が起きた。その後、宝暦8(1758)に代官となった岡田庄太夫の次男揖斐^{いび}十太夫は、明和4(1767)年に西国筋郡代に昇格した。これは関東・美濃につづき全国で3番目に設置された役職で、九州(西国)における天領の支配にあたった。

文化14(1817)年、塩谷^{しおのや}大四郎が代官となり、文政4(1821)年に郡代に昇格した。塩谷代官は、現在も利用されている小ヶ瀬井路の開削、隈川・中城川の改修と通船、日田-玖珠間の道路改修、周防灘^{すおうなだ}沿岸の新田開発などの公共事業に努めた。小ヶ瀬井路の開削には豆田町^{ひょうせきやう}の廣瀬^{ひろせ}久兵衛や草野^{くさの}忠右衛門などが世話人として願い出て、農民や商人などの民間からの出資で実施された。この小ヶ瀬井路ができたことにより、近隣農村の田畑が潤い、干ばつの被害がなくなった。小ヶ瀬井路以外にも現在の本市内には江戸時代に整備された水路が多く残っており、「水郷日田」の由縁となっている。そのほか、文政2(1819)年、塩谷^{しおのや}代官の発案により、豆田町及び隈町の豪商が協力し、災害などに備えて米を蓄えておく隠徳蔵^{いんとくくら}を設けた。他にも、目が不自由な人の養育のため、盲人^{もうじん}養育田^{よういくでん}も設置した。

元治元(1864)年、最後に日田代官に着任したのが、窪田^{くぼた}治部^{じぶ}右衛門^{えもん}である。江戸時代末の動乱の時期にあったため、農兵隊を組織するなど幕府体制(代官支配)の維持を図った。集まった農兵隊の教育・訓練の拠点は後述する咸宜園の東塾におかれた。形式上は咸宜園の塾生となるも、目的が異なる農兵隊の存在に咸宜園の運営は大いに乱れた。慶応4(1868)年に四日市の代官所が焼き討ちされ、その報告を聞いた窪田は肥後に逃亡した。

小ヶ瀬井路

⑨ 江戸時代の交通と日田商人の活躍

日田は北部九州のほぼ中心に位置し、古くから交通の要衝であった。近世においては、日田代官所を起点とした以下の六つの陸上交通道路が使われていた。

近世の陸上交通道路一覧

1	宇佐・中津方面	豊前国宇佐宮路 中津城路 石坂石畳道 (県指定史跡)
2	彦山・小倉方面	彦山路 小倉城路 岳滅鬼新道
3	筑前・福岡方面	筑前国路 福岡城跡 小月橋
4	筑後・久留米方面	筑後国高良山路 久留米城路 加々鶴新道 筏場眼鏡橋
5	肥後阿蘇・熊本 豊後竹田方面	肥後国阿蘇山路 隈府道 熊本城路 直入郡岡城路 台神社の石畳 (市指定史跡) 曾田の台
6	玖珠方面	玖珠郡森宮路 川原隧道と石畳 (県指定史跡)

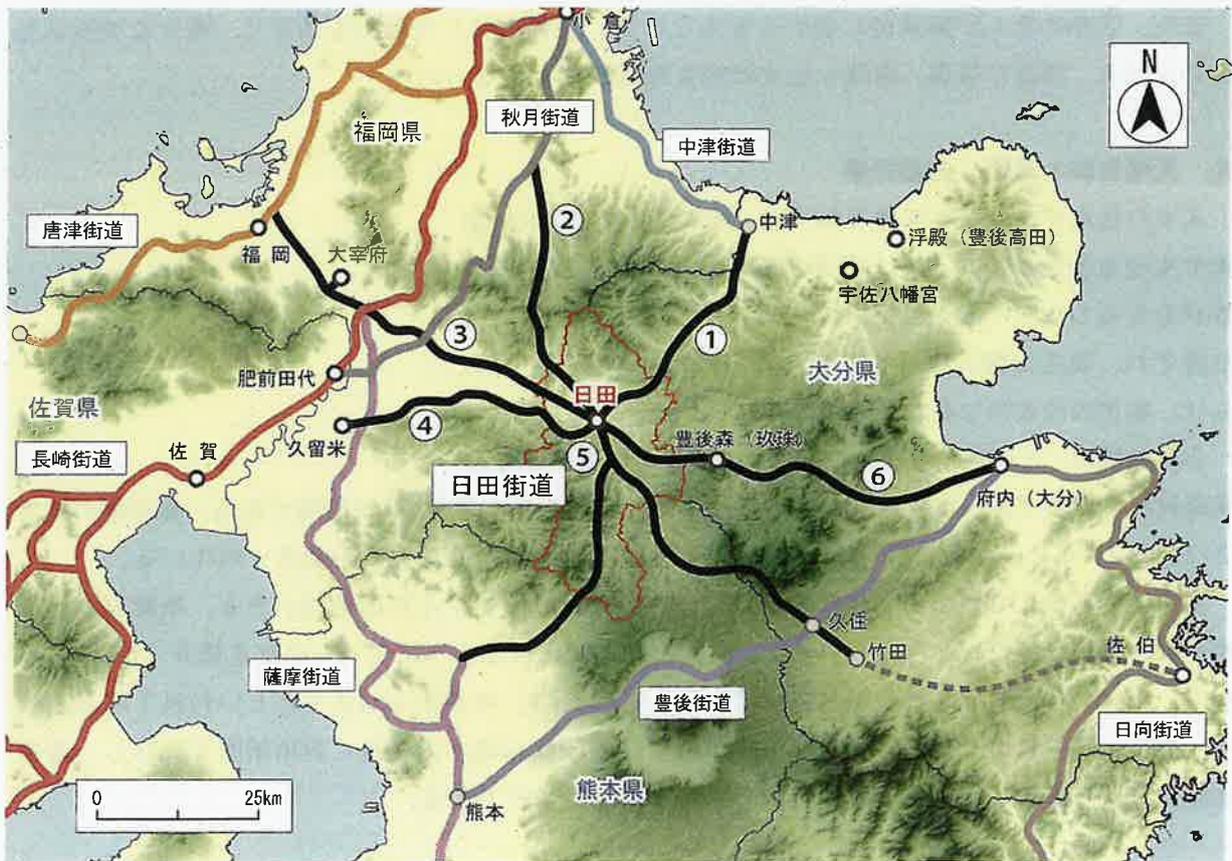


図16 近世の陸上交通道路
(図中の番号は上記の六つの陸上交通道路の一覧と対応している)

陸上交通道路には難所がいくつかあり、商人や地域の農民たちが力を合わせて、石畳道や隧道、石橋が造られた。また、文政8(1825)年に小ヶ瀬井路が完成した後、川を利用した水運である日田川通船が実現した。豆田町の中城河岸や隈町の竹田河岸から年貢米や特産物が運ばれたが、それ以外にも、通船は中国から長崎に到来した文物が日田経由で大坂や江戸に運ばれた。

近世初期に築かれた城下町である豆田町や隈町には、陸上交通を利用して多くの商人が集まり、活発な商業活動が行われた。最初は周辺地域との農産物の取引から始まり、やがて産物仲介業が盛んとなった。こうした資本を基として、金融貸付業を行うようになり、さらには九州各藩の御用を勤める「御用達」になることによって、幕府の公金を取り扱う「掛屋」が誕生した。この当時の日田の金融資本は「日田金」と呼ばれ、九州諸大名を相手に銀行の役割をして利益を上げ、日田は九州の金融経済の中心地となった。

石畳道
隧道
石橋

有力商人には、豆田町に丸屋（千原家）・博多屋（廣瀬家）・伊予屋（手嶋家）・升屋（草野家）・俵屋（合原家）、隈町に京屋（山田屋）・鍋屋（森家）などがあり、金融業のほか、それぞれ製蠟業、油製造・醤油・酒などの醸造業を広く営んでいた。これらの有力商人の住宅の中には、豆田町や隈町が大火や水害などの多くの災害に見舞われたことから、災害に強い居蔵造と呼ばれる建物構造となっているものもあり、今も豆田町に残る草野家住宅などに見ることができる。

また、日田の商人が経済的に豊かになることで、整備された交通網を通じて、様々な文化人も日田を訪れ、俳諧や茶道、華道など文化的な活動が盛んになった。

⑩ 天領日田と産業、伝統行事

人々の往来が多かった天領日田では、経済だけではなく、産業や文化も発展していった。豊臣秀吉の代官である宮木長次郎がもたらしたといわれる鶉飼は、江戸時代を通して代官に庇護され、現在は観光鶉飼としてその伝統技術が継承されており、本市の代表的な夏の風物詩となっている。

日田祇園
鶉飼
小鹿田焼

小鹿田焼は、江戸時代中頃に小石原焼（現在の福岡県朝倉郡東峰村）の陶工であった柳瀬三右衛門らによって開窯された季朝系の民陶である。開窯後の元文2（1737）年に、代官の許可を受け、以来300年余り伝統的な技術が継承されている。

本市に今も伝えられている伝統行事に、江戸時代を起源とする日田祇園がある。祇園会自体は古くから行われていたと考えられるが、山鉦が曳き廻されるようになったのは正徳4（1714）年から、山鉦の台で演奏される祇園囃子は文化14（1817）年頃から始まったといわれている。現在、豆田・隈・竹田などで計9基の山鉦が毎年7月20日過ぎの土日に日田祇園で巡行し、豪華絢爛な見送り幕などに往時の天領日田の繁栄を偲ぶことができる。

⑪ 近世の農村の暮らし

農村では、自然災害による飢饉や伝染病の流行など、人々の生活は過酷なものであった。大蔵永常は若い頃の大飢饉をきっかけに、九州諸国を転々とし、農民に役立つ作物の栽培・加工方法などを学んだ。後に大坂に渡り、農民にも分かりやすい栽培方法が記された農業書を数多く刊行した。さらに田原藩（現在の愛知県）や、浜松藩（現在の静岡県）に農業指導者として招かれ、晩年は江戸にて集大成ともいえる『広益国産考』を刊行した。大蔵永常の功績により、日本の農業技術は向上し、永常は日本三大農学者の1人に数えられている。

農村に住む人々は、雨乞いや豊作祈願、無病息災などを神仏に祈るための祭りを行ってきた。今でも秋の祭日に合わせて奉納される楽が本市の各地域で行われている。天瀬町のくにち楽、前津江町の大野楽、三ノ宮町の磐戸楽など、杖を用いたものや河童の所作をするものが伝わっている。他にも、中津江村では中世に起源をもつ^{まと}的ほがし祭と^{もちつき}餅搗祭などが伝えられる。

林業関係

江戸時代、日田の山林は、幕府直轄の御用林として確保されていた。^{さがらきちさぶろう}相良吉三郎は竹を筏に組んで筑後川を西に下り、川下の地域で材木や竹を売る「竹木旅出商売」をはじめ、日田の林業を大きく前進させた。また、『相良家文書』によると、享保19(1734)年に吉三郎が日田郡入江村に住んでいた兄弟3人を日向国の^{ひゅうがのくに}奈須山の^{なすやま}木材伐採の折に派遣し、スギ苗の植え付けや伐採などの方法を学んで帰ったことにより、日田にて本格的なスギの植林が始まったとされている。水運が発達した後、本市への木材需要が高まり、紙の原料となるコウゾやろうそくの原料となるハゼなどによる商品作物栽培も拡大していった。その後、大正時代には日田下駄の生産が増加し、昭和時代には日田漆器や日田家具の生産が増加するなど、「日田林業」と称される所以が築かれていった。

⑫ 廣瀬淡窓と咸宜園

天明2(1782)年、^{たんそう}廣瀬淡窓は豆田町の商家である博多屋(廣瀬家)の第五世三郎右衛門の長男として生まれた。幼少から父に書道や四書の^{くとう}句読を教わり、10歳のときに漢詩を学んだ。16歳になると、福岡の^{なんめい}亀井南冥・^{しやうよう}昭陽親子の^{くわい}亀井塾に入門し、学問や詩作に励んだが、18歳のときに大病を患い、志半ばで日田に帰った。

廣瀬淡窓

文化2(1805)年、24歳のときに教育者を志し、豆田町の^{ちやうふくじ}長福寺の学寮で塾を開いた。その後、豆田町の^{せいしやうしや}成章舎や豆田裏町の^{けいりんえん}桂林園などに場所を移し、文化14(1817)年、36歳のときに堀田村に咸宜園を開いた。咸宜園には全国から門下生が集まり、嘉永5(1852)年には塾の在籍者が233名となり、最盛期を迎えた。安政3(1858)年に淡窓が亡くなった後も、^{せいそん}廣瀬青邨や^{りんがい}林外などの養子や門下生たちが塾主を引き継ぎ、明治30(1897)年に閉塾するまで咸宜園は約80年存続した。全国60か国以上から5,000名を超える門下生が集まったことから、咸宜園は近世日本最大の私塾であり、咸宜園の門下生には、近代日本の夜明けに活躍した人物が多く存在している。

咸宜園では、入門時に身分・年齢・学歴を問わない「^{さんだつぽう}三奪法」や毎月の成績評価「^{げったんひやう}月旦評」などにより、門下生たちを平等に教育していたとされる。咸宜園教育の特色は、長年にわたる教育実践の中で創り上げた教育のシステムにあり、その代表的なものが前述の「月旦評」や「規約(82則)」の作成、塾の自治運営のために門下生に与えた役割の制度「^{しやくにん}職任」、詩作の奨励(情操教育)などである。

咸宜園跡は、昭和7(1932)年に国史跡に指定、平成27(2015)年には咸宜園跡や廣瀬淡窓

に関する文化財などが、「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」のストーリーの一部として日本遺産に認定され、咸宜園での教育は今も本市の人々に受け継がれている。

⑬ 日田市の誕生

慶応3（1867）年の大政奉還により幕藩体制が崩壊すると、日田は新しく「日田県」となった。初代日田県知事には薩摩藩士松方正義^{まつかたまさよし}が就任し、町人たちの協力を得て身寄りのない乳幼児を保護する養育館の建設を行った。また、産業を興すため県営の質屋兼両替商の機能を持つ生産会所を設立し、その生産会所を通して郡内で植林や養蚕の奨励、道路や橋梁の修繕、小ヶ瀬井路の改修などを実施した。

明治4（1871）年には日田県は大分県に編入され、明治34（1901）年には豆田町と隈町が合併して日田町となった。その後、昭和15（1940）年に市制を施行、昭和30（1955）年、平成17（2005）年の合併を経て、現在の日田市となっている。

戦時下の日田には、本土決戦に備えて、北九州から日本陸軍の兵器工場である小倉陸軍造兵廠^{こくらりくぐんぞうへいしょう}が移転された。当時、九州地方には北九州の八幡製鉄所などの大規模な工場が攻撃の標的となる中、幸いにも日田は空襲を受けることはなかった。月隈山の中には現在も多くの防空壕が残っている。

空襲を免れた日田は迅速に戦後復興が行われ、昭和24（1949）年、本市が「重要木工集団地」として、更に翌25（1950）年には「耶馬日田英彦山国定公園」の指定を受け、木材資源を中核とする内陸型産業都市及び観光都市としての性格が打ち出された。



月隈山の防空壕

⑭ 近代産業の発展

明治時代は河川交通が主流であった時代でもあったが、明治36（1903）年に筑後馬車鉄道が開設され、大正5（1916）年には日田と久留米を走る「筑後軌道」と呼ばれる鉄道が敷設された。その後、昭和3（1928）年に久大本線^{ほんせん}（現在のJR久大本線）が延伸される中で廃線となった。筑後軌道が久留米—日田間をつないだ期間は15年という短い間であったが、物資の運搬だけでなく、人の動きや文化の流入にも大きな影響を与えた交通手段であった。現在は、高井町の逆谷橋^{さかたにばし}や丸の内町の転車台などにその名残が見られる。



高井町の逆谷橋

日田における産業構造は近世から変わることなく、林業や木工業が中心であった。明治維新による生活様式の変容は、木材需要の高騰を生み、明治25（1892）年には全森林面積の20%であった杉の人工林は、昭和初期には50%にも達した。そのほか、鯛生金山や女子畑発電所^{おなごはた}などは現在も明治期を代表する産業遺産である。

中津江村にある鯛生金山の歴史は明治 27 (1894) 年の発見に始まり、明治 31 (1898) 年、採掘が開始された。その後、大正 7 (1918) 年には当時としては類を見ない近代的な設備を導入し、アメリカ、ロシア、アジア各国の人々をハンターとして招き入れて大掛かりな採掘が行われた。そして、新鉱脈の発見もあって昭和 12 (1937) 年には国内第一位の産出量を記録し、「東洋一の産金鉱山」としてその名を馳せた。第二次大戦後は産出量が下降し、昭和 47 (1972) 年に 75 年の歴史を閉じたが、現在も坑道や製錬所、石風呂などが残っている。

天瀬町女子畑では明治 45 (1912) 年に発電所が起工、大正 2 (1913) 年に完成し、当時の日田郡内に広く電力を供給した。現在も稼働している女子畑発電所は、今日の九州電力株式会社の出発点にもなり、現在も大正時代の建造物が残る。

(2) 災害史

山間部にある日田は、集中豪雨や長雨が續くと傾斜の急な周囲の山々から大量の雨水が一気に三隈川に流れ込むため、幾度となく水害に見舞われてきた。洪水による被害の大きさは、古代から日記や記録に残されている。

明治以降では、明治 22 (1889) 年、大正 10 (1921) 年、昭和 28 (1953) 年に大洪水があり、筑後川 3 大水害と呼ばれている。その中でも特に昭和 28 (1953) 年 6 月の大洪水では、日田地方に降った猛烈な大雨によって三隈川が氾濫し、その流れを塞ぎ止めた三隈大橋から激流が市街地に流れ込み、市街の 9 割の家屋が浸水したほか、死者・行方不明者 19 人、流出家屋 571 棟などの大きな被害を残した。この大洪水の後、三隈川の拡幅などの大規模な改修や、上流に松原ダムと下笠ダムの建設が行われ、市民の安全が図られることとなった。

しかし、平成 24 (2012) 年、平成 29 (2017) 年、令和 2 (2020) 年にも洪水は発生し、生活や観光に大きな影響を及ぼした。平成 24 (2012) 年の豪雨では、国選定の重要文化的景観小鹿田焼の里・池ノ鶴地区で棚田や河川の石積みが崩壊、県指定史跡の石坂石畳道では路肩が崩れ、石畳が流失する被害が生じた。また、県内最古の石造アーチ橋であった県指定有形文化財の筏場目鏡橋が平成 24 (2012) 年と令和 2 (2020) 年の豪雨で 2 度にわたって被災し、復元が不可能と判断されたことから、その後指定解除となった。このように、日田を流れる川は人々に恵みをもたらす反面、今日まで多くの被害ももたらしている。

また、平成 29 (2017) 年と令和 5 (2023) 年の豪雨では、国選定の重要伝統的建造物群保存地区である豆田町では花月川から取水している城内川の溢水により多くの家屋が浸水するなどの被害があり、小鹿田焼の里において、焼き物の陶土を作る唐臼の破損・流失や棚田の崩壊などの被害が発生した。

水害以外では、古くは 679 年に筑紫地震による崩落で天瀬に温泉が湧いたや被害状況などが豊後国風土記に記されてる。平成 28 (2016) 年の熊本地震により永山城跡 (県指定史跡) の石垣が一部崩落し、石材が遊歩道をふさいだ状態となったが、平成 30 (2018) 年に修理が完了している。

水害時写真
筏場眼鏡橋被災状況
永山城被災状況

第2章 日田市の文化財の概要

1. 日田市の指定等文化財

(1) 指定等文化財の件数

本市の指定等文化財の件数は、令和5（2023）年6月1日時点で186件である。その内訳は国指定等54件、県指定・選択41件、市指定91件である。類型別では、有形文化財が110件と最も多く、次いで記念物56件、民俗文化財17件、無形文化財と文化的景観、伝統的建造物群の指定・選定はそれぞれ1件となっている。文化財の保存技術は現在選定無しの状況である。

また、平成27（2015）年に日本遺産の認定を受けた「近世日本の教育遺産群-学ぶ心・礼節の本源-」の構成文化財のうち6件が市内に所在している。日本遺産についての詳細は後述する。

表2 指定等文化財の件数

種別	国			県		市	総計		
	指定・選定	選択	登録	指定・選定	選択	指定			
有形文化財	建造物	5	-	29	2	-	13	49	
	美術 工芸 品	絵画	0	-	0	1	-	6	7
		彫刻	5	-	0	4	-	14	23
		工芸品	0	-	0	4	-	2	6
		書跡・典籍	0	-	0	2	-	3	5
		古文書	0	-	0	1	-	5	6
		考古資料	1	-	0	9	-	4	14
		歴史資料	0	-	0	0	-	0	0
	11	-	29	23	-	47	110		
無形文化財	1	0	0	0	-	0	1		
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	-	0	0	-	2	2	
	無形の民俗文化財	1	2	0	5	2	5	15	
	1	2	0	5	2	7	17		
記念物	遺跡（史跡）	6	-	0	7	-	16	29	
	名勝地（名勝）	1	-	0	1	-	0	2	
	動物、植物、地質鉱物 （天然記念物）	1	-	0	3	-	21	25	
	8	-	0	11	-	37	56		
文化的景観	1	-	-	-	-	-	1		
伝統的建造物群	1	-	-	-	-	-	1		
文化財の保存技術	0	-	-	0	-	-	0		
総計	23	2	29	39	2	91	186		

※令和5（2023）年6月1日時点での数値。

※「-」は法及び条例上、指定などの制度がないもの。

(2) 指定等文化財の概要

1) 有形文化財

本市の国指定重要文化財の内訳は、建造物が5件、美術工芸品が6件（彫刻5件、考古資料1件）である。建造物は、前室付三間社流造の構造形式を持ち、延久3（1071）年の創建と伝わる九州最古の中世神社建築である大野老松天満社旧本殿や、元禄期の商家建築である草野家住宅のほか、長福寺本堂、行徳家住宅、旧矢羽田家住宅の5件が指定されている。

美術工芸品（彫刻）は慈眼山に伝わる仏像群で、永興寺の本尊とされる木造十一面観音立像や「日田どん（大蔵永季）」をモデルとしたとされる木造兜跋毘沙門天立像などの彫刻が5件（8体）指定されており、全て慈眼山仏像収蔵庫に保管されている。考古資料は、吹上遺跡の墳墓群から出土した577点を数える吹上遺跡出土品が指定されている。

国登録有形文化財は9件であり、そのうち隈町に所在する山田家住宅や後藤家住宅は、隈町が商人の街として栄えた時期の雰囲気を残す商家建築である。また、隈まちづくりセンター黎明館は大正5（1916）年に大分銀行日田支店として建築された本格的洋風建築であり、現在はまちづくりセンターとして各種のイベントを開催するなどして活用されている。このほか、岩尾家住宅（旧日本丸製薬所）、井上酒造店舗兼主屋、井上家住宅、宇野家住宅のような店舗や住宅、長善寺鐘楼門、老松天満社の社寺建築が登録されている。

県指定は23件（建造物2件、美術工芸品21件）、市指定は47件（建造物13件、美術工芸品34件）である。特徴としては、応永10（1403）年の銘のある木造阿弥陀如来坐像、玉来神社神像（県指定）、吹上観音坐像、岳林寺木造弥勒菩薩坐像（市指定）など、寺社に伝わる中世にさかのぼる彫刻や石井神社銅鉢やガランドヤ古墳出土品（県指定）、有田古墳出土一括遺物、伝姫塚古墳出土鉄剣（蛇行剣）（市指定）などの考古資料が多くを占める。このほか、草三郎大神宮五輪塔婆附角塔婆、求来里笠塔婆、大野老松天満社逆修塔、永平寺跡板碑（市指定）のような石塔類が多いことも特徴である。

大野老松天満社旧本殿

隈まちづくりセンター黎明館

ガランドヤ古墳出土品

2) 無形文化財

無形文化財は国指定の小鹿田焼1件である。小鹿田焼は江戸時代中期に柳瀬三右衛門、黒木十兵衛らによって開窯された窯業技術で300年以上の歴史を持つ。現在、9軒の窯元により窯の火が守られている。

小鹿田焼

3) 民俗文化財

有形の民俗文化財は市指定の精米用箱水車とおきあげ人形製作資料の2件であり、いずれも明治時代以降の近代の文化財である。

無形の民俗文化財は15件(国指定1件、国選択2件、県指定5件、県選択2件、市指定5件)指定・選定されている。国指定は日田祇園の曳山行事の1件、県指定は鶺鴒や磐戸楽、大野楽、本城くにち楽、大原八幡宮御田植祭の5件で、祭礼行事、神事芸能が多く指定されている。市指定は有田町若八幡社やっこ振り行列、烏宿神社はだか参りのほか、出口本村楽、出口袋七夕楽、五馬楽が指定されている。国選択は豊後の水車習俗と大原八幡宮の米占い行事の2件、県選択は宮園津江神社の祭りである老松様の餅搗祭、老松様の的ほがし祭の2件である。指定状況を概観すると神社の神事芸能や豊後の水車習俗にかかる指定等がある。

日田祇園の曳山行事

鶺鴒

4) 記念物

史跡は29件(国指定6件、県指定7件、市指定16件)である。国指定は咸宜園跡、廣瀬淡窓旧宅及び墓、穴観音古墳、法恩寺山古墳群、ガランドヤ古墳、小迫辻原遺跡の6件である。県指定は川原隧道と石畳、城山古墳、永山城跡などの7件、市指定は丸山古墳、筑前台岩木墓遺跡、台神社前旧往還石畳道、小竹供養塔などの16件が指定されている。特徴としては、本市の先哲である廣瀬淡窓に関わる史跡3件が国指定されているほか、古墳や集落、街道に関わる史跡が多く、本市が古くから交通の要衝であったことを裏付けている。

咸宜園跡

名勝は2件(国指定1件、県指定1件)である。国指定では、中津市を中心とした広範囲に広がる景勝地である耶馬溪のうち、本市では一尺八寸山の一部が指定範囲となっている。県指定では伝来寺庭園の1件が指定されている。

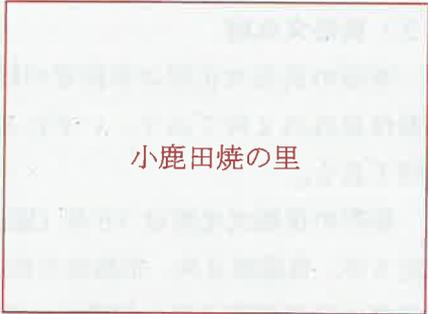
耶馬溪

天然記念物は25件(国指定1件、県指定3件、市指定21件)である。国指定では、小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群、県指定は津江神社のスギと自然林、高塚地蔵のイチヨウ、鞍形尾神社の自然林の3件、市指定ではユズリハ自然林、烏宿自然林など22件が指定されている。このように天然記念物は国指定を除きすべてが植物の指定となっており、本市には多くの豊かな自然が残されていることが分かる。

小野川の阿蘇4火砕流堆積物
及び埋没樹木群

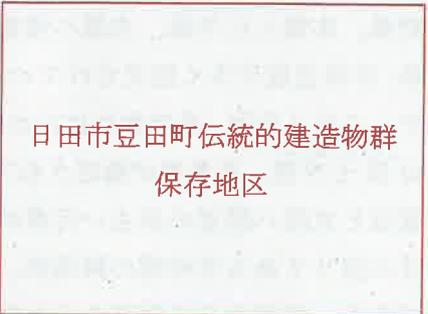
5) 文化的景観

文化的景観は、本市最北端で北に英彦山を控える地域で、窯業を営む皿山地区と農業を営む池ノ鶴地区からなる小鹿田焼の里の1件が国の重要文化的景観に選定されている。なお、ここで生産される小鹿田焼は重要無形文化財に指定されている。



6) 伝統的建造物群

伝統的建造物群は、慶長6（1601）年に小川光氏が築いた丸山城（後の永山城）の城下町として栄えた日田市豆田町伝統的建造物群保存地区の1件が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。



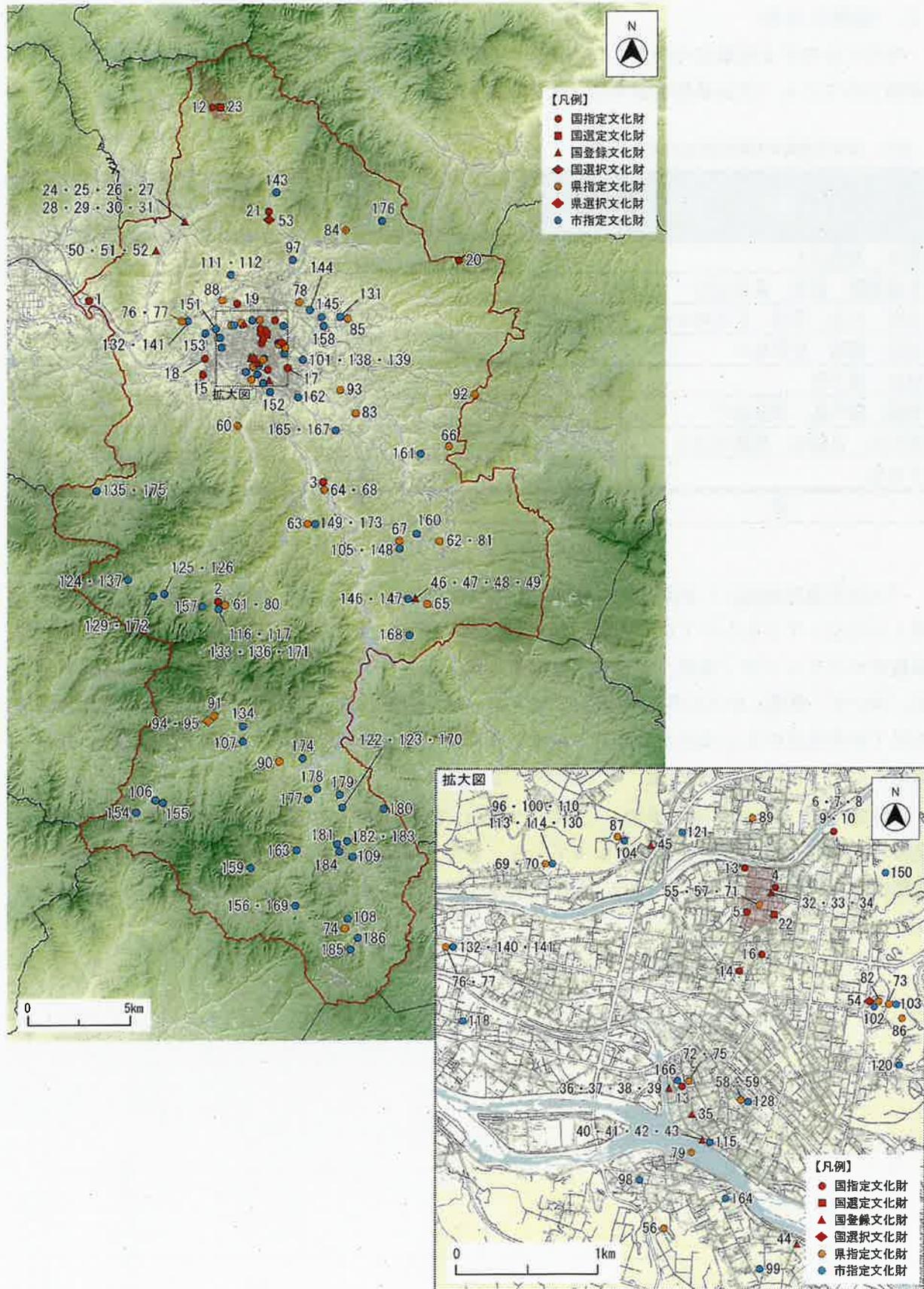


図 17 指定等文化財位置図
 (図中の番号は指定等文化財一覧表の通し番号と対応している)

2. 埋蔵文化財

市内に分布する埋蔵文化財として、周知の埋蔵文化財包蔵地 387 件（令和 5 年 12 月時点）が確認されている（大分県教育委員会『大分県遺跡地図』（令和 3 年））。

表 3 周知の埋蔵文化財包蔵地の地域別内訳

種別	旧町村						計
	日田市	天瀬町	大山町	前津江町	中津江町	上津江町	
集落、集落ほか	43	10	1	0	0	1	55
生産遺跡、条里、条里ほか	3	0	0	0	0	0	3
経塚、社寺、祭祀、石造物ほか	3	1	2	0	2	0	8
城館、館跡、官衙ほか	9	1	0	4	1	0	15
城跡、城下町	14	1	1	0	0	0	16
墳墓、横穴墓、墳墓ほか	95	3	0	0	0	0	98
散布地、包蔵地、包蔵地ほか	118	30	9	17	10	3	187
その他	3	0	0	0	1	0	4
計	288	46	13	21	14	4	386

『大分県遺跡地図』に記載された種別ごとの地域別内訳をみると、埋蔵文化財包蔵地の性格が明らかになっているものでは「墳墓」、「横穴墓」が 99 件と最も多い。このうち「墳墓」の中には国指定のガランドヤ 1 号墳、2 号墳、穴観音古墳、法恩寺 4 号墳のような装飾古墳も含まれている。次いで「集落」が 55 件、「城跡」、「城下町」が 16 件となっており、「城跡」のうち指定等文化財では県指定の永山城跡が含まれ、未指定文化財では日隈城跡などがある。そのほか、種別が明確でない「包蔵地」「散布地」は 187 件となっている。

地域別では、旧日田市域に集中して遺跡が分布しており、現在の市街地周辺や平地は条里遺跡、豆田町や隈町一帯は城下町遺跡となっている。また、三隈川流域や市内各地の台地上には多くの集落遺跡や墳墓等が分布している。また、前津江や中津江地域では包蔵地のほか城跡や岩跡が点在している。

3. 日本遺産・世界遺産

(1) 日本遺産

本市では、廣瀬淡窓の私塾跡である咸宜園跡や日田市豆田町などを中心とした教育遺産のストーリー「近世日本の教育遺産群-学ぶ心・礼節の本源-」が平成 27 (2015) 年に日本遺産に認定されている。「近世日本の教育遺産群-学ぶ心・礼節の本源-」は、本市のほかに茨城県水戸市、栃木県足利市、岡山県備前市の 4 都市にまたがってストーリーが展開される「シリアル型」での認定となっている。

ストーリーの概要

我が国では、近代教育制度の導入前から、支配者層である武士のみならず、多くの庶民も読み書き・算術ができ、礼儀正しさを身に付けるなど、高い教育水準を示した。これは、藩校や郷学、私塾など、様々な階層を対象とした学校の普及による影響が大きく、明治維新以降のいち早い近代化の原動力となり、現代においても、学問・教育に力を入れ、礼節を重んじる日本人の国民性として受け継がれている。

表 4 日田市内の構成文化財

番号	文化財の名称	指定等の状況	ストーリーの中の位置づけ
1	咸宜園跡	国史跡	廣瀬淡窓が創設した近世日本最大規模の私塾跡である。
2	日田市豆田町	国重伝建	私塾咸宜園と共生した町並みが残っている。
3	廣瀬淡窓旧宅及び墓	国史跡	廣瀬淡窓の人間形成に大きな影響を与えた旧宅と咸宜園塾主らの墓が現存する。
4	長福寺本堂	国重文	淡窓が最初に塾を開いた寺院の本堂が現存する。当時、出身僧侶が京都の高倉学寮の講師となるなど、日田における学問の中心であった。幼少時の淡窓はこの寺の僧侶に学び、その人間形成に影響を受けている。
5	桂林園跡	未指定	咸宜園の前身である私塾跡。それまで借家して講義を行っていた淡窓が初めて自らの塾舎を構えた場所で、塾生を励ます漢詩として全国的に著名な「休道の詩」（桂林荘雜詠示諸生）が詠まれた。
6	咸宜園関係歴史資料	未指定	私塾咸宜園の「入門簿」や「会計録」、和漢籍など、塾の実態を明らかにする資料が残る。

日本遺産の認定を受けて本市では、日本遺産公開講座「日本遺産を歩く」や日本遺産を活用し、観光振興や地域活性化を推進することを目的に設立された「日田市日本遺産活性化懇話会」を通じて観光振興や地域活性化に関する提案や企画、情報発信、普及啓発などの取組を行っているほか、日田市内の小学校 4 年



日本遺産子どもガイド

生～6年生の希望者が日本遺産の構成文化財や廣瀬淡窓についてガイドする「日本遺産子どもガイド」を行うなど、その周知・啓発活動に取り組んでいる。

(2) ユネスコ無形文化遺産

本市では国指定重要無形民俗文化財の日田祇園の曳山行事が、全国に所在する33件からなる祭礼行事「山・鉦・屋台行事」として、平成28(2016)年にユネスコ無形文化遺産に登録された。日田祇園の曳山行事は、毎年7月20日過ぎの土日に隈地区の八坂神社、竹田地区の若宮神社、豆田地区の八坂神社の三社で行われる祇園祭の総称で、9基の壮麗な山鉦が曳き出される行事である。

■コラム■ 世界遺産登録に向けた動き

本市では、平成22年度に世界遺産推進室を設置し、「咸宜園」の世界遺産登録に向けた取組を始めた。平成24(2012)年11月には、日田市(咸宜園・豆田町)、水戸市(弘道館・偕楽園)・足利市(足利学校)とともに「教育遺産世界遺産登録推進協議会」を立ち上げ、「近世日本の教育遺産群」として一体的な登録への取組を推進してきた。

平成27(2015)年2月には、岡山県備前市(旧閑谷学校)も協議会に加入したことで、4市が連携・協力しながら調査・研究等に取り組み、世界遺産への登録を目指すこととなった。

令和2(2020)年10月には、これまでの調査・研究の成果をまとめた「近世日本の教育遺産群-世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書」を刊行した。

そのほか「鶺鴒文化」について、岐阜市が中心となって関連10市が連携し、登録に向けた取組を進めており、新たなユネスコ無形文化遺産となることが期待される。

4. 未指定文化財

(1) 未指定文化財の件数

本市においては、令和3年度から市民を対象にワークショップやアンケート調査を行い、市内に残る未指定の文化財や地域のお宝について調査した。

本市の未指定文化財の件数は、令和5(2023)年9月30日時点で把握しているものは、総数661件となっており、文化財の区分で見ると、有形文化財385件、無形文化財23件、民俗文化財119件、記念物116件、文化的景観3件、その他15件である。また、埋蔵文化財の包蔵地は387か所である。

これらの未指定文化財は、調査が十分ではないことから、リストに挙げきれなかったものが多数存在すると考えられる。そのため、今後、地区住民と一体となった未指定文化財の把握を進め、その価値を共有する必要がある。

(2) 未指定文化財の概要

国指定の文化財の体系に基づき分類すると、有形文化財が385件と圧倒的に多いのが特徴で、この他、民俗文化財119件、記念物116件となっている。さらに、有形文化財では建造物277件と、石造物が多く、民俗文化財では無形の民俗文化財115件と、地域に伝わる行事が多く存在していることが特徴といえる。

これらの未指定文化財は調査が十分ではなく、その他にも、把握できていない文化財が数多く存在するものと考えられる。また、今回、把握された文化財についても、評価及び価値づけができていないことから、今後、地区公民館の協力を得て、地域住民の参画を得ながら、調査研究を進め、未指定文化財の存在を確認し、市民と価値を共有する必要がある。

表5 未指定文化財の件数

類型（種別）		合計	
有形文化財	建造物	277	
	美術 工芸品	絵画	108 ※分類作業中
		彫刻	
		工芸品	
		書跡	
		典籍	
		古文書	
		考古資料	
	歴史資料		
	385		
無形文化財		23	
民俗文化財	有形の民俗文化財	4	
	無形の民俗文化財	115	
		119	
記念物	遺跡（史跡）	58	
	名勝地（名勝）	29	
	動物、植物、地質鉱物（天然記念物）	29	
		116	
文化的景観		3	
伝統的建造物群		0	
文化財の保存技術		0	
その他		15	
総計		661	

第3章 日田市の歴史文化の特性

第1章と第2章の内容を踏まえ、本市の歴史文化の特性を次のように整理する。

日田市の歴史文化の特性

- (1) **美しい山々と清流に育まれた豊かな自然と人々の営み**
- (2) **水郷日田と共に営む人々の歩み**
- (3) **人・モノが織りなす文化の交流拠点**
- (4) **江戸時代に栄えた日田**

(1) 美しい山々と清流に育まれた豊かな自然と人々の営み

本市は周囲を阿蘇・くじゅう山系や英彦山系の山々に囲まれ、こうした豊富な山々から流れ出る豊富な水は、大山川や玖珠川、花月川などを流れて、日田盆地で合流し、三隈川（筑後川）となって、筑後・佐賀平野を貫流し、有明海へと流れ込んでいる。

この三隈川が貫流する本市の中心部は、周囲を火山活動によって形成された台地や谷などが巡る盆地を生み出した。その痕跡は、小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群（国指定天然記念物）や耶馬溪（国指定名勝）、上津江町に見られる星原層などに見ることができる。また、大山町の大山層を構成する泥岩から様々な化石が見つかっている。

このような火山活動で生み出された産物は産業に利用されてきた。小鹿田焼（国指定重要無形文化財）は火山活動によって高温に熱せられた地下水によって変朽安山岩が蒸されたことにより変化した土を利用している。鯛生金山は津江山地の火山活動に伴って形成された金銀鉱床をもとにしており、近代の日田の産業を支えた。また、天瀬町には温泉源が自然湧出しているところがあり、天ヶ瀬温泉として古くから知られている。

一方、火山活動で形成された土地には様々な動植物が住み始め、人々はその土地を利用して生活を始め、様々な生業が営まれるようになった。特に林業は、江戸時代にスギの植林が始まったことで盛んになり、大正時代以降は日田下駄や日田漆器といった木工業も盛んになることで、「日田林業」と呼ばれるようになった。このほかに、農業に関連して雨乞いや豊作祈願、無病息災などを神仏に祈る様々な祭りが農村で行われた。前津江町の大野楽や天瀬町の本城くにち楽、三ノ宮町の磐戸楽（いずれも県指定無形民俗文化財）などの祭りは今でも市内各地で行われている。

(2) 水郷日田と共に営む人々の歩み

阿蘇・くじゅう山系や英彦山系から流れ出る水は、人々の暮らしを支えてきた。盆地周辺の山地を源とする大山川や玖珠川、花月川といった河川は盆地内で合流し、三隈川（筑後川）となって有明海へと流れ込んでいくが、これらの河川流域では、縄文時代以降、人々が生活を始め、集落からは漁に使用される道具が見つかっていることから、川で食料を確保していたことがわかる。

江戸時代には、廣瀬久兵衛などによって小ヶ瀬井路が開削され、盆地内の田畑に水が安定して

供給されるようになり、農業生産力が飛躍的に向上した。この張り巡らされた水路が「水郷日田」の由縁にもなっている。

水は農業だけではなく、様々な産業にも利用されるようになった。江戸時代から盛んになった林業では、伐採した木材は河川を利用して下流まで運搬した。今でも、河川流域では運搬された木材が並べられた光景を見ることができ。また、日田川通船と呼ばれる河川を利用した物資輸送も盛んに行われ、文政8（1825）年に小ヶ瀬井路が完成した後、豆田町の中城河岸や隈町の竹田河岸から年貢米や特産物が運ばれ、輸送の利便性が大きく向上した。

なお、安土桃山時代の終わりに伝わったとされる鶴飼（県指定無形民俗文化財）は、江戸時代には川漁として行われ、現在は観光鶴飼としてその伝統技術が継承されている。

大正時代には三隈川（筑後川）上流で水力発電が行われるようになり、大正2（1913）年に完成した女子畑発電所の建物は今も残っている。さらに本市には豊富な地下水脈があり、現在はそれらを活用した酒類や清涼飲料水などの飲料産業が盛んである。

一方、水は人々に恵みをもたらすだけではなく、災害をもたらしてきた。現代に至るまで本市は水害に何度も見舞われており、洪水による被害の大きさは日記や記録に残されており、今でもその被害の大きさを知ることができる。

（3）人・モノが織りなす文化の交流拠点

本市は北部九州の中心に位置することから、古くより他地域との交流が盛んであった。旧石器時代には九州各地の石材が石器に使用されており、縄文時代には瀬戸内地方を中心に分布する土器なども発見されている。

弥生時代には、吹上遺跡（県指定史跡）をはじめ、市内各地の遺跡から、北部九州の影響を受けた遺物が出土しており、三隈川（筑後川）をはじめとする河川や陸路を通じて北部九州と交易が盛んに行われていたことが分かる。

弥生時代後期から古墳時代初頭にかけては、環濠集落が出現し、なかでも豪族居館が出現する小迫辻原遺跡（国指定史跡）には、瀬戸内や畿内などの系譜を持つ土器などが出土する

古墳時代は筑後川を介して、様々な文物がもたらされた。中期には集落（一般民衆）レベルでの交流により、カマドや鉄作りをいち早く受け入れてきたことがわかっている。後期になると市内最大の前方後円墳である朝日天神山古墳群（県指定史跡）が造られたほか、ガランドヤ古墳（国指定史跡）や穴観音古墳（国指定史跡）など、筑後川下流域の影響を受けた装飾古墳が造られた。

古代になると、官道が整備され、本市でも官道の施設である「駅」と推定されている遺跡が確認されている。

中世の大蔵氏に関連する遺跡からは、博多を介した中国との貿易を示す陶磁器や渡来銭などが出土しており、大陸とも交流があったことを示している。

（4）江戸時代に栄えた日田

文禄2（1593）年に日田が太閤蔵入地になると、豊臣秀吉の代官として派遣された宮木長次郎が日隈山に日隈城を築き、城下町として三隈川右岸に隈町をつくった。そして、江戸時代になると譜代大名の石川忠総により、永山城（県指定史跡）の城下町として豆田町がつけられた。

寛永16(1639)年、日田は天領になり、九州支配の拠点として代官所が置かれた。この日田代官所を起点として陸上交通道路が設けられ、多くの商人が豆田町や隈町に訪れるようになった。豆田町や隈町では、有力商人が金融業や精蠟業、油製造・醤油・酒などの醸造業などを営んだ。これらの有力商人は掛屋として代官所の公金を扱うようになった。これらの金は「日田金」と呼ばれ、九州各藩を相手に貸し付けるなどして大きな利益をあげ、日田が九州の金融経済の中心になる大きな要因となった。

また、日田の商人が経済的に豊かになることで、整備された交通網を通じて、様々な文化人が日田を訪れ、俳諧や茶道、華道など文化的活動が盛んになった。

また、廣瀬淡窓が開いた咸宜園跡(国指定史跡)は、全国から5000人以上の門下生を輩出した近世最大規模の私塾として知られる。

現在、豆田町は国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、当時の町割りが今も残されている。また、豆田町や隈町で行われている日田祇園では、天領の時代に山鉦が曳き廻されたり、山鉦の台で祇園囃子も演奏されたりするようになり、豪華絢爛な見送り幕などからは往時の経済の繁栄を偲ぶことができる。

第4章 文化財の把握・調査

1. 文化財の調査概要

文化財に関する調査について、市町村合併（平成17（2005）年3月22日）以前は、旧市町村ごとに行われており、文化財冊子についても同じく旧市町村ごとに発行されている。

大分県が実施した文化財調査も含め、本市の文化財に関する市町村誌、郷土史（誌）、調査報告書などの一覧は、巻末の資料編に掲載する。

【地区毎の調査実施状況】

市内の20地区公民館に対するヒアリング、前述の旧市町村誌及び郷土史（誌）及びワークショップでいただいた意見など、地区毎の調査実施状況は次のとおりとなる。

種類	地区	日隈	若宮	咸宜	桂林	三芳	光岡	高瀬	朝日	三花	西有田	東有田	小野	大鶴	夜明	五和	前津江	中津江	上津江	大山	天瀬		
		有形文化財	建造物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	美術工芸品	絵画																					
		彫刻																					
		工芸品																					
		書跡																					
		典籍																					
		古文書																					
		考古資料																					
		歴史資料																					
	美術工芸品については分類作業中																						
無形文化財		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△	△	○	○	○	
民俗文化財	有形の民俗文化財	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△	
	無形の民俗文化財	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	
記念物	遺跡（史跡）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	名勝地（名勝）	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△	○	△	○	○	
	動物、植物、地質鉱物（天然記念物）	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	○	○	△	○	○	○	
文化的景観		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	○	△	-	-	-	-	-	-	△		
伝統的建造物群		-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
文化財の保存技術		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

※凡例＝○：概ね調査済み、△：さらに調査が必要、×：調査未実施、-：該当なし

2. 文化財の調査の課題

前述の地区毎の調査実施状況を整理すると、建造物については伝統的建造物群保存地区である豆田町（咸宜地区）や隈町（日隈地区）などに所在する歴史的建造物の把握は概ねできている。

その他、文化的景観及び伝統的建造物群についても建造物と同様に概ね把握できている。

しかしながら、本市においては、未指定を含む文化財の悉皆調査が行われていないため、今後、文化財の散逸を防ぐとともに、後世に伝えるために必要な基礎資料を作成するためにも、地域住民と一体となって、悉皆調査を行う必要がある。

3. 未指定文化財の調査の方針・措置

（1）未指定文化財の調査の方針

市内に残る文化財を把握し、今後の保存・活用等の基礎資料とするため、未指定文化財の悉皆調査を実施するとともに、文化財の指定等について検討を行う際の基礎資料となるようにデータベース化を行うとともに、今後の文化財の望ましい保存・活用策について検討するため、有識者による評価・価値づけを行う。

なお、悉皆調査については、市民の参加を得ながら実施するものとし、調査を通じて、市民自らが主体的に、地域に残る文化財（たから）を知り、守り、活かすことについて考える機会とする。

（2）未指定文化財の調査のための措置

（1）の調査の方針に基づき、「第6章 文化財の保存・活用に関する現状と課題・方針・措置」-「3. 文化財の保存・活用に関する措置」-「■方針1：文化財（指定、未指定）の特質の理解-調査と研究-」-「①文化財の把握の推進」に記載1及び2の「文化財総合把握調査事業」に取り組む。

第5章 文化財の保存・活用に関する **基本理念・基本方針**

1. 文化財の保存・活用に関する基本理念

歴史文化の特性に挙げたように、北部九州の中心に位置する本市は、古くより他地域との交流が盛んであり、近世においては、天領であったことから、多くの人々が訪れ、活発な商業活動が行われるとともに、産業や伝統行事などといった文化も発展していった時代であり、往時を偲ぶことができる文化財が市内各地には数多く残されている。

地域に残る豊かな自然、ふるさとの歴史と伝統に育まれた文化財を市民共通の貴重な財産として後世に残していくため、その調査・保存に努め、併せて教育や観光などの様々な活用を図る必要がある。そして、文化財の保存・活用を図るためには、所有者や行政のみならず、市民一人ひとりが主役となり、地域総がかりで取り組んでいくことが重要となる。

これらのことを踏まえ、本市が目指す文化財の保存・活用に関する基本理念を、次のように設定する。

(仮) ふるさとの文化財(たから)を未来へとつなげる
～ 歴史と伝統文化が息づくまち ひた ～

2. 文化財の保存活用に関する基本方針

前述の基本理念を実現するために必要となる取組の方向性について、以下の3つの基本方針を定める。

【基本方針①】 文化財を「知る」

文化財を「知る」というのは、自分にとって特別な価値を発見することであり、同時に、地域の人々を始めとした多くの人々にとっての文化財の価値を知ることでもある。多様な人にとっての多様な価値を「知る」ことが、文化財を「守る」という意識の醸成とともに未指定文化財の発見にもつながっていくと考える。

そのため、文化財の特質を理解するための調査と研究を推進するとともに、価値の発見と情報共有に取り組む。

【基本方針②】 文化財を「守る」

文化財を「守る」ためには、**地域住民の参画・協働**により文化財の維持管理・修復のための各種事業に取り組むことが重要である。

そのためには、地域住民が主体となって進める文化財保護の活動への支援が必要となる。また、文化財を守る上で高度な専門性が必要な分野については、正しい保存の知識、技術についての**学習機会の提供**及び情報発信が求められる。

このように、文化財の適切な保存に取り組むとともに文化財を支える人材を育成する。

【基本方針③】 文化財を「活かす」

文化財を守っていくには、その主体となる地域の活力が維持されていることが重要であり、そのためには、文化財を「活かす」取組を通じて、人を育て、地域活性化を図る必要がある。

そして、文化財の活用と保存は、表裏一体の関係であり、文化財を活用することによって、より多くの人々が文化財を「知る」機会ともなり、地域が主体となった管理体制を確保することができる。

活用によって文化財の価値を消費・毀損するのではなく、文化財を「守る」活動につながる活用を行っていくことが必要となるため、観光、まちづくり及び教育等の行政分野との連携強化及び文化財のデジタル化と情報発信の推進に取り組む。

第6章 文化財の保存・活用に関する現状と課題・方針・措置

1. 文化財の保存・活用に関する現状と課題

第5章の「2.文化財の保存・活用に関する基本方針」に記載した「知る」、「守る」、「活かす」の三つの基本方針に基づき、文化財の保存・活用に関する現状と課題を以下のとおり整理する。なお、防災・防犯については、第8章に個別に記述する。

(1) 現状

① 文化財を「知る」

文化財を後世に伝えるため、埋蔵文化財センター、博物館及び咸宜園教育研究センターにおいて、収集・整理・保存及び調査・研究を行い、その成果として、『埋蔵文化財年報』、『咸宜園教育研究センター研究紀要』、『日田文化』を発刊するとともに、展示会や講演会などの開催及び市ホームページ、市史及び文化財調査報告書などの各種媒体を活用した情報発信などに取り組んでいるが、文化財の魅力や価値を効果的に伝えきれておらず、また、その情報も行政からの一方的な発信にとどまり、市民との価値の共有が不足している。

その他にも、文化財関連の小鹿田焼陶芸館、天領日田資料館、日田祇園山鉾会館、慈眼山永興寺仏像収蔵庫及び郷土史料館などにおいても文化財を公開しているが、観光エリアに位置する施設とそれ以外の施設では施設利用実績に大きな違いが生じている。

そして、大分県による中世の城館や石造物等の各種調査は行われているものの、本市が主体となった未指定文化財を含む文化財の悉皆調査は未着手となっており、文化財の評価、価値付け及びデータ整理などが進んでいない。

加えて、調査・研究施設でもある埋蔵文化財センターについては、老朽化の進展に伴い、機能の低下が危惧されている。

一方、調査・研究を担う専門人材の発掘・育成のため、学芸員等の専門職員の配置及び研究機関への派遣をはじめ、市民を対象とした研修会の開催及び咸宜園教育研究センターにおける研究者への助成などに取り組んでいる。

また、咸宜園の世界遺産登録に向けた調査・研究及び市民に向けた情報発信に取り組んでいるが、官民一体となった機運の醸成が十分に図られていない状況にある。

② 文化財を「守る」

文化財を後世に伝えるため、埋蔵文化財センター、博物館及び咸宜園教育研究センターにおいて、収集・整理・保存及び調査・研究を行っているが、経年劣化及び収蔵スペース不足などにより施設の適切な管理が難しくなっている。

そして、文化財が有する価値を顕在化し、適切な保存及び将来的な活用を図るため、史跡や遺跡などの保存活用計画を策定している。

また、小鹿田焼の里（国選定重要文化的景観）や日田市豆田町（国選定重要伝統的建造物群保存地区）のように、周辺環境との調和が必要となることから、『日田市都市計画マスタープラン』や『日田市景観計画』など文化財関連以外の部署との連携により、良好な景観の形成に取り組んでいるものもある。

本市内には文化財に関する様々な団体が、ボランティアによる研究及びガイドなどの活動を行っており、本市では保存、継承及び後継者育成などの取組に対し財政支援を行っている。

一方、地域コミュニティの縮小といった社会環境の変化、少子高齢、人口減少などの影響を受け、文化財の散逸、棄損及び滅失が危惧される中、本市においては、地域社会全体で文化財を守り、活かし、継承するための仕組み（サポーター制度）が整備されておらず、楽などの神事に係る行事については、後継者の減少により継承が難しくなり、鶺鴒については、生計の不安定さにより、後継者の不在が深刻な状態となっている。

加えて、地方財政が厳しさを増す中、文化財の維持管理には多額の予算を伴うことから、今後、益々、適切な保存が困難になる。

③ 文化財を「活かす」

本市の歴史や文化財の調査・研究成果について学習でき、地域の文化財を紹介する施設として、埋蔵文化財センター、博物館及び咸宜園教育研究センターがあり、出土品の展示公開、歴史・文化・産業に関する企画展示、保存修理工事及び発掘調査現場の公開、各種講演会の開催などの諸事業に取り組んでいる。

そして、学校教育及び社会教育においては、総合的な学習の時間を活用したふるさと教育の実践や公民館における歴史講座の開設など学習機会の提供に取り組んでいるが、学校現場においては、新しく市外から赴任する教職員を対象に文化財の魅力発信及び地区公民館への出前講座の推進等の取組については不足している。

また、文化財や本市の歴史に特化し、市民が楽しみながら学んだり、人に伝えたりすることのできるイベントなど、他部署と連携した取組については十分にできていない。

一方で、観光資源として活用されている文化財（日田市豆田町、咸宜園跡（国指定史跡）、小鹿田焼（国指定重要無形文化財）、日田祇園の曳山行事（国指定重要無形民俗文化財）、鶺鴒（県指定無形民俗文化財）など）も多く存在している。

（２）課題

① 文化財を「知る」

文化財は指定等によって可能な限り文化財保護法に基づく適切な管理下に置くことが望ましいことから、文化財の把握のための悉皆調査及び調査結果に基づく評価や価値付けが必要となる。

そして、調査に当たっては、計画段階から市民の主体的な参画を促すような仕組みが必要となる。また、調査・研究機能の向上を図るため、専門的人材の発掘・育成、職員の資質向上及び老朽化した埋蔵文化財センターに替わる新たな拠点施設整備の検討等を行う必要がある。

加えて、文化財の魅力や価値を市民に広く知っていただくための効果的な情報発信や、市民間で共有するための取組が必要となる。

咸宜園の世界遺産登録に向けて日田市全体の取組としていくため、さらなる機運の醸成が必要となる。

② 文化財を「守る」

文化財を適切に保管するための、埋蔵文化財センター、博物館及び咸宜園教育研究センターなどの施設及び資料などの計画的な管理が不十分である。

また、文化財の価値を守るため、文化財そのものの計画的整備を行うとともに、文化財の顕在化と活用のため、関係部署と連携して標柱、説明看板、アクセス道など周辺環境の保全・形成を進める必要がある。

そして、市民協働により官民一体となった取組を進めるためにも、文化財活動団体の活動支援、文化財市民サポーターの育成、保持団体への支援及びデジタル技術を活用した継承のための記録保存など、文化財を守るための取組について検討する必要がある。

加えて、人口減少及び少子高齢等の社会環境の変化並びに財政状況を踏まえながら、長期的な視点に立った、文化財の適切な保存に向けた取組が必要になる。

③ 文化財を「活かす」

観光やまちづくりといった他の行政分野及び自治体などと連携して、文化財関連のイベントの開催や情報及び施設などに関する情報発信を促進する必要がある。さらに、面としての地域活性化を図る取組が必要なことから、本市の歴史文化の特性を効果的に学ぶための周遊ルートの設定及び体験メニューなどについても取り組む必要がある。

そして、児童生徒及び市民に対する学習機会の充実を目指し、継続して学校教育及び社会教育との連携の強化に取り組む必要がある。

また、文化財の保存にとどまらず、効果的な活用の視点から、デジタル技術を用いた取組の推進が必要である。

2. 文化財の保存・活用に関する方針

文化財の保存・活用に関する現状と課題を踏まえながら、三つの基本方針ごとに「措置（施策）」区分を定める。

(1) 文化財を「知る」

■方針Ⅰ：文化財（指定・未指定）の特質の理解 -調査と研究-

① 文化財の把握の推進

本市内に残る文化財を把握し、今後の保存・活用などの基礎資料とするためにも、悉皆調査を計画的に実施するとともに、未指定のものについては、文化財の指定などについて検討を行う際の基礎資料となるようにデータベース化を行う。

② 調査・研究環境の充実

埋蔵文化財をはじめとする多くの貴重な文化財を保存・管理している埋蔵文化財センター、咸宜園教育研究センター及び博物館等については、資料の適切な保存を確保するとともに、展示・公開などの活用を推進するため、将来的な調査研究拠点の整備を踏まえつつ、当面の施設の老朽化対策及び機能の充実に努める。

③ 調査・研究人材の育成推進

文化財の保存・活用を推進するためには、文化財が持つ様々な情報や意義を引き出す調査・研究が必要であり、それを担う人材が不可欠となる。

そのため、学芸員等の専門職員を配置することをはじめ、市民参画・協働による文化財の調査・研究の実施に取り組むとともに、調査・研究を担う人材の発掘・育成に努める。

④ 世界遺産登録の推進

世界遺産登録の推進に向け、引き続き、教育遺産世界遺産登録推進協議会の構成自治体（水戸市・足利市・備前市）と連携しながら、調査・研究及び市民に向けた情報発信に取り組むとともに、市民団体との協働により気運の醸成に努め、日田市全体の取組としていく。

■方針2：文化財の価値の発見と共有

⑤ 価値の適切な評価

今後の文化財の望ましい保存・活用策について検討するため、悉皆調査の結果に基づき、有識者のみならず市民参画による評価・価値付けを行う。また、古文書が有する歴史的・文化的価値について適切に評価を行うことができる人材の確保にも取り組む。

⑥ 公開・情報発信による価値の共有

文化財の保存・活用を推進するためにも、文化財情報を広く発信し、その魅力・価値を市民と共有することが重要となる。そのため、様々な媒体や機会を用いて、気軽に必要な情報が得られるような情報発信に努める。

（2）文化財を「守る」

■方針1：文化財の適切な保存

⑦ 積極的な保護の推進

文化財が有する価値を顕在化し、後世にわたり、適切に保存・活用するため、長期的な視点に立ち、個別整備計画を作成・更新し、着実な実施に努めるとともに、説明看板、アクセス道など文化財周辺の関係形成を図る必要がある。

また、指定等文化財などの所有者及び管理者に対する補助制度の創設について検討するとともに、そのための財源確保及び資金調達並びに本市独自の文化財保護制度について、調査・研究を進める。

⑧ 保存環境の整備

歴史文化資料を適切に保存するため、収蔵施設の日常的な維持管理に努めるとともに、老朽化した埋蔵文化財センターなどの施設に替わる新たな施設の整備について検討する。

そして、文化財を後世に伝えていくため、無形民俗文化財の記録保存や文化財資料のデジタルアーカイブの制作及び活用に取り組む。

■方針2：文化財を支える人材の育成

⑨ 市民との協働

文化財活動団体の自主的・継続的な活動に対して支援を行うとともに、協働による文化財の適切な保存・継承を図る。また、文化財市民サポーター制度など市民の参画により、文化財を保存・継承するための仕組みづくりについて検討する。

⑩ 担い手の育成

文化財の保持団体が後継者の育成や技術の伝承を継続していけるよう活動に対する支援を行う。

(3) 文化財を「活かす」

■方針1：地域振興への活用

⑪ 文化財を活かしたまちづくり

文化財を地域資源（観光・まちづくり）として活用するため、関係各課及び事業者などと連携し、個々の文化財を結び付けながら、周遊ルートの設定、体験メニュー及びイベントの創出など文化財の活用を推進する。

■方針2：教育事業との連携強化

⑫ 学習機会の充実

子どもたちや住民を対象とした、地域に残された文化財について学ぶ機会の充実を図ることにより、その魅力や価値を伝え、共有することで、郷土を愛する精神を育むとともに、文化財を支える人材の育成に努める。そのため、学校教育（総合的な学習）及び社会教育（公民館活動）における体験活動を実践する。

■方針3：積極的な情報発信の推進

⑬ デジタル技術の活用

文化財の魅力を広く発信し、市外からの誘客につなげるためにも、観光分野と連携しながら、デジタルコンテンツの作成並びに案内板、刊行物などの多言語化に取り組む。

3. 文化財の保存・活用に関する措置

文化財の保存・活用に関する課題と方針を踏まえ、計画期間に実施する措置（事業）を次のとおり設定し、基本理念の実現を目指します。

(1) 文化財を「知る」

■方針1：文化財（指定・未指定）の特質の理解 -調査と研究-

方針	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	事業期間
① 文化財の把握の推進	計画的な調査の実施と成果の分析			
	1. 文化財総合把握調査事業 ・市民参画・協働による未指定文化財の悉皆調査を行い、市内所在の文化財の全体像を把握する	市	市 市民	R9~
	2. 文化財総合把握調査事業 ・悉皆調査により判明した未指定文化財の詳細調査を行う ・文化財調査成果の整理を行う(文化財カルテの作成) ・文化財に関する調査成果の分析(体系化)を行う	市	市 市民	R10~
	3. 埋蔵文化財発掘調査事業(市内遺跡) ・埋蔵文化財の事前審査・予備調査による埋蔵文化財所在情報を収集する	国 県 市	市	R7~
	4. 埋蔵文化財発掘調査事業(民間開発発掘調査) ・開発によって破壊される文化財の記録保存を推進する	その他	市	R7~
	5. 埋蔵文化財発掘調査事業(報告書作成事業) ・発掘調査成果情報をまとめた報告書を作成する	市	市	R7~
② 調査・研究環境の充実	調査・研究資料の適切な管理			
	6. 埋蔵文化財センター管理事業 埋蔵文化財発掘調査事業(報告書作成事業) ・発掘調査出土品などの整理・保管を行う	市	市	R7~
	7. 埋蔵文化財センター管理事業 ・発掘調査報告書などの文化財書籍の収集・管理を行う ・埋蔵文化財センター施設の維持管理を行う	市	市	R7~
	8. 咸宜園教育研究センター運営事業 ・咸宜園に関する資料の調査、収集、整理及び保管を行う	市	市	R7~
	9. 博物館展示資料整備事業 ・博物館展示資料の収集、保管を行う	市	市	R7~
調査・研究拠点の整備				
	10.(仮) 歴史文化資料館整備事業 ・(仮) 歴史文化資料館の整備について検討を行う	市	市 市民	R10~

方針	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	事業期間
③ 調査・ 研究人 材の育 成推進	職員の育成及び市民の調査・研究者の育成の推進			
	11.埋蔵文化財発掘調査事業（市内遺跡） ・奈良文化財研究所への職員の研修参加を促す ・発掘調査に必要な技能取得のための講習会参加を促す	市	市	R7～
	12.文化財保護事業 ・文化財保護員の各種研修会の実施・参加を促す	市	市	R7～
	調査・研究への支援			
	13. 咸宜園教育研究センター研究奨励事業 ・調査・研究者への助成を行う	市	市	R7～
	14. 文化財保護事業 ・日田文化を刊行する（年1回）	市 その他	市 専門家	R7～
15. 咸宜園教育研究センター運営事業 ・咸宜園教育研究センター研究紀要を刊行する（年1回）	市 その他	市	R7～	
④ 世界遺産 登録の 推進	調査・研究及び情報発信の推進			
	16. 世界遺産登録推進事業 ・世界文化遺産の登録推薦に当たり必要となる包括的管理計画（保存管理計画・多様な構成資産を含む推薦資産の一体的な保存管理に関する計画）を策定する ・提案書（当該資産が世界遺産たる顕著な普遍的価値を有していることを文化庁に提案するもの）を作成する ・ホームページ、SNSにより情報を発信する	市 その他	市 関係機関 専門家	R7～

■方針2：文化財の価値の発見と共有

方針	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	事業期間
⑤ 価値の適切な評価	文化財の発見と価値付けの推進			
	17. 文化財保護事業 ・文化財保護審議委員に対し、文化財の保護や措置についての助言を求める ・地区公民館などでの地域文化財の登録制度を推進する	市	市 団体 専門家 市民	R7～
	市民との協働による価値の発見			
	18. 文化財保護事業 ・古文書入門講座を実施する	市	市	R7～
	19. 文化財保護事業 ・古文書サポーター制度の整備について検討する	市	市 市民	R9～
⑥ 公開・情報発信による価値の共有	市民に向けた情報発信の充実			
	20. 埋蔵文化財発掘調査事業（報告書作成事業） ・埋蔵文化財年報（年1回）・調査報告書を作成する	市	市	R7～
	21. 文化財保護事業 ・文化財年報を作成する ・ホームページやSNSによる文化財情報を発信する	市	市	R10～
⑥ 公開・情報発信による価値の共有	市民に向けた情報発信の充実			
	22. 歴史読本発行事業 ・日田市の歴史と文化財を改訂する ・日田市文化財マップを改訂する	市	市	R10～
	23. 埋蔵文化財センター運営事業 ・最新の調査成果などを考古学講座の講演で周知する ・埋蔵文化財センター常設展示・企画展を実施する	市	市 市民	R7～
	24. 咸宜園教育研究センター運営事業 ・咸宜園歴代塾主・門下生などに関する常設展示・企画展示を実施する ・咸宜園に関する講演会・講座を実施する	市	市 市民	R7～
	25. 世界遺産登録推進事業 ・世界遺産登録推進講演会を実施する	市	市	R7～
	26. 日本遺産魅力発信推進事業 ・日本遺産に関する講座を実施する	市	市	R7～

方針	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	事業期間
	27. 博物館企画展開催事業 ・博物館の企画展を実施する	市	市 市民	R7～
	公開に向けた周辺環境の整備			
	28. 文化財保護事業 ・新文化財公開施設（歴史文化資料館）の整備について検討する ・文化財標柱・解説板を整備する ・文化財解説パンフレットなどを作成する	市	市 専門家 市民	R10～
	29. 都市整備課事業 ・文化資源を生かした公園などの整備及び保全について検討する※既存施策		市	R10～
	30. 土木建築部事業 ・アクセス道路・便益施設などの整備について検討する		市	R10～

(2) 文化財を「守る」

■方針Ⅰ：文化財の適切な保存

方針	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	事業期間
⑦ 積極的な保護の推進	適切な保存・管理・活用の推進			
	31. 伝統的建造物群保存事業（保存計画の見直し） ・文化財の本質的価値を明確にし、保存活用措置を促進する	国 県 市	市 団体 所有者 市民	R7 ～ R9
	32. 重要文化的景観保護推進事業（保存計画の見直し） ・文化財の本質的価値を明確にし、地域住民の生活に配慮した計画を改定する	国 県 市	市 専門家 団体 所有者 市民	R7～
	33. ガランドヤ古墳保存整備事業 ・2号墳の環境調査を実施し、保存整備の方向性を検討する	国 県 市	市 専門家	R7～
	34. 史跡小迫辻原遺跡整備事業 ・整備計画の作成に向け、発掘調査報告書を刊行する	国 県 市	市 専門家	R10 ～
	35. 史跡咸宜園跡保存整備事業 ・史跡の整備計画を作成する ・史跡整備工事を実施する	国 県 市	市 専門家	R7
	36. 伝統的建造物群保存事業 ・伝建地区内の伝統的建造物の保存・修理を促進する（相談会の実施、助成制度の活用など）	国 県 市 その他	市 所有者	R7～
37. 歴史的建造物保存事業 ・伝建地区以外の歴史的建造物の保存・修理を促進する（補助制度の見直しなど）	国 県 市 その他	市 所有者	R7～	

方針	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	事業期間
⑦ 積極的な保護の推進	計画的な保存・管理・活用の推進			
	38. 指定文化財等維持・管理事業 ・指定文化財の維持管理を行う	市	市 団体 所有者	R10～
	39. 史跡咸宜園跡管理運営事業 ・史跡咸宜園跡の建物の維持、除草、清掃作業を行う	市	市 団体 市民	R7～
	40. 指定文化財等保存補助事業 ・指定文化財所有者・管理者などへの補助を行う	市 その他	市 団体 所有者	R7～
	41. 文化的景観保護推進事業 ・文化的景観の重要な構成要素の修理などに対する補助を行う	国 県 市 その他		R7～
⑧ 保存環境の整備	資料の適切な管理			
	43. 文化財保護事業 ・新文化財収蔵施設の整備について検討する	市	市 関係機関 専門家	R10～
	44. 咸宜園教育研究センター運営事業 ・咸宜園関係の資料の調査、収集、整理及び保管を行う	市	市	R7～
	45. 博物館管理事業 ・博物館関係資料の収蔵・管理を行う	市	市	R7～
	デジタルアーカイブ化の推進			
	46. 指定文化財等保存補助事業 ・映像により無形民俗文化財の記録保存を行う	市 その他	市	R10～
47. 文化財保護事業 ・デジタル技術を活用した文化財資料の記録保存を行う	市 その他	市	R10～	

■方針2：文化財を支える人材の育成

方針	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	事業期間
⑨ 市民との協働	文化財活動団体との育成と連携			
	48. 文化財保護事業 ・日田考古学同好会との連携を図る（事業成果の周知や文化財資料提供） ・古文書サポーターなどの文化財サポーターの育成を図る	市	市 市民 団体	R7～
	49. 商工労政課事業 ・技能士会の活動を支援する		市	
	50. 日本遺産魅力発信推進事業 ・日田市日本遺産活性化懇話会と連携して、日本遺産を活用した取組を推進する	市	市 団体 市民	R7～
	51. 世界遺産登録推進事業 ・咸宜園放学遊山の会・咸宜園平成門下生の会との連携を図る	市	市 団体 市民	R7～
	52. ガランドヤ古墳公園維持管理事業 ・ガランドヤ古墳公開サポーターの育成を推進する	市	市 市民	R7～
	53. 日本遺産魅力発信推進事業 ・小学生子どもガイドの養成を推進する	市	市 市民	R7～
	54. 日田の自然環境体験事業 ・自然インストラクターの養成を推進する	その他	市 専門家 市民	R7～
55. 市民文化財サポーター制度創設事業 ・行政との協働により、地域に身近な歴史や文化を守り育てる調市民文化財サポーター制度の創設について検討する。	市	市 関係機関 団体 所有者 市民	R7～	
⑩ 担い手の育成	後継者の育成と保存団体への支援			
	56. 小鹿田焼伝承者養成事業 ・「小鹿田焼」の保存・伝承経費の補助・支援により技術の伝承、後継者の育成を図る	国 県 市	市 団体	R7～
	57. 鵜飼保存対策事業 ・「鵜飼」の保存・伝承・活用経費の一部を助成する ・「鵜飼」の後継者養成への補助により保存・伝承を図る	県 市	市 団体	R7～

方針	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	事業期間
⑩ 担 い 手 の 育 成	後継者の育成と保存団体への支援			
	<p>58. 指定文化財等保存補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日田祇園囃子保存会に対する補助により伝統文化の保存・後継者の育成を図る ・五馬地区くにち保存会に対する補助により伝統文化の保存・後継者の育成を図る ・大野楽保存会に対する補助により伝統文化の保存・後継者の育成を図る 	国 県 その他	市 団体	R7～

(3) 文化財を「活かす」

■方針Ⅰ：地域振興への活用

方針	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	事業期間
① 文化財を活かしたまちづくり	文化財を活かした交流と賑わいの創出			
	59. 日本遺産魅力発信推進事業 ・日本遺産構成文化財に特化した周遊ルートの設定を検討する	国 県 市	市	R8
	60. スポーツ振興課事業 ・自転車を利用した文化財周遊ルートの設定を検討する		市	
	61. 観光課事業 ・歴史や文化を活かした観光の魅力づくりを推進する※既存施策 ・文化財周遊ルートの設定を検討する		市	
	62. まちづくり推進課事業 ・公共交通機関を利用した文化財周遊ルートの設定を検討する		市	
	63. ガランドヤ古墳公園維持管理事業 ・筑後川流域の装飾古墳公開連携による市内誘客を図る		市 関係機関	R7～
	64. 健康保険課事業 ・健康アプリ「おおいた歩得」との連携を図る		市	
① 文化財を活かしたまちづくり	文化財を活かした交流と賑わいの創出			
	65. 伝統的建造物群活用事業 ・伝統的建造物群のテナントなどへの活用支援を促進する		市 団体 所有者 市民	
	66. 伝統的建造物群保存事業 ・豆田町伝建保存会の活動支援を促進する（各種相談会、補助金交付）		市 団体	R7～
	67. まちづくり推進課事業 ・文化財を活かしたまちづくり活動への支援を検討する		市	

方針	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	事業期間
	他自治体との連携			
	68. 日本遺産魅力発信推進事業 ・九州・山口・沖縄や大分県内の日本遺産認定自治体との連携を図る	市	市 関係機関 団体	R7～
	69. ガランドヤ古墳公園維持管理事業 ・筑後川流域自治体との装飾古墳一斉公開により連携を図る		市 関係機関	R7～

■方針2：教育事業との連携強化

方針	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	事業期間
	学校及び社会教育における学習機会の提供			
⑫ 学習 機 会 の 充 実	70. 歴史読本発行事業 ・こども版日田市の歴史と文化財を発刊する	市	市	R7～
	71. 咸宜園普及啓発刊行物作成事業 ・咸宜園に関する児童向けの読本・リーフレットを作成する (データ配布)	市	市	R7～
	72. 埋蔵文化財センター運営事業 ・日田市の歴史講座を実施する	市	市	R7～
	73. 日田の自然環境体験事業 ・日田市の自然環境に関する講座を実施する	市	市	R7～
	74. 教職員を対象とした文化財魅力発信事業 ・新任及び新しく赴任してきた教職員に対して、本市の文化財の魅力を伝える講座を開設する。	市	市	R7～
⑫ 学習 機 会 の 充 実	文化財に関する体験機会の提供			
	75. 埋蔵文化財センター運営事業 ・火起し体験や勾玉づくりなどを実施する	市	市	R7～
	76. ガランドヤ古墳公園維持管理事業 ・本物の古墳見学での感動体験の創出を図る	市	市 市民	R7～

方針	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	事業期間
	77. 地区公民館との連携事業 ・地区公民館との連携による文化財出前講座の開設	市	市	R7～

■方針3：積極的な情報発信の推進

方針	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	事業期間
⑬ デ ジ タ ル 技 術 の 活 用	デジタルコンテンツの活用			
	78. 文化財保護事業 ・デジタルアーカイブの推進を図る ・文化財データベースや資料などの公開ページを作成する ・「おおいた文化財ずかん」「おおいたデジタル資料室」に掲載する	市	市	R7～
	79. 咸宜園普及啓発刊行物作成事業 ・「おおいた文化財ずかん」「おおいたデジタル資料室」に掲載する	市	市 関係機関	R7～
	国内外への情報発信			
	80. 文化財保護事業 ・文化財案内コンテンツの多言語化を検討する	国 市	市	R10～
81. 文化財保護事業 ・文化財や先哲・先人に関する刊行物の多言語化を検討する	国 市	市	R10～	

第7章 文化財の総合的・一体的な保存と活用

1. 関連文化財群の目的

関連文化財群とは、地域の多種多様な文化財を歴史的・地域的関連性に基づくテーマや物語（ストーリー）に沿って、一定のまとまりとして捉えたものである。まとまりをもって扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を発見することができる。

2. 関連文化財群の考え方

本市においては、文化財の総合的・一体的な保存と活用に向け、次の点に留意して、関連文化財群を設定する。

なお、今後の文化財の調査の進展や事業の進捗状況に応じて、関連文化財群の追加について検討する。

- ・歴史文化の特性に基づき、物語（ストーリー）を紡ぎ、その魅力を次世代へとつなげるものとする。
- ・指定・未指定を問わず、多様な文化財の種別を含んだ構成とするものとする。
- ・市民が親しみを感じ、地域において守り・伝えられるものとする。
- ・文化財を活用したまちづくり活動につながるものとする。

3. 日田市の関連文化財群

前述の考え方に基づき、本市の歴史文化の特性を踏まえながら、次の4つの関連文化財群を設定します。

- | | |
|-----------|--------------------|
| 【関連文化財群①】 | 山の恵みを活かした営み |
| 【関連文化財群②】 | 川との共生の証と流域の景色 |
| 【関連文化財群③】 | 人とモノが織りなす文化のクロスロード |
| 【関連文化財群④】 | 天領日田の栄華の足跡 |

4. 関連文化財群ごとのテーマ、ストーリーの概要及び構成文化財

【関連文化財群①】

(1) 関連文化財群に関する事項

テーマ：山の恵みを活かした営み		
歴史文化の特性 (1) 日田を囲む山々に育まれた豊かな自然と人々の営み		
ストーリーの概要		
<p>本市は、北部九州のほぼ中央、大分県の西部に位置し、福岡県と熊本県に隣接した地域で、周囲を阿蘇・くじゅう山系や英彦山系の山々に囲まれており、こうした山系から流れ出る豊富な水は、日田盆地で合流し三隈川となって、有明海へと流れ込んでいる。</p> <p>この三隈川が貫流する市の中心部は、周囲を耶馬溪火砕流や阿蘇火砕流によって形成された台地や丘陵が巡る盆地にある。耶馬溪溶結凝灰岩や阿蘇溶結凝灰岩などからなる、腐食に富んだ土壌は「三隈土壌」と呼ばれ、排水の良さを特徴とする地質特性から杉や檜の生育に適している。そのため、江戸時代以降、急速に植林化が進み、山間部では林業が営まれ、木工業が盛んになったほか、津江山地の鉱床をもとに興された鯛生金山は近代日田の産業を支えてきた。</p> <p>また、市の北部に位置する皿山地区で江戸時代中頃に開窯された小鹿田焼は、山の水・土・木などの地域資源を活かし、一貫した伝統的技法による生活雑器の製作を継承させてきた。</p> <p>この他、日田の神社では、秋の祭日にあわせて奉納される楽（杖楽）が行われているところが多く、日田を含む県西部は県南部とともに、大分県内における杖楽の二大開催地である。そのほかにも、五穀豊穰・無病息災等を願う古い由来を持つ伝統行事が市内の各地区に残されている。</p>		
構成文化財の例		
名称	指定等区分	概要
① 小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群	国指定天然記念物	今から9万年前の阿蘇山大噴火で発生し、その威力や災害状況、当時の森林構成などが明らかになっている。
② 津江神社のスギと自然林	県指定天然記念物	神社の参道沿いに杉野巨樹30数本が立ち並ぶ。日田スギの原木とかつての原植生を垣間見ることができる。
③ 小鹿田焼の里 小鹿田焼	国選定文化的景観 国重要無形文化財	江戸時代以来、狭隘な谷間で営まれる水、土、木等の資源を活かした窯業や石積みの棚田で営む農業といった生業が、この地での生活の在り方を示している。
○ 戸山神社	未指定	「豊西記」に慶雲2(705)年、小角という者が英彦山から戸山にきた伝説が記され、この時に日田郡司・大蔵氏の先祖が戸山に来

名称	指定等区分	概要
		たと伝えられている。境内には応永 14 (1407) 年の宝篋印塔や、寛正 4 (1463) 年の五輪塔、永正 4 (1507) 年の宝篋印塔 (台石) などが残されている。
④ 磐戸楽 石松大行事社	県指定無形民俗文化財 未指定	石松大行事神社 (三ノ宮町) に天文年間以前より伝わる神事で、俗に「河童踊り」の名で親しまれている。
⑤ 大野楽	県指定無形民俗文化財	五穀豊穡、疫病災難払い又は天皇即位を祝うために大野老松天満社 (前津江町大野) に奉納された、棒術・長刀術を伴う河童楽である。
○ 大野老松天満社旧本殿	国指定重要文化財	延久 3 (1071) 年に日田郡司大蔵永季による創建と伝えられる。旧本殿は長久 2 (1488) に長谷部信安によって再建された。前室付き三間社流造という形式で、屋根は板葺きである。
○ 老松天満社懸仏	県指定有形文化財	鏡面に仏や菩薩、神像などを現したものの。大野老松天満社の懸仏は 207 面あり、一つの面に一つの仏などが表現されている。
⑥ 本城くいち楽 金凝神社	県指定無形民俗文化財 未指定	金凝神社 (天瀬町本城) で奉納される。明治 15 年 (1882) 頃、九重町の町田楽を伝習したと伝わり、「面かぶり」が杖使いを指揮する。
○ 金凝神社木造仮面	県指定有形文化財	木製の天狗、翁、鬼、河童の面。クス・桐・ヒノキを材料とした一造りで、長さは 21.5 ~ 25.0 cm。祈願成就を祈って神社に奉納したものと考えられる。
⑦ 出口本村楽	市指定無形民俗文化財	五穀豊穡に感謝して老松天満社 (天瀬町出〜) で奉納される。出口袋七夕楽と隔年で行わる。
⑧ 出口袋七夕楽	市指定無形民俗文化財	老松神社で奉納される。江戸時代後期の早魃時に雨乞いのため、前津江大野楽を伝習したと伝わり、相撲甚句を伝えるのが特徴である。

名称	指定等区分	概要
○ 老松神社	国登録有形文化財	天瀬町出口にある神社。本殿は明治 31 (1898) 年に建立された三間社流造で銅板葺きである。
⑨ 五馬楽	市指定無形民俗文化財	玉来神社(天瀬町五馬市)で奉納される。天狗・恵比寿・大黒・赤鬼・青鬼ら「面かぶり」が杖使いを指揮する。
○ 玉来神社拝殿と棟札	市指定有形文化財	天瀬町五馬市にある神社。現在の拝殿は天保 6 (1835) 年に塩谷代官の命で建立されたものといわれ、拝殿の天井のには格子絵が描かれている。また、古い棟札は応永 2 (1468) 年のものが残されている。
○ 玉来神社神像	県指定有形文化財	男神と女神の対をなすものが 7 対ある。ヒノキの一木造りで、高さは 27.5~77.5 cm と大小様々ある。
○ 烏宿自然林	市指定天然記念物	烏宿山頂にある烏宿神社周辺に残る樹林。スタジイを優占種として、タブノキ・ウロジロガシ・アカマツ・イチイガシなど 150 を超える種が残っている。
○ 烏宿神社はだか参り	県選択無形民俗文化財	江戸時代から伝わる行事で、享保の大飢饉の際に、烏宿神社参道にある「御」の水を畑に撒いたところ、害虫が発生せず、餓死者が出なかったことに感謝して、地元の若者が肌でお参りしたことに由来する。
○ 老松様の的ほがし祭	県選択無形民俗文化財	宮園津江神社の祈年祭で五穀豊穡や家内安全を祈願する祭りで、4月1日(旧暦3月3日前後)に行われている。
○ 老松様の餅搗祭	県選択無形民俗文化財	宮園津江神社の例祭で小麦餅を搗いて備えることから、この名称になった。伝承では鬼(盗賊)退治を祝って始めたとされるが、小麦の収穫を感謝する祭りと考えられる。
○ 鞍形尾神社の自然林	県指定天然記念物	大原八幡宮の元社である鞍形尾神社周辺に残る自然林である。ウラジロガシを中心とした高木が優占種で、亜高木層・低木層・草木層の各種で構成されている。

名称	指定等区分	概要
⑩ 鯛生金山	未指定	明治時代に発見された金鉱山で、最盛期の昭和13(1938)年には年間産金量は2.3トに達し、国内第1位となったが、昭和47(1972)年に閉山となった。平成19(2007)年近代化産業遺産に認定される。
○ 大山層	未指定	今から250万年前～100万年前に九重・別府地溝の陥没により形成されたもので、堆積層の中からは、植物や淡水魚の化石が見つかる。
○ 耶馬溪	国指定名称	中津市を中心とした東西約40km、南北約35kmの範囲に及ぶ。火山活動に伴う耶馬溪層や耶馬溪溶岩などの浸食によって形成された景観は耶馬溪独特の風景を生み出している。日田では一尺八寸山の一部が指定範囲に含まれている。

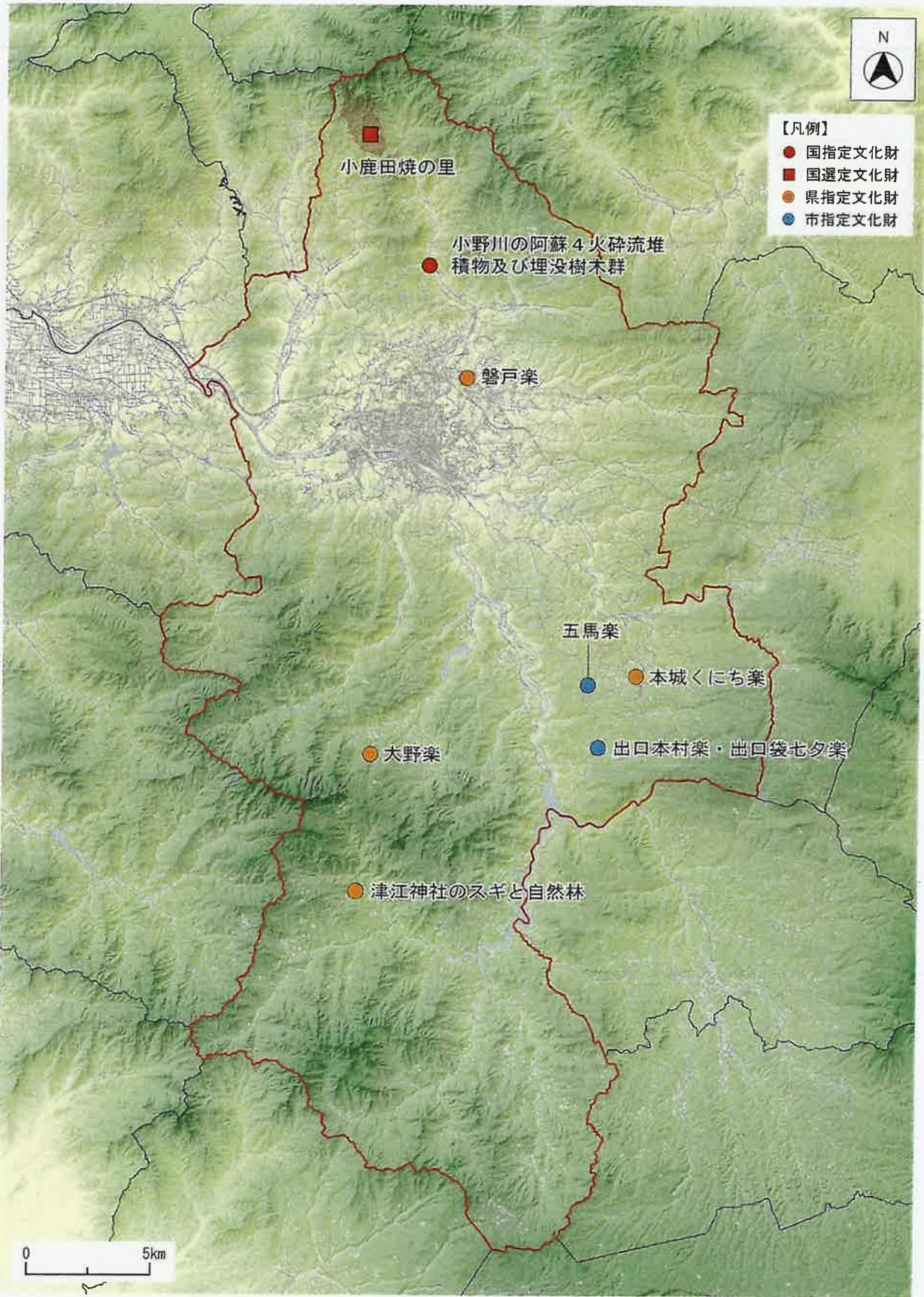


図 18 関連文化財群①構成文化財位置図

【関連文化財群②】

テーマ：川との共生の証と流域の景色

歴史文化の特性(2) 水郷日田と共に営む人々の暮らし

ストーリーの概要

日田盆地は周囲の山々から多くの河川が流れ込み、筑後川の上流域（主に三隈川）を形成しており、流れる水は人々の暮らしを支えてきた。

それらの川には多くの淡水魚が生息しており、人々の貴重な食糧源として様々な漁法を生み出した。

その伝統漁法の一つである鵜飼は、安土桃山時代、豊臣秀吉の代官として日隈城を築城した宮木長次郎が岐阜・長良川から鵜匠を4名招き、庄屋の4家に1名ずつ養わせたことに始まるといわれ、その魚法は今日まで絶えることなく受け継がれている。また、豊富な水を利用して、酒造りなどの醸造業が盛んになった。

近世に整備された多くの水路は、農業の生産力を向上させるなど、多くの恵みをもたらし、今に生きている歴史的遺産として、水郷日田の特徴的な景観を作り出している。

一方、山間部にある本市は、集中豪雨や長雨が続きと傾斜の急な周囲の山々からの流れが、一気に三隈川に流れ込むため、幾度となく水害に見舞われており、洪水による被害の大きさは、古代から日記や記録に残されている。

構成文化財の例

名称	指定等区分	概要
① 鵜飼 鵜舟や鵜籠等の用具	県指定無形民俗文化財 未指定	伝統的な漁法で、安土桃山時代、豊臣秀吉の代官として日隈城を築城した宮木長次郎が長良川から鵜匠を4名招いたことに始まるといわれる。
② 水神祭	未指定	毎年5月の筑後川水系の鮎漁解禁に合わせて行われる「日田川開き観光祭」で、川の安全祈願のために神事が行われ、鮎を放流する。
③ 中城河岸跡	未指定	日田では、筑後川の豊かな水量を生かした船運が早くから発達した。 小ヶ瀬井路の完成により、中城川の水量が増加したことから、豆田町（中城村）の荷物を積み込んで、日田川に出すための「河岸」が建てられ、26艘の川船が用意された。
○ 竹田河岸跡	未指定	筑後川に設けられた河岸で中城河岸より古く、竹田村の年貢米のほか、玖珠郡の幕府領の年貢米を積み出した。

名称	指定等区分	概要
④ 日隈城跡	未指定	文禄3(1594)年、豊臣秀吉の直轄地となった際に、宮木長次郎によって築かれた。 慶長6(1601)年から元和2(1616)年まで、毛利氏が城主となった後、寛永年間(1624~1644)に廃城となった。
⑤ 後藤家住宅	国登録有形文化財	林業を営んだ後藤家が建てた木造2階建ての主屋で明治20年の建築である。 入母屋造妻入棧瓦葺きの屋根を通りに向け、腰を海鼠壁とするなど重厚な構えを見せている。
⑥ 山田家住宅	国登録有形文化財	山田家は、江戸時代には町年寄、代官所御用達を務めた豪商である。主屋は文化12(1815)年の大火の翌年に建てられた。通りに面して、切妻屋根の前後に本瓦葺きの深い下屋を下すことで、軒の低い重厚な表構えを見せている。
⑦ 小ヶ瀬井路	未指定	文政6(1823)年から翌7年にかけて開削された井路で日田川(三隈川)右岸の上井出村字小ヶ瀬より取水して、堅岩をくり抜いた貫(トンネル)を通して、中城村(豆田町)まで用水を引き、中城村からは水路として、日田川通船の経路となった。
⑧ 女子畑発電所	未指定	九州水力電気株式会社(現在の九州電力株式会社)が最初に開発した発電所で、明治45(1912)年に着工し、大正2年(1913)年に完成した。筑後川水系玖珠川・大山川から取水する水力発電所で、出力は1万2,000kWであった。
⑨ 松原・下笠ダム	未指定	昭和28(1953)年の大水害を契機に、筑後川の治水と日田市への利水、水力発電を目的とした二重ダム方式で建設された。両ダムとも昭和33(1958)年に着手し、昭和48(1973)年に完成した。
○ 夜明ダム	未指定	九州電力が水力発電用に筑後川に建設したダム。イカダによる木材運搬ができなくなることやアユなどの水産資源が影響を受けるな

名称	指定等区分	概要
		どの反対運動が起きたが、昭和 29 (1954) 年に完成した。
○ 大山ダム	未指定	大山川支流の赤石川に、渇水対策や洪水調節、取水の安定化、河川環境の保全のために建設されたダム。平成 25 (2013) 年に完成した。
○ 豊後の水車風俗	国選択無形民俗文化財	山がちで溪流の多い大分県で多様な水車が見られる。江戸時代中期頃から作られた記録が残り、明治時代後半に最盛期を迎えた。
○ 精米用箱水車	市指定有形民俗文化財	明治時代中期に設置されたものである。棒の両端に水受けの箱がつけられ、たまった水の重さで回転させる構造である。
○ 井上酒造店舗兼主屋	国登録有形文化財	井上酒造は文化元 (1804) 年に創業したものである。店舗兼主屋は大正 3 (1914) 年に建築された木造 2 階建、棧瓦葺きの入母屋造りである。当初は平屋の茅葺きであったが、昭和 18 (1943) 年に 2 階を増築し、瓦屋根になった。
○ 薫長酒造土蔵	未指定	薫長酒造は江戸時代から千原家が営んでいたもので、昭和初期に現在の経営者が買い取ったものである。敷地内には、仕込蔵・麹室・穀蔵・焼酎蔵など 7 棟の土蔵がある。

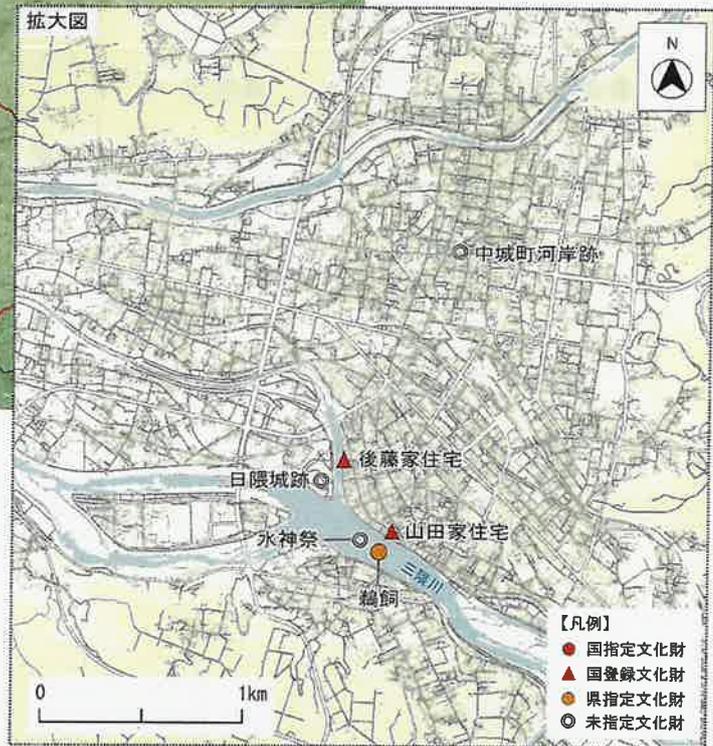


図 19 関連文化財群②構成文化財位置図

【関連文化財群③】

テーマ：人とモノが**織りなす**文化のクロスロード

歴史文化の特性(3) 北部九州との交流が活発だった日田の人とモノの交流

ストーリーの概要

本市では、原始・古代から中世に至るまで他地域と交易の様子を窺うことができる。

弥生時代には、筑後川を媒介として西からの文化を吸収しながら発展し、小さなクニが成立していく中期ごろには、吹上遺跡に代表される日田を統率する首長が出現し、甕棺墓など、北部九州の各地との交流を示す遺物が多数出土する。さらに、古墳時代初頭にかけては、環濠集落や豪族居館が出現する。

古墳時代中期には集落（一般民衆）レベルでの交流により、カマドや鉄作りを一早く、受け入れている。後期になると、市内最大の前方後円墳である朝日天神山古墳、ガランドヤ古墳や穴観音古墳といった装飾古墳が造営された。これらの古墳はいずれも筑後川流域沿い、あるいは西へ**通じる**陸路にあたる場所であり、交通の要所を日田の各地域の首長が支配することになった。

そして、中世になると、日田を掌握していた有力豪族である大蔵氏の居城や屋敷跡などからは輸入陶磁器や硯など当時貴重な中国からの輸入貿易品などが多数見つかかり、当時の様相が浮かんでくるようになった。

大蔵氏は日田郡司として名目上の支配者だったばかりでなく、実質的にも各地域に配置した同族及び他の豪族たちを統合して西豊後に一大勢力を築いた。大蔵氏が造営した慈眼山永興寺や岳林寺には、京・奈良の仏師による仏像群が並び、一面中央を志向しつつも、一面では確かな自己の力を誇示するという日田独自の文化が育った。

構成文化財の例

名称	指定等区分	概要
① 吹上遺跡	県指定史跡	弥生時代中期から後期にかけての墓地。7基の甕棺墓や3基の木棺墓で構成される。墓からは青銅器や貝製品など豪華な副葬品が多く出土し、当時の日田を治めた有力者の墓地と考えられる。出土品は国指定重要文化財、墓地一帯は県指定史跡。
○ 吹上遺跡出土品	国指定重要文化財	吹上遺跡6次調査で出土した青銅製や鉄製の武器類、勾玉・管玉などの装飾品、南海産の貝輪などに副葬品と甕棺などで577点で構成される。
② 小迫辻原遺跡	国指定史跡	弥生時代終わりの環濠集落や古墳時代初めの豪族居館のほか、古代の役所関連の建物や中世の屋敷などが見つかっており、長い期間にわ

名称	指定等区分	概要
		たつて日田において重要な場所であったことがわかる遺跡である。
③ 薬師堂山古墳	県指定史跡	古墳時代中期に造られた直径約 38m の円墳で市内では最大である。内部には竪穴式石室があると考えられる。また、市内では唯一、円筒埴輪や太刀型埴輪が出土した古墳でもある。
④ 城山古墳	県指定史跡	古墳時代後期に造られた全長約 30m の前方後円墳。内部には箱形の石棺があると考えられる。
⑤ 朝日天神山古墳	県指定史跡	古墳時代後期に造られた 2 基の前方後円墳で構成される。2 号墳は全長が約 85m あり、後期では大分県内最大級の大きさである。
⑥ ガランドヤ古墳	国指定史跡	古墳時代後期に造られた 3 基の円墳で構成される古墳群でいずれも横穴式石室がある。1 号墳は直径約 29m、2 号墳は直径約 23m (推定) である。3 号墳は規模不明。1・2 号墳の横穴式石室には赤色や緑色で同心円文や人物、鳥、船などが描かれている。1・2 号墳からは鉄刀や鏡、馬具、鉄の矢じりなどの副葬品が出土した。1・2 号墳は国指定史跡、出土品は県指定有形文化財。
⑦ 穴観音古墳	国指定史跡	古墳時代後期に造られた直径約 23m の円墳。横穴式石室の壁には、赤色と緑色で円文や人物、鳥、船などが描かれた装飾古墳である。
⑧ 法恩寺山古墳群	国指定史跡	古墳時代後期に造られた 7 基の円墳から構成される古墳群。1～5 号墳が国の史跡に指定されており、4 号墳からは馬具や鉄の矢じりなどの多くの副葬品が出土している。3 号墳は装飾古墳で、横穴式石室の壁に朱色で円文や鳥、人、馬などが描かれている。
⑨ 大蔵古城	未指定	平安時代に日田郡司となった大蔵氏が慈眼山に造った城である。山中には現在も曲輪や切り通し(道)が多く残る。また、山の中腹には大蔵永季が建てたといわれる永興寺がある。

名称	指定等区分	概要
○ 永興寺と関係資料群	国指定重要文化財	永興寺の本尊とされる木造十一面観音立像、木造四天王立像仏像、木造兜跋毘沙門天立像、木造毘沙門天立像がある。
○ 岳林寺と関係資料群	県指定有形文化財 市指定有形文化財 未指定	明極楚俊によって創建された岳林寺に残されている資料群。岳林寺木造明極楚俊座像（県指定有形文化財）、絹本着色明極楚俊像、紙本墨書明極墨蹟、木造釈迦三尊像附釈迦如来像奉籠物、岳林寺木造弥勒菩薩坐像、岳林寺文書、岳林寺絹本着色仏涅槃図（以上、市指定有形文化財）がある。
⑩ 慈眼山遺跡	未指定	大蔵古城南側の平地に広がる遺跡である。奈良時代や平安時代の遺構や遺物が見つかるほか、室町時代後半の大きな溝に囲まれた建物などが見つかり、当時の領主（大蔵氏や大友氏）の家来たちが住んだ城下町と考えられる。

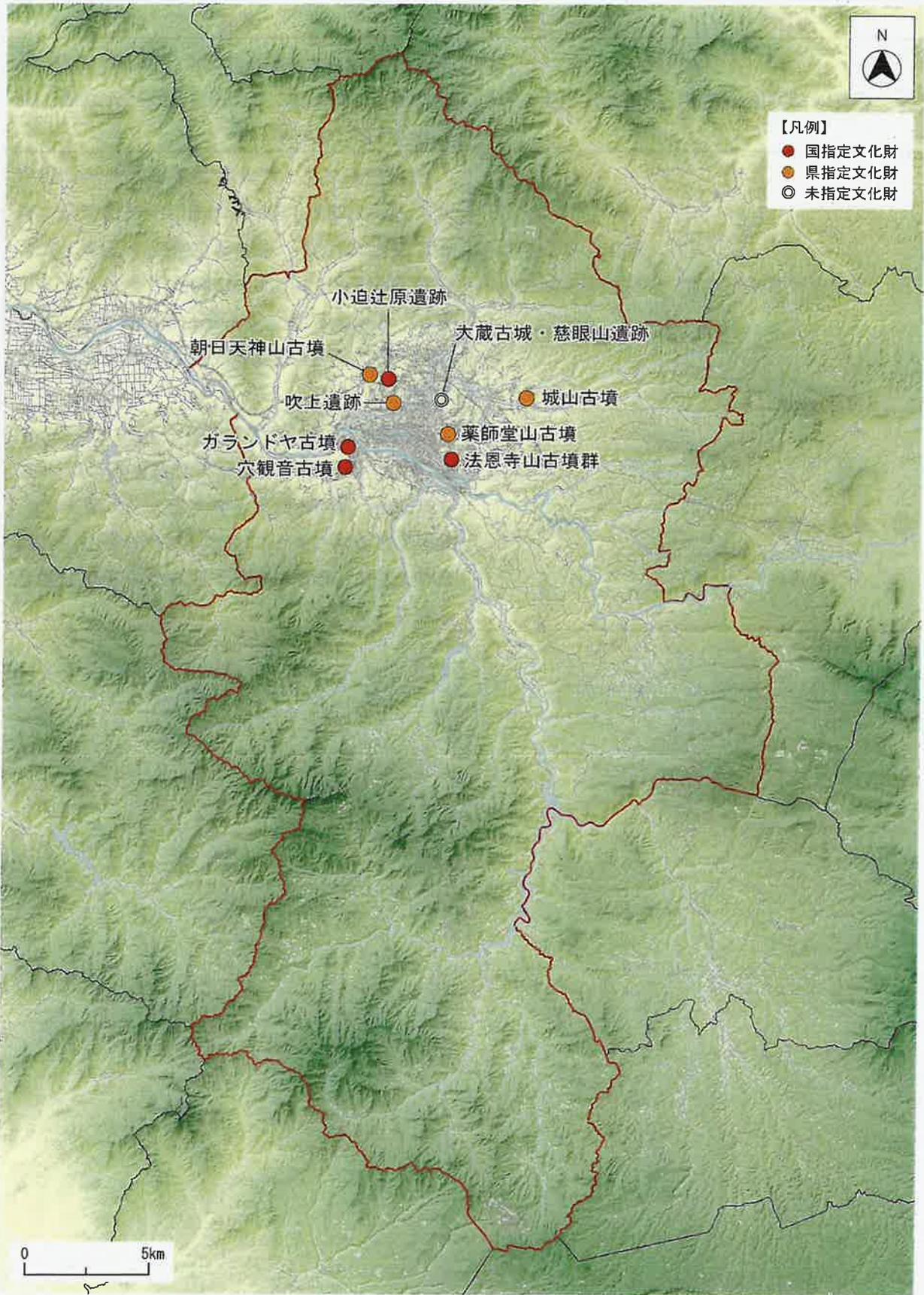


図 20 関連文化財群③構成文化財位置図

【関連文化財群④】

テーマ：天領日田の栄華の足跡

歴史文化の特性(4) 江戸時代に栄えた日田

ストーリーの概要

北部九州の中央に位置する本市は、周囲を山々に囲まれているとはいえ、江戸時代にはひを核とした政治の要衝であり、また日田金で知られるように、豆田町や隈町の商人のめざましい活動が展開された経済の要地でもあった。さらに、廣瀬淡窓をはじめとした数々の文化人が活躍した地としても重要な地位を占めていた。

こうした政治・経済・文化の動きは、人と人、地域と地域の結びつきの中で形づくられてきたものであり、道はその動脈に相当する。

日田代官所を起点として各地への陸上交通路が設けられるとともに、水上交通も整備が進み、年貢のほか様々な物資が運送され、このような交通網の発達により、廣瀬家や草野家に代表される商業活動が活発になり、文化面でも交流が進んだことで豊かな町人文化が育まれた。なかでも咸宜園跡（国指定史跡）は近世最大規模の私塾として知られる。

豆田町と隈町には、近世に建築された良質な建物が多く残されているが、これは、日田という地が幕府の直轄地として経済的に発展し、文化的にも進んでいたことが背景にある。

国の伝統的建造物群保存地区に選定されている豆田町は今なお、南北2本の通りと東西5本の通りに整然とした町割りを残す。また、隈町では、川を望んで奥座敷や座敷蔵が並び建つ水郷日田ならではの景観が形成され、近世日田の興隆を今に伝えている。

構成文化財の例

名称	指定等区分	概要
① 石坂石畳道	県指定史跡	日田代官所と中津や宇佐を結ぶ道路の一部。全長 1.26 km、高低差 200mの石畳道。嘉永3（1850）年に隈町の掛屋・山田常良が周防（山口県）から石工を招いて作ったもので通行人や馬の負担は大きく軽減された。
② 川原隧道と石畳	県指定史跡	代官・塩谷大四郎の命令で日田と玖珠を結ぶ道路の改修に伴い造られた。山を掘り抜いて石を組んだ全長 52mのトンネルで両出口には石畳が残っている。
○ 台神社前旧往還石畳道	市指定史跡	日田代官所と竹田を結ぶ道路の一部で約 30mが残る。代官・羽倉権九郎（寛政5（1793）年～文化6（1809）年在任）の時に、女子畑村から出口村まで整備されたと言われている。

名称	指定等区分	概要
③ 永山城跡	県指定史跡	慶長6(1601)年に小川光氏が築いたもので、当初は丸山城と呼ばれた。元和2(1616)年に石川忠総が城主となり、永山城と改めた。その後、天領となり、城の南側に代官所ができたことで廃城となった。
④ 永山布政所跡	未指定	寛永16(1639)年、日田の天領となった際に永山城南側に置かれた代官所。その後、明和4(1767)年の郡代昇格を経て、幕末まで代官所としての役割を担った。
⑤ 中城町河岸跡	未指定	日田では、筑後川の豊かな水量を生かした船運が早くから発達した。小ヶ瀬井路の完成により、中城川の水量が増加したことから、中城村(豆田町)の荷物を積み込んで、日田川に出すための「河岸」が建てられ、26艘の川船が用意された。
○ 竹田河岸跡	未指定	筑後川に設けられた河岸で中城河岸より古く、竹田村の年貢米のほか、玖珠郡の幕府領の年貢米を積み出した。筑後川に設けられた河岸で中城河岸より古く、竹田村の年貢米のほか、玖珠郡の幕府領の年貢米を積み出した。
⑥ 小ヶ瀬井路	未指定	文政6(1823)年から翌7年にかけて開削された井路で日田川(三隈川)右岸の上井出村字小ヶ瀬より取水して、堅いわをくり抜いた貫(トンネル)を通して、中城村(豆田町)まで用水を引き、中城村からは水路として、日田川通船の経路となった。
⑨ 日田市豆田町	国選定重要伝統的建造物群保存地区	天領時代に町人地として発展した豆田町とその周辺は、南北2本の通りと東西5本の通りに整然とした町割をよく残し、伝統的な建物が群として良好に残っていることから、平成16(2004)年に選定された。 江戸期から大正期に建てられた居蔵造の町家を中心に、木部を見せる真壁造の町家、近代の洋館、醸造蔵、昭和初期の三階建家屋等が並び、町ごとに特徴ある歴史的景観を残している。

名称	指定等区分	概要
⑧ 草野家住宅	国指定重要文化財	江戸時代後期の元禄期に現在地に居を構えた草野家は製蠟業を営み、代官所御用達、庄屋役を務めた豪商である。建物は6棟からなる主屋と土蔵4棟が残っており、最も古いものは江戸中期の主屋仏間部で、通りに面して建つ店舗部などは、明和9（1772）年の豆田町の大火災後に建てられた。
⑦ 廣瀬淡窓旧宅及び墓	国指定史跡	江戸時代後期の儒学者・漢詩人・教育者である廣瀬淡窓の生家。 廣瀬家は、延宝元（1673）年に廣瀬家初代五左衛門が現在地に移り住んだことが始まりとされる。 旧宅は魚町通りを挟んで南北に分かれており、淡窓は北を「北家」、南を「南家」と呼び分けていた。 「北家」には主屋や座敷、新座敷、土蔵3棟があり、廣瀬家当主や家族などが居住し、主に生活空間と商業空間として使用された。 「南家」には南主屋や隠宅、土蔵2棟があり、祖父母や父母の隠宅、親族の住居などとして利用されてきた。 廣瀬淡窓の墓は、旧宅から南へ300m離れた住宅地の中にあり、淡窓や廣瀬家出身の咸宜園歴代塾主とその家族の墓地で、「文玄廣瀬先生之墓」と刻まれた淡窓墓を中心にして左右に計12の墓石が並んでいる
⑩ 咸宜園跡	国指定史跡	江戸時代後期の儒学者・廣瀬淡窓が文化14（1817）年に開いた近世日本を代表する私塾である。 全国各地から入門した門下生の数は5,000名を超え、主な門下生には、大村益次郎（兵学者）、長三洲（文部官僚）、上野彦馬（写真術の先駆者）、清浦奎吾（第13代内閣総理大臣）などを輩出している。

名称	指定等区分	概要
○ 長福寺本堂	国指定重要文化財	九州最古の真宗寺院の本堂で、寛文9（1669）年に建立された。京都の西本願寺の建物（旧本堂西山別院）と似た造りから、西本願寺を建築した棟梁か、その指導のもとに建築されたと考えられている。
○ 桂林園跡	未指定	咸宜園の前身である私塾跡。文化2（1805）年、廣瀬淡窓が初めて塾の建物を構えた場所でもある。
○ 三遷堂	未指定	有浦琴虹・蓬園親子が営んだ寺子屋。寛政9（1797）年から明治10（1877）年までの80年間に約3,500人が学んだと言われる。
○ 咸宜園関係資料群	未指定	咸宜園の「入門簿」や「会計録」、和漢籍（日本・中国の書物）などの塾の実態を明らかにする資料である。
⑪ 隈町	未指定	文禄3（1594）年、豊臣秀吉の直轄地となった際に、宮木長次郎によって日隈城が築かれ、この時に、田島にあった町を三隈川右岸の城下に移し、隈町と名付けられた。
⑫ 日田祇園の曳山行事	国指定無形民俗文化財	疫病や風水害を払い安泰を祈念する祭りで、豪華絢爛な刺繍を施された見送り幕・水引をまとった山鉦が祇園囃子の音色とともに隈・竹田・豆田地区の町並みを巡行し、近世日田の繁栄を偲ばせる。山鉦巡行は正徳4（1714）年には行われており、祇園囃子は江戸時代後期の文化年間に小山徳太郎によってはじめられたという。
○ 行徳家住宅	国指定重要文化財	文化年間（1804～1817）に建てられたもので、西側に山を借景とした庭を有する。建築様式は当時よく見られた「曲屋」形式の屋根と土間の広い「大庄屋」形式である。なお、行徳家は代々医者を営む家で、幕末に活躍した元遂は民政にも力を入れ、廣瀬家や千原家とともに夜明の嘉詠橋を完成させた。
○ 旧矢羽田家住宅	国指定重要文化財	18世紀前半頃の建築と推定されている。屋根の形は峰が「コの字」形となり、全面に谷がある「くど造り」形式となるのが、この住宅の特徴でもある。この形式の民家は県内で唯一残る。

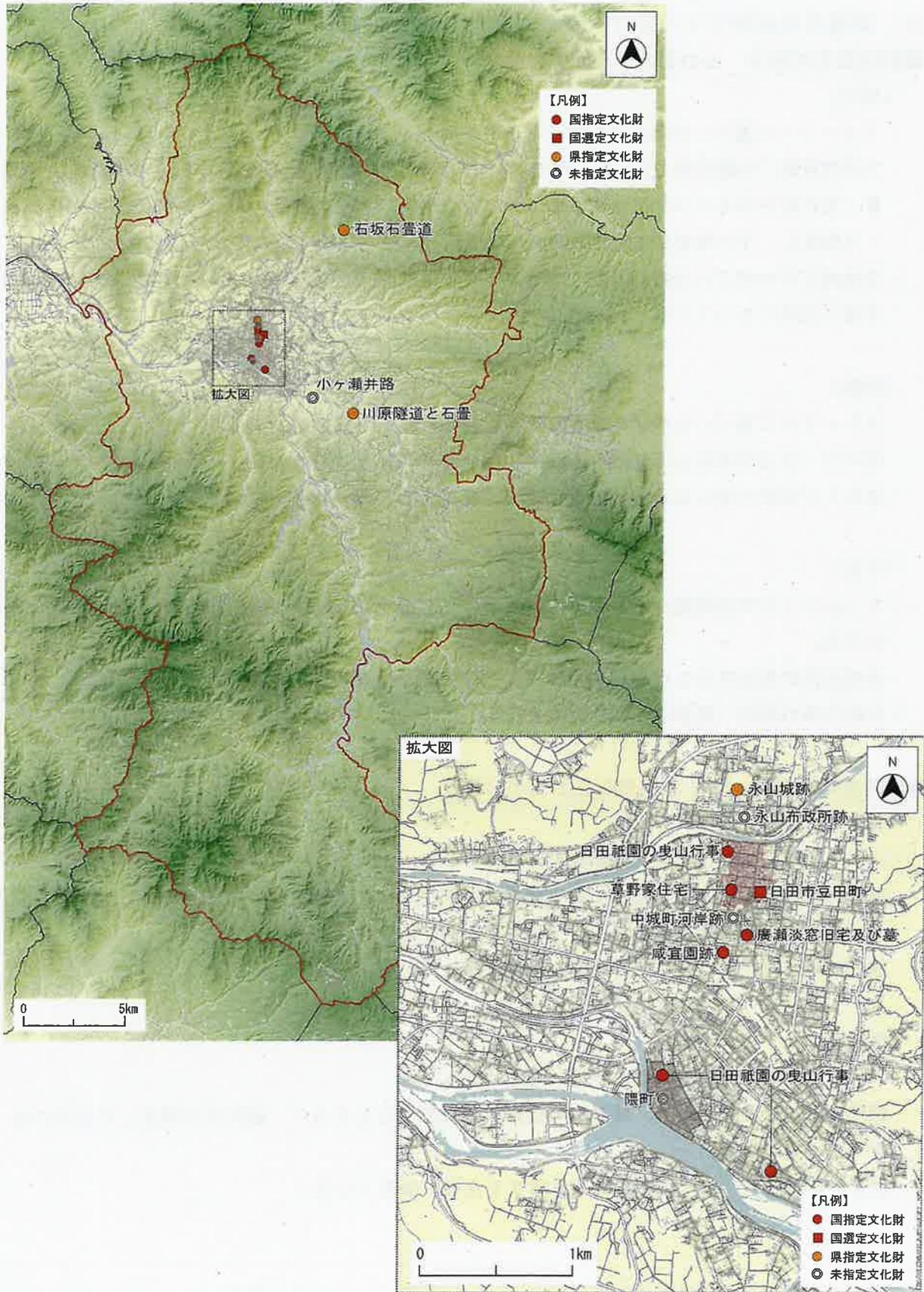


図 21 関連文化財群④構成文化財位置図

5. 関連文化財群ごとの保存・活用に関する現状と課題・方針

■関連文化財群① 山の恵みを活かした営み

(現状)

- ・ストーリーに基づいた魅力の発信ができていない。
- ・文化的景観「小鹿田焼の里」は、選定以降15年以上が経過し、前提となる人々の暮らしや生業、文化財を守る人々の考え方が変わっていく中で、文化的景観の本質的価値を将来にわたって継承し、その歴史的な資源を生かした地域づくりを推進することが重要となっている。
- ・各地域で行われている楽の保存・継承のための財政支援を行っているが、後継者の確保及び育成が困難になっている。

(課題)

- ・ストーリーに基づいた魅力の発信が必要となる。
- ・現行の「文化的景観小鹿田焼の里保存計画」の見直しが必要となる。
- ・楽などの伝統行事における後継者の確保、育成及び支援が必要となる。

(方針)

- ・ホームページや広報紙などを用いてストーリーに基づいた魅力の発信を行い、広く市民に周知する。
- ・地域住民の参画を得ながら、現行の「文化的景観小鹿田焼の里保存計画」を見直す。
- ・伝統行事の保存・継承のための支援を行う。

■関連文化財群② 川との共生の証と流域の景色

(現状)

- ・ストーリーに基づいた魅力の発信ができていない。
- ・鶺鴒の保存、継承及び活用に必要な経費の一部について支援しているが、^{さおさ}棹差しが不足しており、また、鶺匠及び棹差しとしての生計が不安定な状況にある。
- ・歴史的建造物についての維持管理が困難になっている。

(課題)

- ・ストーリーに基づいた魅力の発信が必要となる。
- ・鶺鴒を継続していくため、棹差しの後継者を育成するとともに、鶺匠及び棹差しの生計の安定化が必要となる。
- ・歴史的建造物についての維持管理に対する支援が必要となる。

(方針)

- ・ホームページや広報紙などを用いてストーリーに基づいた魅力の発信を行い、広く市民に周知する。
- ・棹差しの後継者を発掘するとともに、鶺匠及び棹差しの生計の安定化について、関係各課及

び団体などと情報共有及び連携を図りながら、具体的な対策を講じる。

- ・伝統的建造物群保存地区以外に位置する歴史的建造物に対する支援策（補助制度の創設）について検討する。

■関連文化財群③ 人とモノが織りなす文化のクロスロード

（現状）

- ・日本遺産の構成文化財によるストーリーが構築できているが、関連文化財全体について、ストーリーに基づいた魅力の発信ができていない。
- ・保存・活用を図るための整備（古墳そのもの・アクセス道などの周辺環境）が必要な遺跡及び古墳などが存在する。
- ・遺跡や古墳などの一体的な利用が図られていない。

（課題）

- ・遺跡の発掘調査成果を素材として、ストーリーに基づいた魅力の発信が必要となる。
- ・遺跡や古墳などの適切な保存及び周辺環境の整備等が必要となる。
- ・市民及び観光客向けの遺跡や古墳などの周遊ルートの設定が必要となる。

（方針）

- ・ホームページや広報紙などを用いてストーリーに基づいた魅力の発信を行い、広く市民に周知する。
- ・遺跡や古墳などの保存環境の整備について検討する。
- ・遺跡や古墳などの周遊ルート設定を設定する。

■関連文化財群④ 天領日田の栄華の足跡

（現状）

- ・ストーリーに基づいた魅力の発信ができていない。
- ・石坂石畳道については、他自治体と連携した取組が行われていない。
- ・隈・豆田を一体的に捉えた保存・活用の取組が行われていない。
- ・隈町における歴史的建造物の維持管理に対する支援制度が整備されていない。

（課題）

- ・ストーリーに基づいた魅力の発信が必要となる。
- ・石坂石畳道を活かした広域的なつながりが必要となる。
- ・隈・豆田を一体的に捉えた保存・活用の取組が必要となる。
- ・隈町における歴史的建造物の維持管理に対する支援制度が必要となる。

（方針）

- ・ホームページや広報紙などを用いてストーリーに基づいた魅力の発信を行い、広く市民に周

知する。

- ・石坂石畳道でつながる他自治体と連携し、広域的な普及啓発、活用等などに取り組む。
- ・周遊ルートづくり、魅力の発信の強化に取り組む。
- ・伝統的建築物の適切な維持管理に対する支援策の充実を図る。

6. 関連文化財群ごとの保存・活用に関する措置

関連文化財の保存・活用に関する課題と方針を踏まえ、計画期間に実施する措置（事業）を次のとおり設定し、基本理念の実現を目指します。

関連文化財群	具体的な措置の内容	財源	取組主体	実施期間
①～④	関連文化財群のストーリーに基づいた魅力発信 ホームページや広報紙などを用いてストーリーに基づいた魅力の発信を行い、広く市民に周知するとともに体験メニューを創設する。	市	市	R7～
①	重要文化的景観保護推進事業（再掲） 将来にわたり景観をまもりつつ、地域資源を整備・活用しながら、地域の振興につなげていくため、地域の主役である住民の参画を得ながら「文化的景観小鹿田焼の里保存計画」を見直す。	国 県 市	市 関係機関 団体 市民	R7～
	指定文化財等保存補助事業（再掲） 文化財補所有者や保持団体などに対し、管理費や伝承のための事業費の一部を助成し、これらの文化財の確実な保存・伝承を図る。	県 市 その他	市 団体	R10～
②	鶺鴒保存対策事業（再掲） 鶺鴒保存会に対し、鶺鴒を継続していくために必要な経費の一部をはじめ、後継者育成及び普及啓発に係る経費に対して助成を行う。	県 市	市 団体	R7～
	歴史的建造物保存事業（再掲） 伝統的建造物群保存地区以外に位置する歴史的建造物の保存・修理に係る経費に対して助成を行う。	国 県 市 その他	市 所有者	R7～
③	土木建築部事業（再掲） 遺跡や古墳などへのアクセス道及び便益施設などの整備を検討する。	市	市	R10～

関連文化財群	具体的な措置の内容	財源	取組主体	実施期間
	文化財保護事業（再掲） 文化財標柱・解説板を整備する。	市	市	R7～
	遺跡や古墳などの周遊ルートの設定 市民や観光客が、市内に点在する遺跡や古墳などを気軽に散策できる周遊（観光）ルートを設定し、ホームページ等で公開する。	市	市	R10～
④	歴史的建造物保存事業（再掲） 伝統的建造物群保存地区以外に位置する歴史的建造物の保存・修理に係る経費に対して助成を行う。	国 県 市 その他	市 所有者	R7～
	歴史街道連携事業 石坂石畳道に関する自治体と連携し、周遊ルートの設定や講演会を開催し、関心を深めてもらうとともに、誘客の促進につなげる。	市	市	R7～

[Illegible Title]

No.	Date	Time	Description
101	10/10/2023	10:00	[Illegible text]
102	10/11/2023	11:00	[Illegible text]
103	10/12/2023	12:00	[Illegible text]

第8章 文化財の防災・防犯

1. 文化財の防災・防犯に関する現状と課題

(1) 現状

近年、全国的に自然災害や火災などによる文化財の損傷や滅失被害が相次いでいる。

歴史をひも解くと、周囲を山々に囲まれ、いくつもの川が合流し、水郷ひたと呼ばれる本市は、古くから風水害に見舞われており、近代においては、明治前半だけでも明治2（1869）年、明治7（1874）年、明治18（1885）年の記録が見られる。特に、明治22（1889）年の被害は甚大で、その後の、大正10（1921）年の水害、昭和28（1953）年の水害とともに、近現代の三大水害と言われている。

近年では、平成24（2012）年や29（2017）年の九州北部豪雨、令和2（2020）年7月豪雨災害及び令和5（2023）年7月大雨災害などにより、人的被害、土砂災害や河川の氾濫による住宅の全半壊や浸水被害が発生し、市民生活に大きな影響を与えたことをはじめ、農作物の被害や農業施設、市道、林道などの被害もあり、復旧には多くの時間と費用を要した。また、大雨以外では、平成28（2016）年の熊本地震による被害などがある

文化財については、第1章の災害史でも述べたように、これまでの豪雨により、小鹿田焼の里（国選定重要文化的景観）における唐臼の流出並びに棚田への土砂流入及び石積の崩壊、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている豆田町の家屋への浸水、筏場眼鏡橋（元県指定有形文化財（指定解除））の流出や熊本地震では永山城跡（県指定史跡）の石垣の一部崩落などの被害が発生している。

このように、近年、大規模な災害に見舞われているが、『日田市地域防災計画』には、文化財に係る災害予防対策の概要の記載に留まっており、平常時、発災時、復旧・復興時などの各段階における対応を速やかに行うためのマニュアルを整備していない。

また、防災の取組として大切な日頃の備えについては、1月26日の文化財防火デーに合わせ、地元住民と協力しながら防火訓練を行っているほか、伝統的建造物群保存地区内においては計画的な消火栓の整備に取り組んでいる。

しかしながら、文化財所有者への防災・防犯に対する注意喚起が十分にできておらず、また、自治会、消防署、消防分団など関係者間での意識の共有が図られていない現状にある。

その他にも、市内に点在する文化財並びに周辺環境における災害・犯罪リスク及び防災・防犯設備の把握が行われていない。

(2) 課題

防災・防犯対策を講じるため、市内に点在する文化財の周辺環境調査及びリスク分析が必要となる。

そして、文化財の災害予防対策を明確にするため「日田市地域防災計画」の改訂及び平常時、発災時、復旧・復興などの各段階における対応を速やかに行うためのマニュアル整備が必要となる。なお、計画の改訂並びにマニュアル整備にあたっては、文化庁の「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等のガイドライン」などを参照するとともに、頻発する各種の災害から文化財を守り、災害発生時の救援・

支援を多くの専門家の協力によって迅速かつ効果的に実施するための常設の体制として、令和 2 年（2020）に開設された文化財防災センターとの連携についても検討する必要がある。

また、文化財防火デーを中心に、**これまで以上に**、所有者、自治会、消防署、消防分団と連携した防火訓練の実施や所有者に対する防災・防犯に関する情報提供及び啓発を通じた意識向上の取組が必要となる。

2. 文化財の防災・防犯に関する方針

文化財が災害や火災などにより、毀損・滅失しないように、適切に保存し、確実に次世代へ継承していくためには、防災・防犯対策が重要となる。

そのため、防災・防犯設備の整備・充実に取り組むことをはじめ、文化財の被災リスクの把握、地域防災計画の見直しや平常時、発災時、復旧・復興時などの各段階における対応を速やかに行うためのマニュアル整備などに取り組む。

また、所有者、警察及び消防などの関係機関、地域住民と連携し、文化財の防災・防犯の仕組み及び体制整備を推進する。

3. 文化財の防災・防犯に関する措置

文化財の防災・防犯の取組として、方針に基づき、次の措置（事業）を実施する。

No	措置	取組主体	実施期間
1	文化財防災・防犯対策事業 ・ 防災・防犯に関するマニュアルを整備する ・ 所有者、警察及び消防などの関係機関及び地域住民等と連携し、文化財の防災・防犯の仕組み及び体制整備を構築する	市	R7～
2	文化財防災施設整備事業 ・ 歴史的建造物防災施設の整備について検討する	市	R7～
3	伝統的建造物群保存事業 ・ 伝統的建造物群保存地区における防災施設を整備する	市	R7～
4	行徳家住宅防災施設整備事業 ・ 重要文化財行徳家住宅の防災施設整備対策工事を実施する	市	R7～
5	防火意識向上事業 ・ 所有者・自治会・消防分団・消防署などと連携した防火訓練を実施する	市 団体 所有者 市民	R7～
6	防災・防犯に関する周辺環境調査事業 ・ 文化財が所在する周辺環境調査に基づくリスク分析を行う	市 団体 所有者 市民	R7～

第9章 文化財の保存・活用の推進体制

1. 庁内の推進体制

(1) 担当課の体制

本市の文化財保護行政は教育庁文化財保護課が主に担当しており、文化財の保護及び管理、埋蔵文化財の調査及び保護、文化財建造物の保護などの業務並びに文化財展示施設である埋蔵文化財センターの運営などを所管している。

また、咸宜園の運営管理等は咸宜園教育研究センターが担当し、日本遺産及び世界遺産に関する調査や取組は世界遺産推進室が、自然に関する調査や取組は博物館が担当している。

職員体制として文化財保護課職員 14 名中、文化財専門職員（学芸員）6 名並びに建築専門技師 4 名を配置するほか、教育庁咸宜園教育研究センター・世界遺産推進室職員 5 名のうち文化財専門職員 1 名、博物館職員 3 名のうち学芸員 2 名を配置している。（令和 5 年 4 月 1 日時点）

今後とも、業務分担や政策課題に合わせた体制の充実を図るとともに、文化財に関する専門的な知識やノウハウの継承のため計画的な職員配置に取り組む。

組織	主な業務
文化財管理係（主担当）	<ul style="list-style-type: none">文化財の調査及び資料の保護に関する事項文化財の保護及び管理に関する事項
埋蔵文化財係	<ul style="list-style-type: none">埋蔵文化財の調査及び資料の保護に関する事項史跡等の保護に関する事項
町並み保存係	<ul style="list-style-type: none">伝統的建造物群保存地区及び文化財建造物の保護に関する事項
世界遺産推進室	<ul style="list-style-type: none">世界遺産の登録推進に関する事項日本遺産の活用・普及啓発に関する事項
咸宜園教育研究センター	<ul style="list-style-type: none">咸宜園、廣瀬淡窓、門下生等に関する研究並びに関係資料の調査、収集、整理及び保管研究や調査成果の展示公開、情報発信等による活用
博物館	<ul style="list-style-type: none">自然や文化等に関する資料の収集、保管及び展示博物館資料の調査研究及び普及啓発
埋蔵文化財センター	<ul style="list-style-type: none">埋蔵文化財の発掘調査及び研究資料の収集、整理及び保存埋蔵文化財等に係る知識の普及及び啓発

(2) 市内各課との連携

文化財の保存・活用にあたっては、都市計画、商工、観光、防災、まちづくりなど、関連業務を所管する市内他部局との連携が不可欠となる。そのため、今後も、関係部局との連携を図るため、本計画作成時に設置した市内連絡会を活用し、継続的に情報共有を行うとともに、協議の場を設けて各部局の施策との調整を行うなど、継続した取組を進める。

組織		主な業務
総務部	防災・危機管理課	・ 防災、水防及び災害全般に関する事項
企画振興部	地方創生推進課	・ 市の総合計画に関する事項 ・ 市の政策・企画に関する事項 ・ 市の認知度及び好感度向上のための情報発信に関する事項
	まちづくり推進課	・ 地域振興の施策に関する事項 ・ 市民協働の推進に関する事項 ・ NPO 及びボランティア団体に関する事項
市民環境部	環境課	・ 環境施策の総合的推進に関する事項 ・ 川づくり及び河川環境に関する事項
商工観光部	観光課	・ 観光産業の振興に関する事項 ・ 観光資源の保護及び開発に関する事項
農林振興部	農業振興課	・ 農業生産基盤及び環境整備に関する事項
	林業振興課	・ 森林整備及び計画に関する事項
土木建築部	都市整備課	・ 都市景観の形成に関する事項
教育庁	学校教育課	・ 学校教育及び学校経営の指導助言に関する事項 ・ 教育課程、学習指導、生活指導に関する事項
	社会教育課	・ 生涯学習の企画、運営に関する事項 ・ 文化振興施策の推進に関する事項
	図書館	・ 図書館資料の収集、保管、整理 ・ 図書館資料の管内閲覧及び館外貸出し

(3) 関係機関との連携

文化財の保存・活用に関する多様な活動に対して適切に措置を講じることができるよう、今後とも国及び県との連携を強化するとともに、文化財保護審議会及び町並み保存審議会等並びに大学等教育研究機関等を通じて指導・助言を求める。

また、本市の歴史・文化の魅力をわかりやすく伝え、ふるさとへの誇りと愛着を醸成し、住み続けたいと感ずることができるよう、学校教育及び社会教育等との連携を強化する。

組織	主な業務
文化庁	・文化財保護に関する指導・補助金の交付・現状変更に関する事項
国立文化財機構奈良文化財研究所	・市内装飾古墳などの文化財保存環境調査等で適切な指導助言を求める。
大分県教育庁文化課	・文化財の指定などに関する業務について所管するとともに、県文化財保存活用大綱に基づき、文化財の保存・活用を推進する
大分県立歴史博物館	・調査研究情報の交換、イベント等での協力、展示資料の貸借
大分県立埋蔵文化財センター	・埋蔵文化財に関する相互協力、情報交換など
日田玖珠広域消防組合、各地区消防団	・文化財に対する防災体制や設備の相談など
日田市文化財保護審議会	・文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する
日田市町並み保存審議会	・伝統的建造物群保存地区の保存などに関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長及び教育委員会に建議する
相互協力協定締結大学（国立大学法人 大分大学・学校法人 別府大学）	・教育、文化、生涯学習及び人材育成における諸課題について協力する
日田市内の教育機関（小中学校・高等学校）	・学校や公民館などと連携し、学習の場において出土遺物等歴史資料や民俗資料を利用するなどの学習活動に対して支援を行うことで、地域の歴史に対する愛着を高める取組を行う
一般財団法人 日田市公民館運営事業団	

2. 市民・団体との協働

(1) 所有者との連携

所有者と連携し、引き続き、文化財の適切な保存を進めるとともに、活用する場合においては、所有者と活用したい側、相互に有意義な事業となるよう十分な調整を図る。

(2) 地域住民との連携

地域に根差した文化財の掘り起こしや、防災・防犯のための見守りなど、地域住民自らがその価値を見出し、主体となって保存・活用を進めることが不可欠となるため、地域住民を構成とする団体や地区公民館などと連携・協働のもと、人材の育成や担い手の確保に取り組む。

(3) 団体・企業との連携

市内の文化財（有形・無形・民俗）の保持団体及び保存会などが取り組む文化財の保存・活用への取組に対する支援を行うとともに団体相互の連携体制の構築を目指す。

また、企業・団体と連携しながら、各事業活動を通じた文化財への誘客促進や伝統文化の推進等を図る。

組織	主な業務
小鹿田焼技術保存会	・小鹿田焼（国指定重要無形文化財）の技術の継承
日田祇園山鉾振興会	・日田祇園の曳山行事（国指定無形民俗文化財）の実施・広報、山鉾並びに見送幕、水引幕の保存・伝承、日田祇園囃子の保存・伝承
鶺鴒保存会	・鶺鴒（県指定無形民俗文化財）の保存
本城くにち保存会	・くにち楽の保存並びに後継者の育成
五馬楽保存会	・五馬楽の保存並びに後継者の育成
大野楽保存会	・大野楽の保存並びに後継者の育成
豆田町伝建保存会	・歴史的町並みを、貴重な文化遺産として守り伝えるとともに、積極的な活用を図る
日田考古学同好会	・講演会の開催、発掘現場からの報告会、遺跡見学など、多様な視点から考古学を学ぶ
咸宜園放学遊山の会	・咸宜園ゆかりの地を含む日田の歴史遺産の再発見、理解、活用により、地域振興や観光振興につなげ、世界遺産登録に向けた機運の醸成を図る
日田観光協会	・市内の観光やイベント案内、観光事業の振興
日田商工会議所 日田地区商工会	・商工業者の支援及び育成

3. 広域連携

咸宜園跡及び豆田町については、世界教育史上独自の発展を遂げた我が国の教育を象徴する「近世の教育遺産」の世界遺産登録を目指すため、引き続き、茨城県水戸市（弘道館・偕楽園）、栃木県足利市（足利学校）、岡山県備前市（閑谷学校）の3市と組織した教育遺産世界遺産登録推進協議会において連携を図りながら、その魅力を効果的に発信、当該地域や構成文化財の認知度向上による文化観光振興などに取り組む。

そのほか、日本遺産認定自治体や装飾古墳が所在する筑後川流域自治体などと連携した文化財公開により、市内誘客などの観光振興を図る。

4. 計画の進捗管理と自己評価方法

本計画は、計画期間が11年間と長期にわたるため、計画期間を3～4年間毎の1～3期に分けて、進捗管理と自己評価を行う。

各計画期間経過時点で、社会的な要因や財政状況を踏まえ、措置（事業）の進捗状況の確認と自己評価を実施する。そして、評価結果を踏まえ、措置（事業）について必要な更新・修正を加えながら効果的に事業を推進する。

そして、措置（事業）の更新・修正が必要となった場合には、新たに「日田市文化財保存活用地域計画協議会（仮称）」を設置し、協議を行った後、「日田市文化財保護審議会」に諮問を行い、審議を経て、文化財保護法に基づき、文化庁長官による変更（「計画期間の変更」、「市域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」）の認定を受ける。

なお、上記以外の軽微な変更を行った場合には、当該変更の内容について、大分県及び文化庁へ情報提供を行う。

さらに、計画期間の11年経過時には、全体評価を行い、次期計画作成時の計画立案及び事業計画の策定に取り組む。

このように、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）からなるPDCAサイクルにより、地域計画に掲げる基本理念の実現に向けて、措置（事業）の着実な実施に取り組む。

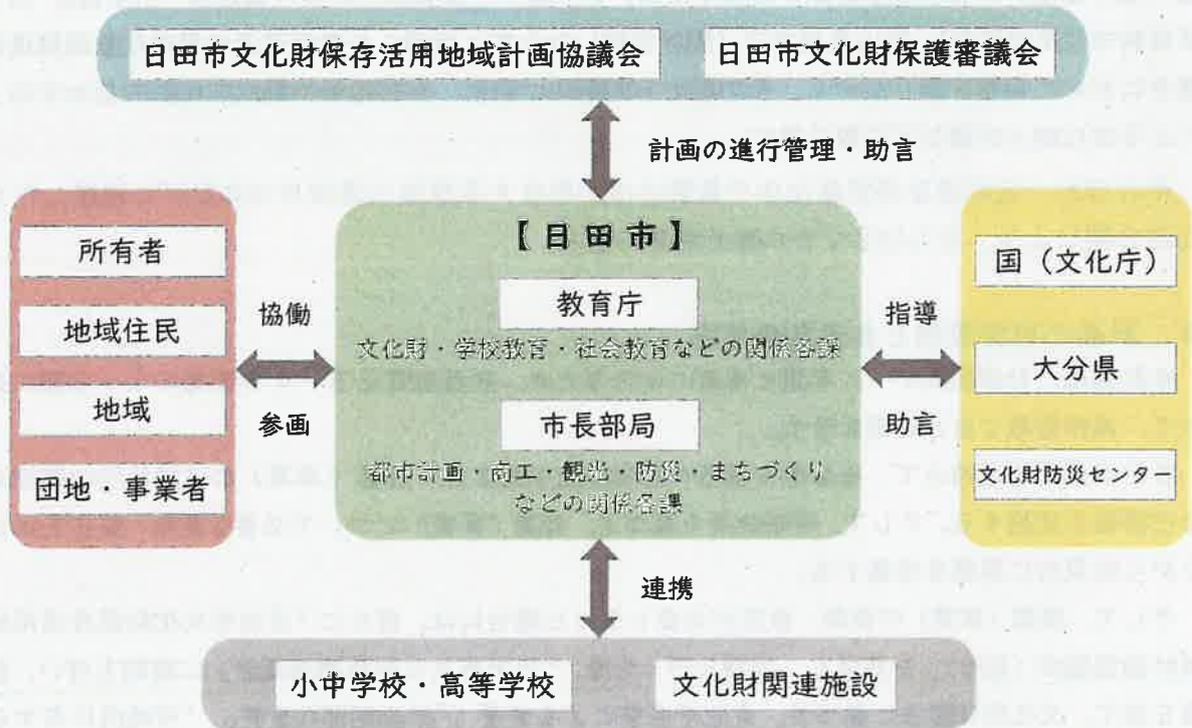


図 22 推進体制図